

業務取扱要領

59501—59800 雇用継続給付関係
(育児休業給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

59501－	第 1	制度の概要等	1
59520			
59501－	1	制度の概要	1
59510			
59501	(1)	育児休業給付の受給資格	1
59502	(2)	給付の種類及び支給額等	1
59503	(3)	育児休業給付の支給対象となる育児休業	2
59504	(4)	申請手続の主体等	7
59504-2	(4-2)	個人番号が記載された「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の取扱い	8
59505	(5)	支給の頻度及び支給申請の期間	10
59506	(6)	船員に対する育児休業給付	11
59521－	第 2	初回の支給申請手続	12
59600			
59521－	1	概要	12
59530			
59521	(1)	概要	12
59531－	2	受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定	12
59540			
59531	(1)	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出	12
59532	(2)	育児休業給付の受給資格の確認の申請	13
59533	(3)	育児休業給付の受給資格の確認	13
59534	(4)	削除	17
59535	(5)	休業開始時賃金日額の算定	17
59536	(6)	削除	17
59537	(7)	払渡希望金融機関口座の確認	17
59538	(8)	受給資格確認申請の期限に係る取扱い	18
59539	(9)	被保険者が支給申請手続を行う場合の取扱い	18
59541－	3	育児休業給付金の初回支給申請に係る取扱い	30
59550			
59541	(1)	支給申請期間	30
59542	(2)	添付書類	30
59543	(3)	支給要件の確認	31
59544	(4)	支給額の算定	32
59551－	4	支給決定等の通知等	34
59560			
59551	(1)	受給資格の確認のみが行われた場合の通知等	34

59552	(2)	初回支給申請が同時になされた場合の通知	35
59561ー	5	次回支給申請期間及び来所日等の指定等	38
59570			
59561	(1)	申請月にあわせた支給申請に係る周知	38
59562	(2)	初回支給申請の申請日の通知等	38
59563	(3)	第2回目以後の支給申請の支給申請期間の指定等	38
59601ー	第3	第2回目以後の支給申請における取扱い	43
59630			
59601ー	1	1歳に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い	
	い		43
59605			
59601	(1)	延長事由の申出に係る支給申請	43
59602	(2)	延長事由の申出等	43
59603	(3)	延長事由及び期間の確認	44
59604	(4)	延長期間の取扱い	47
59605	(5)	延長に係る支給単位期間の支給申請期間	47
59606ー	2	1歳6か月に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い	
	い		52
59610			
59606	(1)	延長事由の申出に係る支給申請	52
59607	(2)	延長事由の申出等	52
59608	(3)	延長事由及び期間の確認	53
59609	(4)	延長期間の取扱い	55
59610	(5)	延長に係る支給単位期間の支給申請期間	55
59611ー	3	第2回目以後の支給申請手続	60
59620			
59611	(1)	支給申請期間	60
59612	(2)	添付書類	60
59613	(3)	支給要件の確認	61
59614	(4)	支給額の算定	61
59615	(5)	支給決定等の通知等	61
59616	(6)	次回支給申請期間及び来所日等の指定等	61
59617	(7)	職場復帰後再度の育児休業給付の取扱い	61
59631ー	第4	1歳に達する日から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付	64
59670			
59631ー	1	概要	64
59640			
59631	(1)	概要	64

59641ー	2	支給申請における取扱い	68
59650			
59641	(1)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間の支給申請	68
59642	(2)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間に係る記載	69
59643	(3)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付要件の確認	69
59644	(4)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの支給単位期間の支給申請期間	70
59671ー	第5	2度目以降の育児休業給付の支給等	71
59720			
59671ー	1	他の子に係る育児休業給付の支給	71
59680			
59671	(1)	他の子に係る育児休業給付の受給資格確認	71
59672	(2)	前の子に係る対象育児休業期間の確認	73
59681ー	2	同一の子について再度の育児休業給付の支給	73
59690			
59681	(1)	対象育児休業であることの確認	73
59682	(2)	支給申請手続	76
59691ー	3	被保険者資格を喪失後に取得する育児休業についての育児休業給付の支給	77
59700			
59691	(1)	1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合の申請手続	77
59692	(2)	1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の申請手続	77
59701ー	4	出向後に取得する育児休業についての育児休業給付の支給	80
59710			
59701	(1)	出向後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合	80
59702	(2)	出向後1日以上空白があつて被保険者資格を取得する場合の申請手続	80
59721ー	第6	未支給育児休業給付金の支給	82
59740			
59721ー	1	未支給の育児休業給付金の支給	82
59730			
59721	(1)	未支給育児休業給付金の支給対象者	82
59722	(2)	未支給育児休業給付金の支給対象となる期間	82
59723	(3)	未支給育児休業給付金の請求	83
59724	(4)	未支給育児休業給付金の支給手続	83
59725	(5)	未支給育児休業給付金に係る未支給失業等給付請求書の事務処理	85

59501-59520 第 1 制度の概要等

59501-59510 1 制度の概要

59501 (1) 育児休業給付の受給資格

被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）が、その 1 歳（一定の要件（59631 参照。）を満たす場合は 1 歳 2 か月）に満たない子を、保育所における保育の実施が行われない等の場合（詳細は 59503 ハ、ニ 59603 及び 59608 参照。）は 1 歳 6 か月又は 2 歳に満たない子を養育するために休業した場合において、原則として、その休業を開始した日前の 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある完全月（以下「みなし被保険者期間」という。詳細は 59533 参照。）が通算して 12 か月以上あるときに育児休業給付金の受給資格者となる。

59502 (2) 給付の種類及び支給額等

育児休業給付は、育児休業給付金から成る。

育児休業給付金は、育児休業給付の受給資格者が満 1 歳（一定の要件（59631 参照。）を満たす場合は 1 歳 2 か月）（保育所等における保育の実施が行われない等の場合は 1 歳 6 か月又は 2 歳）に満たない子を養育するために休業した場合に、その休業期間中について、原則として、当該休業を開始した時点から遡って直近の完全賃金月（賃金締切日毎に区分された 1 か月の間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある場合）6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額（以下「賃金月額」という。）の 40%（当分の間は 50%（当該休業を開始した日から起算し、当該育児休業給付金の支給日数が通算して 180 日に達するまでの間に限り 67%））に相当する額を 59503 ホに規定する支給単位期間について支給する。支給日数とは、休業終了日が含まれる支給単位期間については、当該支給単位期間の初日から休業終了日までの日数であり、その他の支給単位期間については 30 日となる。

ただし、この支給額には以下のとおり一定の限度が設けられている。

イ 賃金日額が当該休業を開始した日の前日に離職して基本手当の受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる 30 歳以上 45 歳未満の者に係る賃金日額の上限額を超えるときは、当該上限額を賃金日額の上限として、賃金日額の下限額を下回るときは、当該下限額を賃金日額の下限として、支給額を定めること。

ロ 受給資格者が休業中に事業主から賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と育児休業給付金の額の合計額が賃金月額の 80%に相当する額を超えるときは、当該超えた額を減額して支給し、当該賃金額のみで賃金月額の 80%に相当する額以上となるときは不支給とすること。

なお、休業終了日を含む支給単位期間についても、休業開始時賃金日額に当該支給単位期間の支給日数を乗じて得た賃金月額 80%と当該支給単位期間に支払われた賃金額を比較することにより上記の判断を行う。

59503 (3) 育児休業給付金の支給対象となる育児休業

イ 育児休業給付金の支給対象となる育児休業とは、被保険者からの申出に基づき事業主が取得を認めた育児休業であって、休業開始日から、当該休業に係る子が満1歳（一定の要件（59631参照。）を満たす場合は1歳2か月）に達する日（満1歳（1歳2か月）の誕生日の前日）又は1歳6か月若しくは2歳に達する日の前日までにあるものをいう（以下「対象育児休業」という。）。

なお、育児休業給付金の支給対象となる育児休業に係る子とは、法律上の親子関係に基づく子をいい、実子のほか養子も含むものをいう。

また、特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者、養子縁組によって養親となることを希望している者（以下「養子縁組里親」という。）及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者（児童相談所において養子縁組を希望する里親に委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため養育里親とされている者。以下「養育里親」という。）に委託されている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱うこと。

ただし、次の場合は対象育児休業には含まれない。

- (4) 産後休業（出産日の翌日から8週間。労働基準法第65条第2項。船員（業務取扱要領20101イ参照。以下同じ）の場合は、船員法第87条第2項。）

ただし、産後6週間を経過した場合であって、当該被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、その後引き続き育児休業を取得した場合は、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされるので留意すること。

なお、男性が育児休業を取得する場合は、配偶者の出産日から対象育児休業となる。

- (4) 対象育児休業を行ったことのある労働者が当該対象育児休業終了後、再度同一の子について取得する育児休業

ただし、満1歳（一定の要件（59631参照。）を満たす場合は1歳2か月）に達する日の前日までに、以下に掲げる理由により同一の子について再度取得する育児休業は対象育児休業となり得る。

- ① 対象育児休業が終了した理由が他の子に係る産前産後休業（船員の場合は、船員法第87条第1項により、妊娠中であれば産前休業が認められる点に留意。以下同じ。）及び育児休業を取得したためであって、当該他の子が死亡した場合、養子となったこと等の事情により同居しなくなった場合
- ② 対象育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであって、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなった場合
- ③ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下④及び⑤において同じ。）が死亡した場合
- ④ 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
- ⑤ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しなくなった場合
- ⑥ 育児休業の申し出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態となった場合

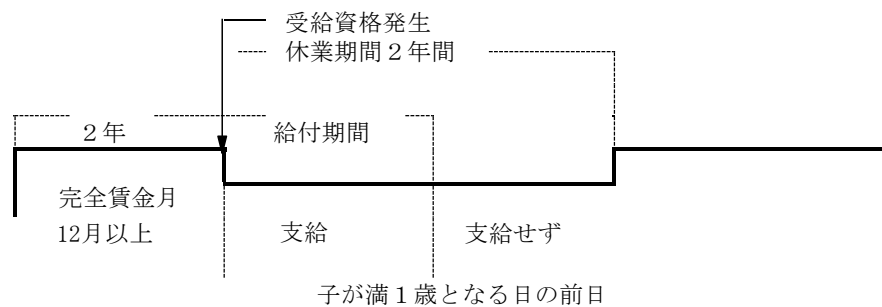
⑦ 育児休業の申し出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

なお、育児休業期間中に受給資格者が一時的に当該事業主の下で就労する場合は、当該育児休業の終了予定日が到来しておらず、事業主がその休業の取得を引き続き認めていれば、その後の育児休業についても対象育児休業となる。

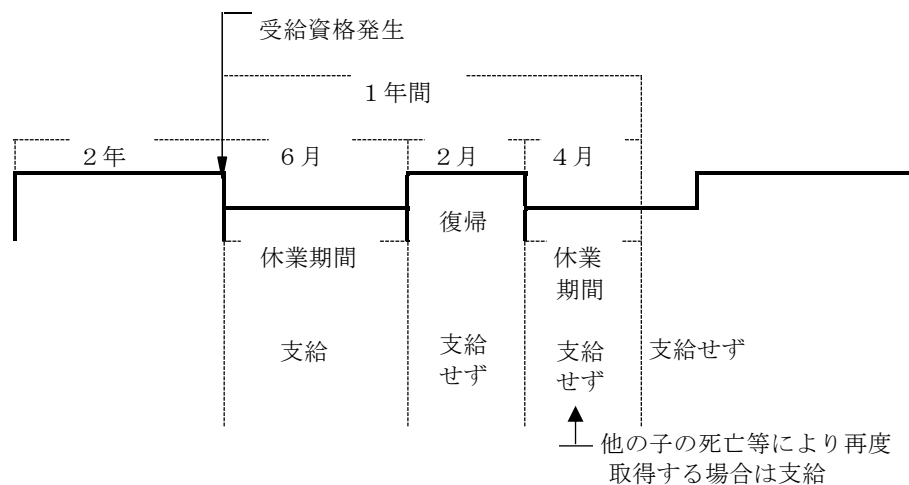
また、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合は、当該出生の日から、当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。出産予定日後に当該子が出生した場合は、当該出産予定日から、当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。）の期間（以下「産休特例期間」という。）内に、労働者（当該期間内に産後休業をした者を除く。）が当該子に係る育児休業をした場合は、同一の子について当該労働者（被保険者である場合に限る）が再度取得する育児休業は対象育児休業となり得る。（育介法第5条第2項を踏まえた措置）（例示4）

さらに、延長事由（59503 ハ、ニ参照。）に該当するものであって、一定の場合（59601 ハ、59606 ハ参照。）に限り、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であっても、対象育児休業と取り扱うことができる。

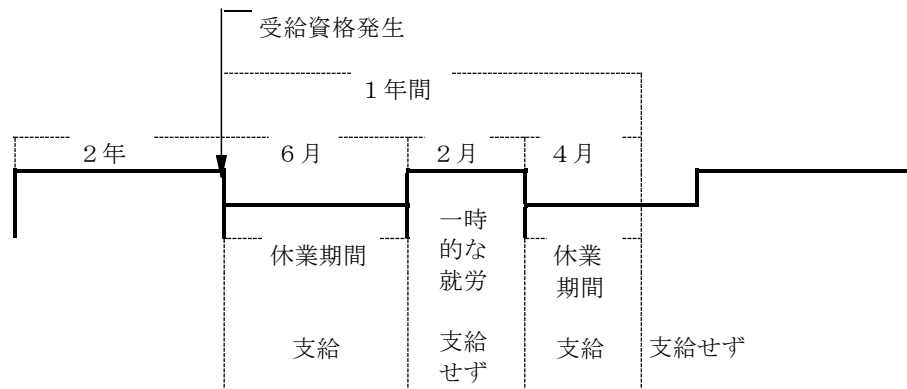
（例示1）



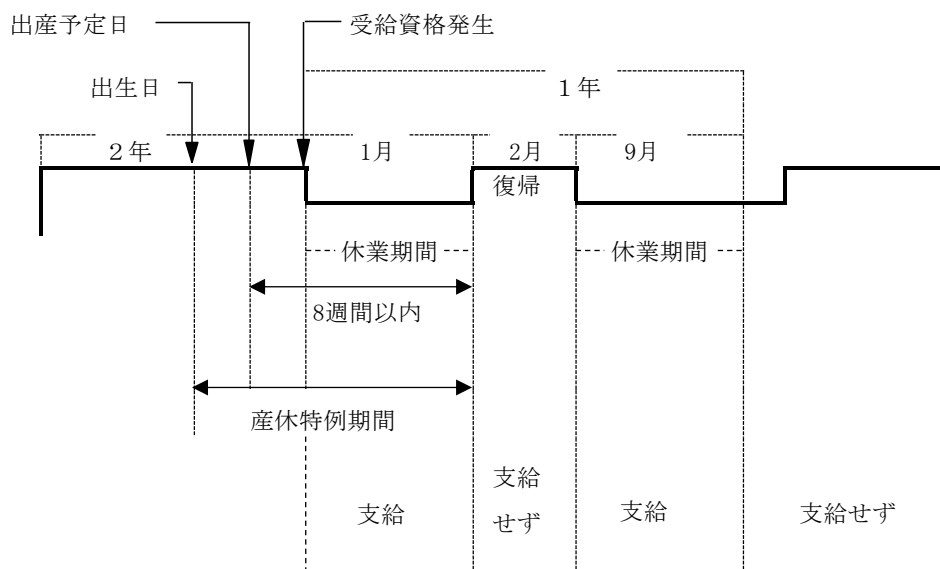
（例示2）



(例示 3)



(例示 4)



※ 例えば、4月1日が出産予定日である場合に、3月25日に子が出生した場合は、出産予定日から8週間を経過する日（5月26日）の翌日は5月27日となり、産休特例期間は、3月25日から5月27日までとなる。

※ 出産予定日後に子が出生した場合は、上記の図の「出生日」が「出産予定日」に、「出産予定日」が「出生日」となる。

ロ 被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、育児休業給付の受給資格が確認され、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、1歳6か月までの間（二により子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかなでない者が、育児休業給付の対象となる。

なお、事業主の命により一定期間出向していた（いる）期間がある場合であっても、被保険

者資格が継続しているかぎり同一の事業主の下における雇用実績として取り扱って差し支えない。

また、派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（以下「派遣先」という。）が、当該派遣労働者を雇い入れた場合については、当該派遣労働者であった者について派遣先に派遣されていた期間も同一の事業主の下における雇用実績としてみなして取り扱って差し支えない。

ハ 子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間において、保育所等における保育の利用が行われない等の理由により育児休業を取得する場合は、当該育児休業について、当該育児休業に係る子が1歳6か月に達する日の前日までの期間を限度に対象育児休業と取り扱う（詳細は 59601～59605 参照）。保育所等における保育の利用が行われない等の理由は、以下に該当する場合である。

(イ) 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(ロ) 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下(ロ)において同じ。）であって、その子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった者が以下のいずれかに該当した場合

- ① 死亡したとき。
- ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- ④ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）。

また、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日から取得する育児休業であっても上記(イ)及び(ロ)の延長事由のいずれかに該当するものは対象育児休業となりうる（育児休業に係る子が1歳に達する日において、被保険者の配偶者が育児休業をしている場合に限る。）。

上記(イ)及び(ロ)の延長事由に該当するものであっても、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）から1歳6か月に達する日の前日までの期間に

取得した育児休業が、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合は対象育児休業とはならない（59503 イ(ロ)参照）。

ただし、上記(イ)及び(ロ)の延長事由に該当するものであって、

- ① 配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしており、被保険者の育児休業開始予定日が1歳に達する日の翌日である場合
- ② 一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、配偶者の育児休業終了予定日が1歳に達する日後である場合は、被保険者の育児休業開始予定日が配偶者の育児休業終了予定日の翌日である場合

に限り、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であっても、対象育児休業となるものとする（育介法第5条第3項及び第6項を踏まえた措置）（59601 及び当該例示4-1から4-3参照）。ここで言う「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

ニ 子が1歳6か月に達する日後の期間において、保育所等における保育の利用が行われない等の理由により育児休業を取得する場合は、当該育児休業について、当該育児休業に係る子が2歳に達する日の前日までの期間を限度に対象育児休業と取り扱う（詳細は59606～59610参照）。保育所等における保育の利用が行われない等の理由は、ハに準じるものであるが、具体的には以下に該当する場合である。

(イ) 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(ロ) 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下(ロ)において同じ。）であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった者が以下のいずれかに該当した場合

- ① 死亡したとき。
- ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- ④ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）。

また、子が1歳6か月に達する日の翌日から取得する育児休業であっても上記(イ)及び(ロ)の延長事由のいずれかに該当するものは対象育児休業となりうる（育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において、被保険者の配偶者が育児休業をしている場合に限る。）。

上記(イ)及び(ロ)の延長事由に該当するものであっても、子が1歳6か月に達する日から2歳に達する日の前日までの期間に取得した育児休業が、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合は対象育児休業とはならない（59503 イ(ロ)参照）。

ただし、上記(イ)及び(ロ)の延長事由に該当するものであって、配偶者が子の1歳6か月に達する日において育児休業をしており、被保険者の育児休業開始予定日が1歳6か月に達する日の翌日である場合に限り、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であつ

ても、対象育児休業となるものとする（育児法第5条第4項及び第6項を踏まえた措置）（59606及び当該例示4-1から4-3参照）。ここで言う「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

ホ 育児休業給付の対象となるか否かについては、休業開始日から1か月ごとの期間を単位として判断する。具体的には、各月における休業開始日又は休業開始日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「応当日」という。）から、それぞれその翌月の応当日の前日までの1か月間を単位とする（以下「支給単位期間」という。）。この支給単位期間において、次の要件を満たした場合に育児休業給付金を支給する。

- (イ) 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- (ロ) 支給単位期間において、就業していると認められる日数が10日（10日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間）以下であること。就業していると認められる日とは、全日に渡って休業している日（対象育児休業を行った当該事業所の所定労働日のほか、土曜日、日曜日及び祝祭日のような当該所定労働日以外の日により全日に渡って休業している日も含む。以下「全日休業日」という。）以外の日をいう。

また、就業していると認められる時間とは、就業していると認められる日中に実際に就労を行っている時間を指し、一支給単位期間に就業していると認められる時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り上げを行う。

このため、就業開始から就業終了までの時間から労働基準法第34条で定める休憩時間等就労を行っていない時間については差し引く必要があるとともに一支給単位期間に就業していると認められる時間が80時間を分単位で超えた場合には、81時間となるため留意すること。

なお、休業終了日が含まれる支給単位期間は、就業していると認められる日数が10日（10日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間）以下であるとともに、全日休業日が1日以上あること。

- (ハ) 支給単位期間に支給された賃金の額が、当該支給単位期間に係る賃金月額額の80%未満であること。

59504 （４）申請手続の主体等

イ 育児休業給付関係手続については、当該育児休業給付に係る被保険者を雇用する事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）において行う。

ロ 育児休業給付に係る賃金の届出は事業主の義務となっており、事業主が事業所管轄安定所に対して行う。

ハ 被保険者は、育児休業給付金の支給に係る各種申請書等の提出について、雇用される事業主を経由して事業所管轄安定所に対して行わなければならない。

ただし、この取扱い、被保険者本人がこれらの各種申請を行うことを拒絶するものではなく、当該被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、事業主を経由せず当該被保険者がこれを行うことも認めるものとする。

なお、育児休業給付金の支給申請等の手続については、本人が郵送等により行うことも差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

ニ 電子申請の利用の促進に係る照合省略となる事業主又は社会保険労務士（以下「事業主等」

という。)から電子申請による申請・届出がなされたものであり、かつ、23302 ハに掲げる育児休業給付関係手続である場合には、管轄安定所は、関係書類との照合を省略できる(業務取扱要領 23302 参照)。

(イ) 事業主等から電子申請により個人番号が記載された育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(様式第 33 号の 5。以下「受給資格確認票・(初回)支給申請書」という。)が提出された場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)上、事業主等が個人番号関係事務実施者として本人確認の措置を義務づけられることから、安定所では本人確認の措置をとることは不要である(詳細は 59504-2(4-2)参照)。

(ロ) 本人から電子申請により「受給資格確認票・(初回)支給申請書」が提出された場合は、番号法上、安定所が個人番号利用事務実施者として本人確認の措置をとることが義務づけられているため、50005(5)の個人番号の確認書類等により個人番号等の確認を行うこととなる。

(ハ) 本人の代理人から「受給資格確認票・(初回)支給申請書」が電子申請により提出された場合、番号法上、安定所が個人番号利用事務実施者として、①代理権の確認、②代理人の身元(実在)確認、③本人の個人番号の確認を行うこととなる(詳細は 59504-2(4-2)参照)。

(ニ) 事業主等、本人及び本人の代理人から提出のあった「受給資格確認票・(初回)支給申請書」に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

なお、個人番号登録届による別途の届出を予定している場合や被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、個人番号の記載のない「受給資格確認票・(初回)支給申請書」が提出されたときは必要な確認等を行った上で受理して差し支えない。

59504-2(4-2)「受給資格確認票・(初回)支給申請書」の個人番号に係る取扱い

イ 事業主等、本人又は本人の代理人から提出のあった「受給資格確認票・(初回)支給申請書」に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

なお、個人番号登録届による別途の届出を予定している場合や被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、個人番号の記載のない「受給資格確認票・(初回)支給申請書」については、必要な確認等を行った上で受理して差し支えない。

ロ 事業主等から「受給資格確認票・(初回)支給申請書」が提出された場合は、番号法第 16 条に基づき、事業主等に本人確認の措置をとる義務があるため、安定所では本人確認の措置をとることは不要である。

番号法 16 条においては、本人確認措置として、「提供される個人番号の真正性の確認(提供される個人番号が正しいものであるか)」及び「個人番号を提供する者の実在(身元)確認(提供する者は個人番号を有する者本人に間違いはないか)」を確認することが必要とされている。

このため、事業主が「受給資格確認票・(初回)支給申請書」に個人番号を記載して提出する場合には、業務取扱要領 23601(1)ニ(ロ)に規定する別紙「雇用保険分野における事業主等が行う本人確認措置」に基づき事業主が本人確認の措置を行うこととなる。

ハ 本人から「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、個人番号欄に個人番号を記載させ、50005(5)に準じて個人番号及び身元（実在）確認を行う。

代理人から、個人番号が記載された「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、本人住居所、本人氏名・印、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状を提出させ代理権の確認を行うほか、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)の書類により本人の個人番号の確認を行う。ただし、社会保険労務士による提出代行の場合は、「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の備考欄、欄外等に、本人から社会保険労務士に委託する旨自署してあり、昭和62年3月24日付け労徴発第18号に規定する署名または定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。また、社会保険労務士の身元（実在）確認については、「受給資格確認票・（初回）支給申請書」を持参した者の社会保険労務士証等により確認する。

ニ 本人が窓口を持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号の記載はあるが、確認書類により個人番号等の確認ができない場合は返戻し、確認書類を添付させた上で受理する。本人が個人番号の提供を拒否している等何らかの理由がない場合は、「受給資格確認票・（初回）支給申請書」を返戻し、確認書類等を整備した上で再提出するよう求める。

他方、本人から郵送により提出された「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号が記載されていても個人番号等の確認書類が添付されていない場合は返戻を行わず、個人番号等の確認書類の追完をもって受理する。

なお、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、ハにより身元（実在）確認を行った上で、その届出や手続きにより作成された特定個人情報ファイルにより個人番号を確認することができる。

ホ 代理人が窓口を持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号の記載はあるが確認書類がないため個人番号等の確認を行うことができない場合、又は代理権の確認等が行えない場合は返戻し、確認書類の追完をもって受理する。

他方、郵送により提出された「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号が記載されていても個人番号等の確認書類が添付されていない場合、又は代理権の確認が行えない場合は返戻を行わず、確認書類の追完をもって受理する。

なお、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、ハにより身元（実在）確認を行った上で、その届出や手続きにより作成された特定個人情報ファイルにより個人番号を確認することができる。

ヘ 本人から窓口申請された場合であって、個人番号欄に記載はあるものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うことが可能である。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、被保険者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

この場合の個人番号を含む原本の取扱いについては、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2の1に基づき適切に取り扱うこと。

ニ 郵送申請の場合は、普通郵便でも受理するが、事故防止のために、50005(5)の書類については写しを添付させ、追跡可能な書留等によるよう依頼を行う。

ホ 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」については、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3の1及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

（イ） 具体的には、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

（ロ） 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されることとなるため、事業主等（本人申請の場合は本人）に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は個人番号登録届又は個人番号変更届により改めて個人番号を届出させ入力を行う。

なお、被保険者番号が異なっているが氏名、生年月日、性別等から同一人物である疑いがある場合には、事業主等に対する必要な調査を行った上で、被保険者番号の統一等の処理を行うこととする。

（ハ） 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。

（ニ） 個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示を受けることで足りるため、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄する必要がある。廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

（ホ） 個人番号の記載がある「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

59505 （５）支給の頻度及び支給申請の期間

育児休業給付金の支給は、応当日により区切られた1か月（支給単位期間）を単位として、支給要件を判断する。

イ 最初の支給申請

受給資格者は、最初に育児休業給付金の支給を受けようとするときは、59503 ホの（イ）、（ロ）、（ハ）の要件を満たし支給の対象となった支給単位期間（以下「支給対象期間」という。）の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に必要な書類を添えて事業所管轄安定所に提出しなければならない（なお、当該支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請の期間の末日とみなされる。以下同様。）。

この最初の支給申請に先立って、後記第2の受給資格確認が行われる場合は、59562 のイに

よって、最初の支給申請のための「来所日等」を定めることができる。

ロ 第2回目以後の支給申請

- (4) 第2回目以後の支給申請については、原則として2の支給単位期間ごと(59562のロに係る場合又は最後の支給単位期間は、1の支給単位期間でも差し支えない。)に、同一の支給申請期間を定め、当該支給対象期間について一括して支給申請が行われるようにする。

なお、平成29年1月以降の支給申請から、被保険者本人が希望する場合、指定された申請月に関わらず、1の支給単位期間での申請も行うことができる。

具体的には、事業所管轄安定所長が、支給申請に係る1又は2の支給単位期間の末日の翌日から、各支給対象期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までの期間を当該支給対象期間に係る支給申請期間として指定し、その指定された期間にこれを行うこととする。

この支給申請期間の指定は、原則として、支給申請がなされるごとにそれぞれ次回の指定をその都度行い、さらに、59563のハによって、それらの支給申請のための「来所日等」を定めることができる。

ただし、来所日等を定めた場合であっても、被保険者本人が1の支給単位期間での支給申請を希望する場合はこの限りではない。

- (4) これにより、第2回目以降の支給申請については、事業所管轄安定所長が指定した支給申請期間に行うこととする。

59506 (6) 船員に対する育児休業給付

船員に対する育児休業給付については、平成22年1月1日以後に育児休業を開始した者については、雇用保険の育児休業給付として取り扱うこととなる。このため、特記がない限りは、支給申請手続等については、通常の場合と同様に扱うこととする。この際、船員の雇用主である船舶所有者を事業主と、適用事業に雇用される船員を被保険者と取り扱う。

59521-59600 第2 初回の支給申請手続

59521-59530 1 概要

59521 (1) 概要

育児休業給付は、対象育児休業開始時に係る賃金月額を基礎として支給を行うものであることから、事業主はその雇用する被保険者が対象育児休業を開始した場合には、当該被保険者の育児休業開始時に係る賃金月額の届出を行わなければならない（則第14条の3）。

この届出に基づき、支給申請手続として育児休業給付の受給資格の確認の申請及び育児休業給付金の初回支給申請が行われることとなるが、事業主を経由して支給申請手続を行う場合には、賃金の届出を初回の支給申請手続までに行えばよいこととなるので、この対象育児休業開始時の賃金の届出と同時に、事業主を通じ、受給資格の確認の申請及び初回支給申請を行わせることとする。

59531-59540 2 受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定

59531 (1) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出

イ 休業開始時賃金月額証明書の提出

事業主は、その雇用する被保険者が対象育児休業を開始したときは、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（様式第10号の2の2。以下「休業開始時賃金月額証明書」という。）に必要事項を記載の上、受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出する日までに事業所管轄安定所に提出しなければならない（被保険者本人に対して休業開始時賃金月額証明票を交付する場合の取扱いについては59539(9)参照）。

ただし、支給申請手続を事業主を経由して行う通常の場合は、初回の支給申請書と同時に提出することができる。

個人番号の届出は、受給資格確認申請を行う場合にのみ必要であり、それ以後の支給申請における個人番号の届出は不要であるが、平成27年12月31日以前に受給資格確認申請がなされている基本給付金の受給者については、28年5月1日以後の支給申請時まで安定所に個人番号が届出られていない場合には、当該支給申請とあわせ、個人番号登録届を提出することとしている。

休業開始時賃金月額証明書は、育児休業前2年前までの賃金支払状況、賃金支払基礎日数、休業を開始した日の翌日等を記載するものであり、その記載内容については、当該被保険者の確認印又は自筆による署名を要する。

休業開始時賃金月額証明書の保存期間は当該書類の受理後4年間とする。

ロ 添付書類等

この場合の添付書類については、次のとおりである。

- (イ) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿又はタイムカード等育児休業を開始した日及びその日前の賃金の額を証明することができる書類
- (ロ) 母子健康手帳等育児の事実が確認できる書類（受給資格確認票・（初回）支給申請書を同時に提出する場合）

特別養子縁組を成立させるために監護を受けている場合の育児の事実の確認は、家庭裁判所が交付する特別養子縁組を成立させるための請求に係る事件係属証明書によって行う。養子となる者の生年月日の確認は、住民票記載事項証明書等によって行う。また、通常、この場合の監

護期間の初日は、特別養子縁組を成立させるための家庭裁判所への請求日（事件係属証明書によって確認する。）となるが、住民票記載事項証明書によって同居を開始した日が確認されること等により、請求日前における監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日として取り扱うこと。

また、養子縁組里親として委託を受けている場合の育児の事実の確認は、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書によることとし、養育里親として委託を受けている場合の育児の事実の確認は、児童相談所長が発行する「育児休業の対象となる『その他これらに準じる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者』に関する証明願」（以下「委託証明願」という。）によって行う。これらの者の生年月日の確認は、住民票記載事項証明書等によって行う。

なお、この休業開始時賃金月額証明書の提出に当たっては、過去の当該事業所に係る資格取得届及び離職証明書の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を適宜省略して差し支えない。

この照合省略に係る取扱いは、業務取扱要領 21206、21502 及び 22604 に準じて取り扱うこととする。

- (ハ) 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に記載された個人番号については、59504-2(4-2)により個人番号及び身元（実在）確認を行う。代理人により提出された場合は、代理権の確認等を行う。

59532 （２）育児休業給付の受給資格の確認の申請

イ 事業主は原則として、前記の休業開始時賃金月額証明書の提出と同時に、被保険者が必要事項を記載した受給資格確認票・（初回）支給申請書を事業所管轄安定所に提出する必要があるため、その旨、当該被保険者及び事業主を指導する。

ロ 事業主は、受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出する際には、当該被保険者の母子健康手帳等その育児の事実を確認できる書類の写しを持参することとする。

59533 （３）育児休業給付の受給資格の確認

イ 原則

育児休業開始日から遡って２年間にみなし被保険者期間が１２か月以上あることを確認する。

この場合、みなし被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、育児休業開始日又は各月においてその日に応当し、かつ、被保険者であった期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。）の前日からそれぞれ、その前月の応当日まで遡った各期間（賃金の支払の基礎となった日数が１１日以上あるものに限る。）を１か月として計算する。

また、このように区切ることにより１か月未満の期間が生ずることがあるが、この場合は被保険者期間の算定に係る取扱いに準ずることとし、その１か月未満の期間の日数が１５日以上であり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が１１日以上あるときに、その期間を被保険者期間の２分の１か月として計算する（業務取扱要領 50103 参照）。船員に係る被保険者期間の通算については、50108 を参照する。

なお、この場合において、次に掲げる期間は、みなし被保険者期間の算定の基礎となる「被保険者であった期間」に含めないで留意する。

- (イ) 最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が基本手当の受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を決定したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間
- (ロ) 法第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の2年前の日（法第22条第5項に規定する者にあつては、同項第2号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日。50103 イ(ロ) b 参照。）前における被保険者であった期間

ロ 受給要件の緩和

イの受給資格の確認に当たって、当該2年の間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間（業務取扱要領 50153 ロただし書きを含む。）がある場合には、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかった期間を2年に加算することができる。また、この加算できる期間は最長2年間であり、合計で最長4年間まで受給要件を緩和することができる。

この場合のやむを得ない理由として認められるのは、一般被保険者に対する求職者給付の受給要件の緩和の事由と同様であり、具体的には以下のとおりである（詳細は業務取扱要領 50152 参照。）。

- (イ) 疾病又は負傷
- (ロ) 事業所の休業
- (ハ) 出産
- (ニ) 事業主の命による外国における勤務
- (ホ) 雇用継続交流採用
- (ヘ) (イ)から(ホ)までに掲げる理由に準ずる理由で、事業所管轄安定所長がやむを得ないと認めるもの

なお、この要件緩和の対象となる賃金の支払を受けることができなかった期間には、育児休業給付を受給していた間が含まれ、さらに、被保険者が女性である場合には、労働基準法第65条（船員の場合は、船員法第87条）の規定に基づく産前・産後休業を行っていた期間も含まれるので、留意すること。

なお、次の場合は(ハ)に該当するものとして取り扱う。

- a 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- b 事業主の命による他の事業主のもとにおける勤務
- c 労働組合の専従職員としての勤務
- d 親族の疾病、負傷等により必要とされる本人の看護

介護休業期間中に介護休業給付金の支給を受けていても、賃金の支払いを受けていなければこれに該当する。

e 育児

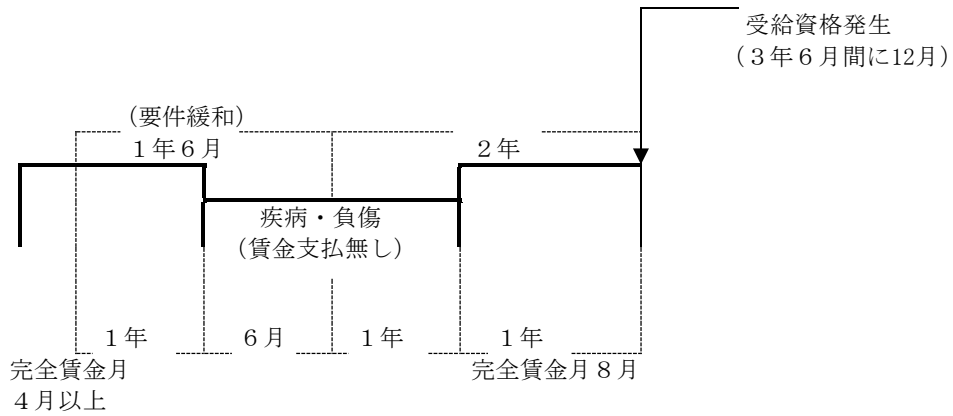
育児休業期間中に育児休業給付金の支給を受けていても、賃金の支払いを受けていなければこれに該当する。

f 配偶者の海外勤務に同行するための休職

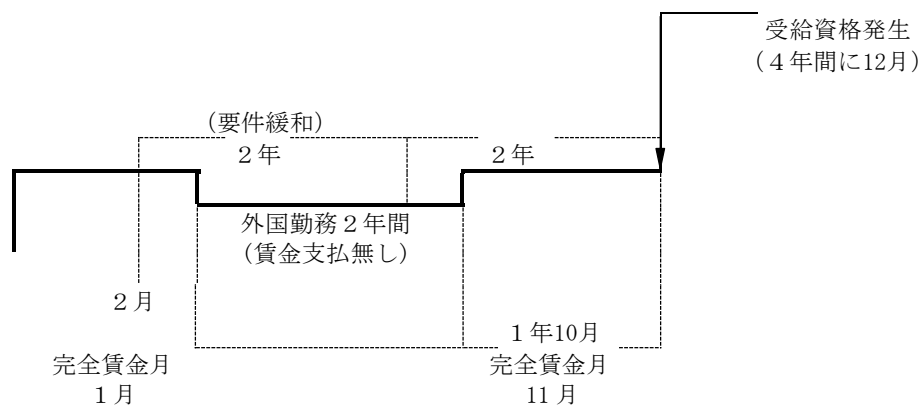
この場合、内縁の配偶者を含む。

なお、これ以外の理由でこれに該当すると思われる事例が発生した場合は本省に照会する。

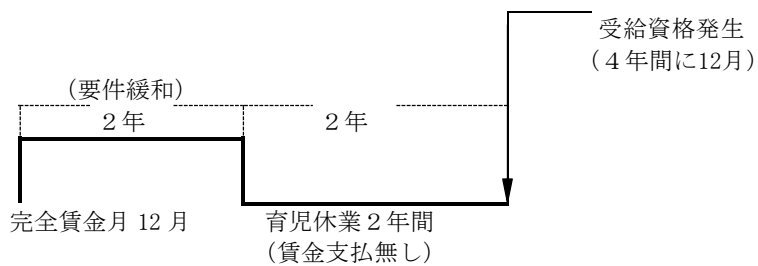
(例示 1) 受給要件を緩和して資格の確認を行う場合



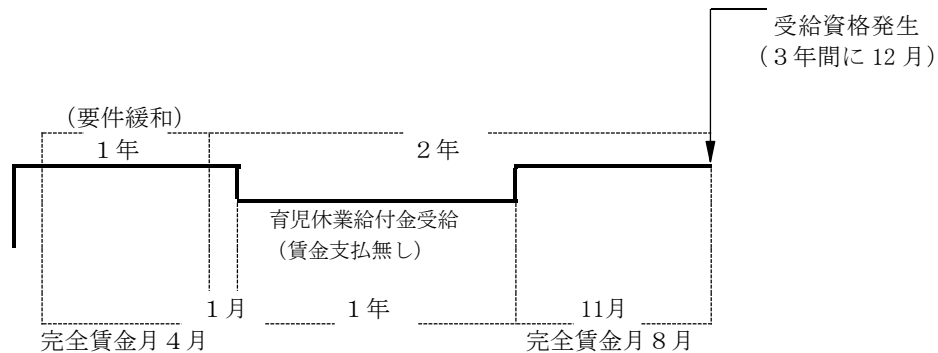
(例示 2) 受給要件を緩和して資格の確認を行う場合



(例示 3) 受給要件を緩和して資格の確認を行う場合



(例示4) 受給要件を緩和して資格の確認を行う場合



ハ 育児休業給付金の受給資格者については被保険者資格が継続しているので、複数の子に係る育児について連続して育児休業給付金の支給を受けることは可能である。一方、同時に複数の子の育児について、重複して育児休業給付金の支給を受けることはできない。その具体的な取扱いについては、第5に記した2度目以降の育児休業給付金の支給等を参照すること。

ニ みなし被保険者期間の確認に係る留意事項

- ㊦ 休業開始日から遡って、最後に被保険者資格を取得した日と、その直前の被保険者資格喪失日の間に、当該被保険者が基本手当の受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格の決定を受けたことがある場合は、当該被保険者資格喪失日前における被保険者であった期間からは、みなし被保険者期間の算定は行われないが、基本手当の受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格の決定を受けたことがない場合は、当該被保険者資格喪失日前における被保険者であった期間から、みなし被保険者期間を算定することができるので留意する。
- ㊧ 新たに育児休業を取得することとなった事業主の下での被保険者の期間のみでは、みなし被保険者期間が12か月を満たさない場合、その前の被保険者の期間（被保険者資格の取得日前1年以内に喪失日のある被保険者であった期間に限る。）に遡って、休業開始日の前日から2年前まで確認する必要がある。この場合、当該被保険者は、以前に当該被保険者を雇用していた事業主に係る雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）を今回新たに被保険者を雇用した事業主に提出する（ただし、その離職票によって受給資格の決定を行われていなかったことが必要である。）。

この離職票の提出を受けた事業主は、支給申請手続に際して、休業開始時賃金月額証明書に当該離職票を添付して他の所定の書類とともに事業所管轄安定所に提出することとなる。この離職票は、受給資格を確認した後写しをとった上で、当該事業主を通じて被保険者に返付することとする。

また、当該被保険者が、当該離職票の交付を受けていない場合は、当該被保険者本人より当該被保険者資格喪失に係る事業主に対して離職票の交付を請求した上、上記のとおり取り扱う。

59534 (4)

削除

59535 (5) 休業開始時賃金日額の算定

イ 休業開始時賃金日額の算定に当たっては、基本手当の場合と同様に賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの間を1か月として算定し、当該1か月間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月を完全賃金月として、休業開始時点から遡って直近の完全賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額を算定することとする。

この休業開始時賃金日額の算定におけるその他の算定方法、賃金の範囲については、基本手当の賃金日額の算定に係る取扱いと同様の取扱いとする。

ロ また、日給者（短時間労働者を除く。）については、イにかかわらず、日給者についての基本手当に係る賃金日額の算定方法と同じ方法により計算された額を休業開始時賃金日額とする（業務取扱要領 50603 参照）。

ハ 船員について、乗船時・下船時等で大きく変動する賃金が定められている船員については、業務取扱要領 50614 を参照すること。

ニ 上記により算定した休業開始時賃金日額は、30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額を上限とし、賃金日額の下限額を下限とする。

ホ また、育児休業取得時点で短期雇用特例被保険者であった者については、当該短期雇用特例被保険者資格を取得後1年を経過し被保険者となった時点ではじめて、受給要件の判断、賃金日額の算定を行うこととなるが、この場合、賃金日額の算定に際しては、短期雇用特例被保険者であった期間も含まれることとなる。

59536 (6) 削除**59537 (7) 払渡希望金融機関口座の確認**

イ 受給資格確認票・(初回)支給申請書の中の払渡希望金融機関指定届に本人名義の普通預(貯)金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預(貯)金口座に係る金融機関（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第52条第2項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）であって、その者が育児休業給付金の払渡しを希望するものの記載を行い、当該金融機関の確認印（当該金融機関の店舗名の明示されたもの）の押印を受けた上、又は当該普通預(貯)金口座の通帳若しくはキャッシュカード又はその写しを添えて提出するよう指導する。その取扱いについては求職者給付及び就職促進給付の場合と同様である。

ロ 受給資格者の申出により口座振込みの方法で育児休業給付金を支給することとなる場合は、その者に支給すべき育児休業給付金のすべてについてこの方法により支給するものであり、その一部を現金で支給する取扱いは認めない。

ハ 口座振込みによる育児休業給付金の支給に係るその他の具体的な事務手続については、求職者給付及び就職促進給付の場合と同様である（業務取扱要領 52001～52050 参照）。

59538 (8) 受給資格確認申請の期限に係る取扱い

受給資格確認手続は、支給申請手続を事業主を経由して行うこととなるので、休業開始時賃金月額証明書の提出と同時にを行うよう当該事業主及び被保険者を指導することとするが、受給資格確認票の提出が対象育児休業開始時点から大幅に遅れて行われた場合でも、これを受理し、受給資格の確認をなし得る。

59539 (9) 被保険者が支給申請手続を行う場合の取扱い

天災等やむを得ない理由のため事業主を経由して申請手続を行うことが困難である場合又は本人が自ら申請を行うことを希望した場合に、当該被保険者本人が、受給資格確認及び初回の支給申請に係る手続を行う場合の取扱いは以下のとおり。

イ 育児休業給付金の受給を希望する被保険者を雇用する事業主より当該被保険者に係る休業開始時賃金月額証明書のみ提出があった場合、あるいは、休業開始時賃金月額証明書の提出時点で既にその対象となる被保険者が離職している場合は、当該事業主に対して、被保険者本人が受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出するか否かを確認する。そこで、被保険者本人が提出することを確認した場合は、休業開始時賃金月額証明書の複写により作成される雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票（以下「休業開始時賃金月額証明票」という。）を事業主を通じて、当該被保険者に交付する。

また、この休業開始時賃金月額証明票の交付にあたっては、交付番号を付与することとする。

なお、休業開始時賃金月額証明書の提出時点で既に、その対象となる被保険者が離職している場合は、事業主からの受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出は要さないで留意する。

ロ この交付された休業開始時賃金月額証明票及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出は、被保険者本人が行う場合であっても、事業所管轄安定所に提出する。

なお、休業開始時賃金月額証明票の交付を受けた段階で離職している場合は、その後、再就職し、被保険者資格を取得した段階で、当該休業開始時賃金月額証明票及び受給資格確認票・（初回）支給申請書をその新たに雇用されることとなった事業主に提出することとする。

なお、事業所非該当承認を受けている施設において雇用されている被保険者本人が支給申請を行う場合には、本社等適用事業所を管轄している安定所に対して行うこととなる。

ハ 被保険者本人が育児休業給付金の支給申請のために、事業主に対して休業開始時賃金月額証明票の交付を求めた場合には、事業主は被保険者が受給資格確認票・（初回）支給申請書を事業所管轄安定所に提出する日までに休業開始時賃金月額証明票をその者に交付しなければならない。

被保険者本人が休業開始時賃金月額証明票の交付を求めたにも関わらず、休業開始時賃金月額証明票の交付が行われない場合であって、被保険者本人が事業所管轄安定所に受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出した場合には、事業所管轄安定所は申請を保留し、事業主に対して、被保険者本人が当該手続を行う場合は、当該申請までに休業開始時賃金月額証明票を交付しなければならないことを事業主に対して説明し、休業開始時賃金月額証明票の交付を促すものとする。

この際、休業開始時賃金月額証明書が事業所管轄安定所に提出されていない場合には、速やかに提出を促すものとする。

また、事業所管轄安定所が事業主に休業開始時賃金月額証明票の交付を促しているにも関わ

らず、事業主がこれに応じないときは、事業所管轄安定所は事業主を指導するものとする。

ニ また、これら各種申請に基づく通知その他の手続きについては、事業主が手続を行う場合と同様である。

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児・介護)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

[illegible]

注意

- ① 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書（事業主控）（以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。）の交付を受けたときは、これを４ヶ月間保存し、関係職員からの要求があったときは提示すること。
- ② 休業開始時賃金月額証明書等の取扱いについては、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
- ③ 休業等が開始した日とあるのは、当該被保険者が育児休業又は所定労働時間短縮し及び当該被保険者が小学校校舎の始業に遅速するまでの子を養育するため若しくは要介護のためにある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつづける子を養育すること若しくはその要介護期間にある対象家族を介護することに容認するまでの所定労働時間短縮措置の適用を開始した日とすることを定める。
- なお、被保険者が労働時間短縮の規定による前掲一席休業に引続き、育児休業又は小学校校舎の始業に遅速するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出勤日（休業開始して58日目に当たる日）又は当該被保険者が就業しつづける子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日、（休業期間を短縮した日）となる。

社会保険 労務士 登録番号	作成年月日: 提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (育児・介護)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	—	—	③ フリガナ		④ 休業等を開始した日の平成	年	月	日
② 事業所番号	—	—	休業等を開始した者の氏名					
⑤ 名 称				⑥ 休業等を	〒			
事業所所在地				開始した者の				
電話番号				住所又は居所	電話番号 (	)		
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 住所 事業主 氏名								
⑦ 休業等を開始した日以前の賃金支払状況等								
⑦ 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間		⑧ ⑨ の間 におお ける賃 金支払 日数	⑩ 賃 金 支 払 対 象 期 間	⑪ ⑫ の 基 礎 日 数	⑬ 賃 金 額			⑭ 備 考
休業等を開始した日	月	日			⑬ ①	⑬ ②	計	
月	日	～ 休業等を開始した日の前日	日	月	日	～ 休業等を開始した日の前日	日	
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月	日	～ 月	日	日	月	日	～ 月	日
月</								

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (本人手続用) (育児・介護)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号												③ フリガナ		④ 休業等を開始した日の平成	年	月	日
② 事業所番号												休業等を開始した者の氏名		年	月	日	
⑤ 名称													⑥ 休業等を開始した者の住所又は居所 電話番号 () -				
事業所所在地													この雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書は、休業等を開始した日現在の賃金支払状況等を記したものである。				
電話番号													公共職業安定所長 印				
住所																	
事業主氏名																	
休業等を開始した日現在の賃金支払状況等																	
⑦ 休業等を開始した日の前日に 雇傭したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間		⑧ ⑦の期 間による賃金 支払日	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の 基礎 日数	賃 金 額			⑪ 備 考									
					⑫ ①	⑬ ②	⑭ 計										
休業等を開始した日 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
月 日 ~ 月 日																	
⑫ 賃金に 関する 特記事項		休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 平成 年 月 日 (受理番号)															
⑬ (休業開始時における)雇用期間		イ 定めなし ロ 定めあり → 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 ヵ月)															
※ 公共職業安定所 記載欄																	

注意

- 被保険者本人が育児休業給付の受給資格の確認手続又は介護休業給付の支給申請手続を行う場合は、事業主はこの休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を速やかに本人に交付すること。
- その場合、育児休業を開始した被保険者は、この休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)に育児休業給付受給資格確認書を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(以下「事業所管轄安定所」という。)に速やかに提出すること。また、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付支給申請書にこの休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を添えて、事業所管轄安定所に支給申請手続を行うこと。
- 被保険者が賃金日額特別措置対象予定者である場合は、事業主は雇傭とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明書を速やかに本人に交付すること。
- その場合、賃金日額特別措置対象予定者は、事業主から交付された雇傭とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明書を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。
- この休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(本人手続用)を滅失し、又は毀損したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出る。

(949) 2010. 6

必ず裏面をよく読んで下さい

育児休業給付又は介護休業給付の受給手続を本人ご自身で行う被保険者の方へ

1. 育児休業給付又は介護休業給付の受給手続は、事業主を経由して行うことが一般的ですが、被保険者本人が行う場合は、下記により、あなたが雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」といいます。）で、定められた期間内に手続を行ってください。
2. 不明な点のご遠慮なく事業所管轄安定所の係員におたずねください。

1. 育児休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の被保険者^①が1歳又は、1歳2ヶ月^②（その子の1歳以降の期間等も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6ヶ月又は、2歳）に満たない子を養育するための休業をした場合において、育児休業を開始した日^③前2年間^④に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あるときは、育児休業給付の受給資格が確認されます。
(注1) 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この面において同じです。
(注2) 「パパママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が原則1歳2ヶ月までとなります。ただし、育児休業が取得できる期間（女性の場合は出生日以後の産後休業期間を含む）は1年間です。
(注3) 女性の被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて育児休業を取得した場合は、産後休業期間（出産日の翌日から起算して8週間）の終了した日の翌日が育児休業を開始した日（出産日から起算して58日目にあたる日）となります。
(注4) この期間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数をこの期間に加えた期間（最大限4年）となります。
- (2) 育児休業給付の受給資格が確認された被保険者は、各支給単位期間（育児休業をした期間のうち、育児休業開始日から1カ月ごとに区分された期間。ただし、育児休業終了日の属する期間については、育児休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、**育児休業給付金支給申請書**を事業所管轄安定所に提出することにより、**育児休業給付金**の支給を受けることができます。なお、期間雇用者（表面賃金を「ロ」としている方）については、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、子が1歳6ヶ月までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合は、育児休業給付の支給対象となります。
- (3) (1)の育児休業給付の受給資格の確認は、事業主を通じてこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）の交付を受けた後に、事業所管轄安定所に次のものを持参して行います。
この受給資格の確認のための手続は、(2)の初回の**育児休業給付金支給申請書**の提出と同時にすることもできます。この場合、育児休業開始日から4カ月を経過する日の属する月の末日までに行います。
① **休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）**
② **育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書**
③ 母子健康手帳
④ 印鑑
⑤ **育児休業給付金支給申請書の記載内容を確認することのできる書類**（賃金台帳、出勤簿等）
なお、初回の育児休業給付金支給申請に先だって、育児休業給付受給資格確認手続のみ行うこともできます。その場合は、上記の①～④を持参して行います。（この場合、②には受給資格確認手続のために必要な事項のみ記載することになります。）
- (4) 育児休業給付の受給資格が確認された場合は、**育児休業給付受給資格確認通知書**が交付されます。また、育児休業給付の受給資格を満たさない場合は、**育児休業給付受給資格否認通知書**が交付されます。

2. 介護休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の被保険者が対象家族^①を介護するための休業をした場合において、介護休業を開始した日前2年間^②に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あるとき、介護休業給付の受給資格が得られます。
(注5) 対象家族とは、被保険者の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」「父母（養父母を含む。以下同じ。）」「子（養子を含む。）」「配偶者の父母」「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」をいいます。
- (2) 介護休業給付の受給資格を有する被保険者は、各支給単位期間（介護休業をした期間のうち、介護休業開始日から1カ月ごとに区分された期間。ただし、介護休業終了日の属する期間については、介護休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、**介護休業給付金支給申請書**を安定所に提出することにより、**介護休業給付金**の支給を受けることができます。なお、期間雇用者（表面賃金を「ロ」としている方）については、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月を経過する日まで、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合は、介護休業給付の支給対象となります。
- (3) 介護休業給付金の支給申請手続は、事業主を通じて交付されたこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）に加えて、次のものを事業所管轄安定所に持参して行います。
また、この手続は、介護休業終了日（介護休業開始日から3カ月を経過する日後引き続き休業している場合は、介護休業開始日から3カ月を経過する日。）の翌日から起算して2カ月を経過する日の属する末日までに行う必要があります。
① **休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）**
② 印鑑
③ **介護休業給付金支給申請書**
④ **介護休業給付金支給申請書の内容を確認することができる書類**
a. 事業主が被保険者に交付した介護休業取扱通知又は介護休業申出書
b. 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日が確認できる書類（住民票記載事項証明書等）
c. 介護休業の開始日・終了日・介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）
d. 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等。）

3. 偽り或其他不正の行為で育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、以後育児休業給付又は介護休業給付を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪等で処罰されることがあります。

事業主のみなさまへ

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書は、その雇用する被保険者が上記の育児休業若しくは介護休業を開始したとき、又は賃金日額特例措置対象予定者に該当するに至った場合に提出していただく必要があります。

1. 所定労働時間短縮開始時賃金日額算定の特例について

所定労働時間短縮開始時賃金日額算定の特例とは、倒産・解雇等の理由により離職した一般被保険者について、算定基礎賃金月に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該一般被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用により賃金が喪失・低下した期間の全部又は一部を含む場合に、短縮措置等の適用時における賃金日額と当該離職時における賃金日額により基本手当日額を算定するものです。

2. 所定労働時間短縮開始時賃金証明書の交付等について

所定労働時間短縮開始時賃金証明書（安定所提出用）が提出された場合には、所定労働時間短縮開始時賃金証明書（本人手続用）が交付されますので、事業主の方はこれを一般被保険者の方にお渡しいただき、一般被保険者の方は、これを、離職票などとともに基本手当の支給を受ける安定所に提出していただくこととなります。

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意

1. 休業開始時賃金月額証明書等の提出等

(1) 育児休業を開始した場合

- イ 事業主は、その雇用する被保険者が育児休業（1歳又は、1歳2ヶ月（※）（その子の1歳以降の期間も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6ヶ月又は、2歳）に満たない子を養育するための休業）を開始したときは、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（以下「賃金月額証明書」という。）に育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（以下「受給資格確認票・（初回）支給申請書」という。）を添えて、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に提出してください。

（※）「パパママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が原則1歳2ヶ月までとなります。

ただし、育児休業が取得できる期間（女性の場合は誕生日以後の産後休業期間を含む）は1年間です。

- ロ 賃金月額証明書は、事業主を経由して支給申請手続を行う場合には、休業を開始した日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、受給資格確認票・（初回）支給申請書と同時に提出してください。ただし、被保険者本人が申請を行う場合は、事業主は、その雇用する被保険者が受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出する日までに賃金月額証明書を安定所に提出してください。

- ハ 支給申請に先だって受給資格確認を行うこともできます。その場合は、受給資格確認のために必要な事項を記載した受給資格確認票・（初回）支給申請書を賃金月額証明書に添えて提出する必要があります。

- ニ 育児休業を開始した被保険者が、受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出手続を自らが行うことを希望する場合は、事業主は、賃金月額証明書を提出した時点で、安定所は、その事業主を通じて被保険者に対して雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票（以下「賃金月額証明票」という。）を交付しますので、その被保険者は、休業を開始した日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、これを受給資格確認票・（初回）支給申請書と同時に提出してください。

(2) 介護休業を開始した場合

- イ 事業主は、その雇用する被保険者が介護休業（介護休業給付の対象となる家族を介護するための休業）を開始したときは、賃金月額証明書を安定所に提出してください。

- ロ 賃金月額証明書は、事業主を経由して介護休業給付金支給申請書を提出する場合には、休業を終了した日（休業開始から3ヶ月を経過する日後引き続き休業している場合は、休業開始日から3ヶ月を経過する日。）の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、介護休業給付金支給申請書と同時に提出してください。ただし、被保険者本人が申請を行う場合は、事業主は、その雇用する被保険者が介護休業給付金支給申請書を提出する日までに賃金月額証明書を安定所に提出してください。

- ハ 介護休業を開始した被保険者が介護休業給付金支給申請書の提出手続を自らが行うことを希望する場合は、安定所は、事業主が賃金月額証明書を提出した時点で、その事業主を通じて被保険者に対して賃金月額証明票を交付しますので、その被保険者は、休業を終了した日（休業開始から3ヶ月を経過する日後引き続き休業している場合は、休業開始日から3ヶ月を経過する日。）の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、これを介護休業給付金支給申請書と同時に提出してください。

(3) 短縮措置等を開始した場合

- イ 事業主は、その雇用する一般被保険者が離職し、賃金日額特例措置対象予定者に該当する場合には、当該資格喪失に伴う雇用保険被保険者離職証明書を安定所に提出するとともに、当該被保険者の短縮措置等の適用に係る雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書（以下「賃金証明書」という。）を当該離職したことにより被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内に安定所に提出しなければなりません。

- ロ 賃金日額特例措置対象予定者とは、次のいずれにも該当する受給資格者のことをいいます。

- (イ) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間短縮措置（以下「短縮措置等」という。）の開始時点で離職したものとみなした場合に、基本手当に係る受給資格を取得することになること
- (ロ) 算定基礎賃金月へ引き続き短縮措置等の開始直前6ヶ月が、離職の日以前4年間（最後に被保険者となった日が離職の日以前4年以内にある場合は、当該被保険者となった日から離職の日までの期間）内にあること
- (ハ) 算定基礎賃金月中に、短縮措置等の適用により賃金が喪失・低下した期間の全部又は一部を含むこと
- (ニ) 特定理由離職者又は特定受給資格者となる離職理由により離職したこと
- (ホ) 平成15年5月1日以後に短縮措置等が開始されたこと

(4) 賃金月額証明書の添付書類等

- 事業主が賃金月額証明書等を安定所に提出する場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿又はタイムカード等賃金月額証明書の記載内容を確認することができる書類と安定所に来所する担当者の印鑑を持参してください。

(5) 受給資格確認を同時に行う場合の添付書類

事業主（又は被保険者）が育児休業給付金の受給のために受給資格確認票を安定所に提出する場合には、**母子健康手帳**等その育児の事実を確認できる書類の写しを持参してください。

(6) 支給申請を同時に行う場合の添付書類

賃金月額証明書を育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書又は、介護休業給付金支給申請書と同時に提出する場合には、受給資格確認及び支給申請に必要な添付書類もあわせて持参してください。

(7) 本手続は電子申請による届出が可能です。詳しくは安定所までお問い合わせください。

2. 賃金月額証明書等の記載方法

事業主は、その雇用する被保険者が育児休業若しくは介護休業を開始したとき又は賃金日額特例措置対象予定者に該当するに至った場合は、この注意書に従って賃金月額証明書・賃金証明書（事業主控）（第1葉目）、賃金月額証明書・賃金証明書（安定所提出用）（第2葉目）及び賃金月額証明票・賃金証明票（本人手続用）（第3葉目）の**3枚を複写**によって同時に記載してください。

なお、次の点に注意してください。

- (1) 標題中「休業開始時賃金月額証明書」及び「所定労働時間短縮開始時賃金証明書」は使用しない方の文字を抹消し、（育児・介護）欄には、被保険者が開始した休業等の種類いずれかに○をしてください。

- (2) ④欄には、被保険者が育児休業若しくは介護休業を開始した日又は短縮措置等を開始した日を記載してください。

なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は、出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための勤務時間短縮措置を適用する場合は、当該適用日が、休業等を開始した日となります。

- (3) ⑦欄は、次の点に注意して記載してください。

イ 「休業等を開始した日」の欄には、④欄の**休業等を開始した日の年月日**を記載します。

ロ (イ) 「休業等を開始した日」の欄の下各欄の**左側の月日欄**には、休業等を開始した日の前日の属する月からさかのぼった各月における「休業等を開始した日」に相当する日（例えば「休業等を開始した日」が5月21日である場合、4月21日、3月21日……が相当する日となる。「休業等を開始した日」に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「**応当日**」という。）を記載します。したがって、最上段の左側の月日欄には、「休業等を開始した日」の属する月の前月における応当日を記載し、次の段の左側の月日欄には、すぐ上の段の左側の月日欄に記載した月の前月における応当日を記載します。

(ロ) 女性の被保険者が産前・産後休業に引き続いて育児休業を開始した場合において、その産前・産後休業期間中に賃金の支払を受けなかった期間があるときは、(イ)にかかわらず、下記ニにより記載します（例2参照）。

(ロ) 以下の各段には、順次さかのぼって、賃金月額証明書については**育児休業又は介護休業を開始した日前2年間**（したがって、24段に達するまで）、賃金証明書については**短期措置等の開始日以前1年間**（したがって、12段に達するまで）又は**短縮措置等の開始日以前2年間**（したがって、24段に達するまで）（※）（下記cを参照）を記載してください。

ただし、次の点に注意してください。

a. 左側の月日欄に記載すべき月日が、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の「被保険者となった年月日」より前の日となるときは、その被保険者となった日を記載します。

b. 賃金月額証明書の⑧欄については、日数が11以上の欄が12以上あれば、記載はそこまで結構ですが、ない場合において、⑦欄の記載欄が不足したときには、別様の賃金月額証明書等の用紙を続紙として用いて、標題の右に「**続紙**」と記入し、①～④欄、事業主の住所・氏名欄及び⑦～⑬欄のみを記載してください。

c. 賃金証明書の⑧欄については、日数が11以上の欄が、短縮措置等の開始日以前1年間に6以上又は短縮措置等の開始日以前2年間に12以上（※）あれば、記載はそこまで結構ですが、ない場合において、⑦欄の記載欄が不足したときには、別様の賃金月額証明書等の用紙を続紙として用いて、標題の右に「**続紙**」と記入し、①～④欄、事業主の住所・氏名欄及び⑦～⑬欄のみを記載してください。

なお、上記b及びcいずれの場合も、⑦～⑬欄については、例3のように不要な記載欄を二重線で抹消し、2段目から使用してください。

(※) 賃金証明書に係る事業所の離職に係る受給資格の決定において、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月ない場合であって、離職日以前2年間に被保険者期間が12ヶ月ある場合は、賃金証明書の⑦及び⑧欄については、短縮措置等開始日以前2年間⑧欄の日数が11日以上ある欄が12以上となるところまで記載が必要です。

ハ 「休業等を開始した日」の欄の下各欄の**右側の月日欄**には、その記載しようとする段のすぐ上の段の左側の月日の前日を記載します。

ニ 休業等を開始した者が、**上記ロに掲げる期間内に**、①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかったものであるときは、**当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を上記ロに掲げる期間に加算した期間**（その期間が4年を超えるときは、4年

間について、上記により記載してください（ただし、当該期間中における各段において、左側の月日から右側の月日までの期間中に全く賃金の支払を受けなかった場合は、その期間は記載を省略して差し支えありません）。

また、賃金の支払を受けなかった期間及び原因となった傷病名等その理由を⑫欄に記載します（例2参照）。

なお、上記の理由により通常の勤務をすることができなかった日（例えば、通院のため午前中に欠勤した場合等）が30日以上引き続いた場合であって、通常の賃金を下回る賃金が支払われた場合には、その期間及び原因となった傷病名等その理由を⑫欄に記載します。

- (4) ⑩欄には、⑦の欄の期間における賃金の支払の基礎となった日（休業手当の対象となった日又は有給休暇の対象となった日を含む。）の数を記載してください。月給制であれば、土日曜日や祝日も通常「賃金支払基礎日額」に含まれることになります。なお、半日勤務等所定労働時間を勤務しなかった日も1日として取り扱い、その内容を備考欄に記載してください。

- (5) ⑩欄の最上段には、賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）のうち、休業等を開始した日の前日の直前の賃金締切日の翌日から「休業を開始した日の前日」までの期間（例えば休業等を開始した日が10月21日で、毎月の賃金締切日が24日の場合、「9月25日～休業等を開始した日の前日」となる。）を、次の段には、上段の左側の月日の前月の賃金締切日の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日）から次の賃金締切日までの期間（例えば、「8月25日～9月24日」）を、以下の各段には順次さかのぼって、上記(3)のロのイにより記載した期間について記載します。ただし、当該期間中の各段において、左側の月日から右側の月日までの期間中に全く賃金の支払を受けなかった場合は、その期間は記載することを要しません（例2参照）。

なお、⑨欄に記載した各期間において休業手当（労働基準法第26条によるもの）が支払われたことがある場合には、⑫欄に、「休業」と表示の上、休業日数及び支払った休業手当の額を記載してください（例4参照）。

この場合、各期間に対応する賃金月の全期間にわたり休業が行われ、休業手当が支払われた場合は、「全休業」と表示の上、休業手当の額を記載します。

- (6) ⑩欄については、⑨欄の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。

- (7) ⑪欄については、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その月の賃金のすべてを⑪欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金を⑪欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）を⑫欄に記載します。このほか、次の点に注意してください。

① 休業等開始前に労働協約等の改定に伴い賃金がさかのぼって引き上げられ、過去の月分に係る差額が支給された場合には、それぞれの該当月に支給された賃金額に該当差額を加えた額を記載します。

② 通勤手当等が数か月分一括して支給された場合等は、対象月で除して得た額を各月の欄に加算して記載しますが、この場合に生じた端数は、その最後の月の額に加えて記載してください。

③ 賞与其他臨時の賃金については、⑪欄には記載しません。

なお、記入しない欄には斜線を引いてください。

- (8) ⑫欄には、賃金未払がある場合は、その旨及びその未払額等参考となる事項を記載してください。

- (9) ⑬欄には、毎月きまって支払われる賃金以外の賃金のうち3ヶ月以内の期間ごとに支払われるもの（以下「特別の賃金」という。）がある場合に、上記(3)により⑦欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称及び支給額を記載してください。なお、余白には、斜線を引いてください（例1参照）。

例1

⑬賃金に関する特記事項	29.12.25 〇〇手当 220,000円	29.9.25 〇〇手当 140,000円	29.6.25 〇〇手当 210,000円	29.3.25 〇〇手当 140,000円	
-------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--

- (10) ⑨欄から⑬欄までの記載に当たっては、雇用保険法第17条の規定による賃金日額を計算するに必要な賃金の支払状況（離職した際に交付する離職票に記載する賃金の支払状況）を正確に記載することができる場合には、当該賃金の支払状況の記載をもって足りず。

- (11) ⑭欄には、休業開始時点での休業を行う者についての雇用期間の定めの有無を記載してください。

- (12) 賃金月額証明書等（安定所提出用）（第2葉目）の欄外の「休業等を開始した者の確認印又は自筆による署名」欄には、休業等を開始した者にこの証明書の内容を確認させた上、押印又は署名させていただきます。

なお、賃金月額証明書等（第3葉目）を重ねて押印すると、そのまま複写されてしまいますので、注意してください。

- (13) ※欄には、記載しないでください。

- (14) 社会保険労務士記載欄は、この証明書等を社会保険労務士が作成した場合のみ記載してください。

なお、賃金月額証明書等（第3葉目）を重ねて押印すると、そのまま複写されてしまいますので、注意してください。

例2 平成29年10月21日被保険者として育児休業を開始。賃金締切日が毎月24日の月給者。平成29年7月15日から10月20日の間（98日間）に産前産後休業を取得したが、その間に賃金支払がなかったため、賃金支払基礎日数が0日である、⑦欄8月21日～9月20日、7月21日～8月20日、及び⑨欄の8月25日～9月24日、7月25日～8月24日についての記載を省略している。

① 育児休業等を開始した日の前日に 継続したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	② 全の給 付に付 ける賃 金支払 基礎日 数	③ 賃金支払対象期間	④ 基礎 日数	⑤ 賃 金 額			⑥ 備 考
				⑦	⑧	計	
休業等を開始した日 10月21日							
9月21日～休業等を開始した日の前日 0日	9月25日～休業等を開始した日の前日 0日						
6月21日～7月20日 24日	6月25日～7月24日 20日		158,000				自29.7.15
5月21日～6月20日 31日	5月25日～6月24日 31日		183,000				至29.10.20
4月21日～5月20日 30日	4月25日～5月24日 30日		183,000				98日間
3月21日～4月20日 31日	3月25日～4月24日 31日		170,000				出産のため
2月21日～3月20日 28日	2月25日～3月24日 28日		170,000				賃金支払
1月21日～2月20日 31日	1月25日～2月24日 31日		170,000				なし。
12月21日～1月20日 31日	12月25日～1月24日 31日		170,000				
11月21日～12月20日 30日	11月25日～12月24日 30日		170,000				
10月21日～11月20日 31日	10月25日～11月24日 31日		170,000				
9月21日～10月20日 30日	9月25日～10月24日 30日		170,000				
8月21日～9月20日 31日	8月25日～9月24日 31日		170,000				
7月21日～8月20日 31日	7月25日～8月24日 31日		170,000				
月 日～月 日 日	6月25日～7月24日 30日		170,000				
月 日～月 日 日	月 日～月 日 日						
月 日～月 日 日	月 日～月 日 日						

例3 平成29年1月16日被保険者として休業を開始。
（続紙を必要とする場合）

① 育児休業等を開始した日の前日に 継続したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	② 全の給 付に付 ける賃 金支払 基礎日 数	⑤ 賃 金 額			⑥ 備 考
		⑦	⑧	計	
休業等を開始した日 1月16日					
12月16日～休業等を開始した日の前日 0日					
10月16日～11月15日 2日					自28.10.18
9月16日～10月15日 8日					至29.1.16
8月16日～9月15日 8日					98日間病気
7月16日～8月15日 8日					（待機）のため
6月16日～7月15日 8日					賃金支払
5月16日～6月15日 8日					なし。
4月16日～5月15日 21日					
3月16日～4月15日 21日					
2月16日～3月15日 21日					
1月16日～2月15日 21日					
12月16日～1月15日 21日					
11月16日～12月15日 21日					
10月16日～11月15日 21日					
9月16日～10月15日 21日					
8月16日～9月15日 21日					

（続紙）

① 育児休業等を開始した日の前日に 継続したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	② 全の給 付に付 ける賃 金支払 基礎日 数	⑤ 賃 金 額			⑥ 備 考
		⑦	⑧	計	
休業等を開始した日 7月16日					
7月16日～休業等を開始した日の前日 0日					
7月16日～8月15日 21日					
6月16日～7月15日 21日					
5月16日～6月15日 21日					

例4 平成29年11月11日被保険者として休業を開始。賃金締切日が毎月25日の月給者、平成29年2月1日～11日、平成28年9月5日～30日（日曜日、国民の祝日を除く。）休業手当を支給。

① 賃金支払対象期間	② 基礎 日数	⑤ 賃 金 額			⑥ 備 考
		⑦	⑧	計	
10月26日～休業等を開始した日の前日 0日					
7月26日～8月25日 16日		85,000			自29.8.11
6月26日～7月25日 30日		170,000			至29.11.10
5月26日～6月25日 31日		170,000			まで98日間
4月26日～5月25日 30日		170,000			出産のため
3月26日～4月25日 31日		155,000			賃金支払なし
2月26日～3月25日 28日		155,000			
1月26日～2月25日 31日		143,000			休業8日 30,000円
12月26日～1月25日 31日		155,000			
11月26日～12月25日 30日		155,000			
10月26日～11月25日 31日		155,000			
9月26日～10月25日 30日		134,000			休業4日 15,000円
8月26日～9月25日 31日		155,000			休業13日 70,000円
7月26日～8月25日 31日		155,000			
月 日～月 日 日					
月 日～月 日 日					

被保険者本人が育児休業給付又は介護休業給付の支給申請を行う場合は、賃金月額証明書を公共職業安定所に提出すると、賃金月額証明票が交付されますが、この賃金月額証明票は、直ちに被保険者本人に交付してください。また、このとき、本人に対し、賃金月額証明票の裏面の注意事項をよく読んで、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所で定められた期間内に必要な手続をとるよう説明してくださるようお願いします。

また、雇用していた被保険者が賃金月額特例措置対象予定者に該当する場合は、賃金証明書（安定所提出用）を公共職業安定所に提出すると、賃金証明票（本人手続用）が交付されますが、この賃金証明票は、直ちに被保険者本人に交付してください。また、このとき、本人に対し、離職票などとともに本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に持参し、求職の申込みをするよう説明してくださるようお願いします。

なお、詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

（この用紙は、このまま機械で処理
しますので、汚さないようにして
ください。）

注 意

- 1 育児休業給付金（平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方が対象）は、1歳又は1歳2カ月（その子の1歳又は1歳2カ月以降の期間等も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6カ月（その子の1歳6カ月以降の期間等も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には2歳））未満の子を養育するための休業を行う被保険者が育児休業給付の受給資格の確認を受けた場合において、原則として、育児休業を開始した日から起算して1ヵ月ごとの各期間について、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出により算出された賃金日額に支給日数を乗じた額（注）の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業していると認められる日数が10日（10日を超える場合は就業していると認められる時間が80時間）以下であること等を要件として、（賃金日額）×（支給日数）×40%（当分の間は、休業日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%、181日目以降は50%）を限度として支給されます。
（注）賃金日額は、原則として休業開始前6カ月の賃金を180で除した額であり、支給日数は、一の支給単位期間につき30日（休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数。）。
- なお、育児休業給付金の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。
- 2 育児休業給付の受給資格の確認を受けようとする方は、事業主の方が行う雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出にあわせて、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、この育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書を提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。
- 3 また、育児休業給付金の支給申請を事業主を経由して行う場合には、この用紙により、初回の育児休業給付金の支給申請を受給資格確認と同時に行うことができます。その場合、事業主の方は、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書も同時に提出してください。
- 4 初回の育児休業給付金の支給申請を受給資格確認と同時に行う場合に限り、この用紙により育児休業給付金の支給申請を行ってください。なお、この用紙は、育児休業給付受給資格確認票としてのみ使用することもできます。
- 5 育児休業給付受給資格確認票としてのみ使用する場合は記載方法
 - (1) 標題中「（初回）育児休業給付金支給申請書」の文字及び第1面下方の「雇用保険法施行規則第101条の13の規定により、上記のとおり育児休業給付金の支給を申請します。」の文字を抹消してください。
 - (2) 1欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
なお、被保険者番号が16桁（下段で表示されている）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。
 - (3) 2欄には、資格取得年月日を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
（例：平成3年4月1日ー□□□□□□□□□□）
 - (4) 3欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。
 - (5) 4欄には、被保険者が育児休業を開始した年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。ただし、女性の被保険者が労働基準法の規定による産後休業に引き続き育児休業を取得した場合は、記載する必要はありません。
 - (6) 5欄には、育児休業に係る子の出産年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。
 - (7) 6欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載してください。
 - (8) 8欄には、被保険者の住所を、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
 - (9) 9欄には、被保険者の電話番号を記載してください。
 - (10) 10欄から23欄までについては記載の必要がありません。
 - (11) 24欄及び25欄は、「パパ・ママ育児プラス」制度により、育児休業に係る子が1歳以降1歳2ヵ月未満までの期間も育児休業を取得する場合のみ記載してください。
- 24欄には、被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の子について既に育児休業を取得している（していた）場合に「1」を記載してください。
- 25欄には、24欄に記載した場合に配偶者の被保険者番号を記載してください（配偶者が公務員である場合や被保険者でない場合、不明な場合等は空欄で構いません）。
- 住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類、（25欄に記載がない場合は）配偶者の育児休業開始日が確認できる書類（配偶者の育児休業取扱通知書の写し、配偶者の疎明書等）をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
- 6 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書として使用する場合は記載方法
 - (1) 1欄から9欄までについては、上記5により記載してください。
 - (2) 10欄及び14欄には、育児休業開始年月日（女性の被保険者が労働基準法の規定による産後休業（出産年月日の翌日から8週間）の後引き続き育児休業を取得したときは、出産年月日から起算して58日目に当たる日）から起算して1ヵ月ごとに区分した期間を順に記載してください。ただし、育児休業終了日を含む期間についてはその育児休業終了日までの期間です。
なお、申請時点において、すでに育児休業が終了している場合は、最終支給単位期間を含む3ヵ月分の支給単位期間について申請できますので、最終支給単位期間に係る申請については、18欄に記載してください。
例 平成22年4月5日に育児休業を開始した場合

支給単位期間その1	220405050604
支給単位期間その2	2205050604
 - (3) 11欄、15欄及び19欄の就業日数とは、各々10欄、14欄及び18欄に記載した支給単位期間において就業した日数を記載してください。
 - (4) 12欄、16欄及び20欄の就業時間には、各々11欄、15欄及び19欄に記載した就業日数が10日を超える場合に各支給単位期間において就業した時間を記載してください。
 - (5) 13欄、17欄及び21欄には、各々10欄、14欄及び18欄に記載した支給単位期間中に支払われた賃金（臨時の賃金、3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。なお、その賃金は育児休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。
また、賃金締切日、賃金支払日及び通勤手当に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかねるものについては、備考欄の下方にその額とその名称といずれの支給単位期間に支払われたものかを記載してください。
 - (6) 22欄の「職場復帰年月日」は、支給申請時点で被保険者が職場復帰したことにより既に育児休業を終了している場合に、その職場復帰年月日を記載してください。
 - (7) 23欄には、育児休業給付金の支給申請に係る子について、その子が1歳に達する日（休業終了予定日がその子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日）後の期間について保育所における保育の実施が行われない等の理由により当該期間について育児休業を取得し、初めて育児休業給付金の支給申請を行う場合に記載してください。この保育の実施が行われない等の理由及び期間については、23欄に記載し、記載内容を確認できる書類をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
 - (8) 24欄及び25欄には、上記5（11）により記載してください。
 - 7 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。
 - 8 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
 - 9 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後育児休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とともにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
 - 10 事業主の方は、記載事実と異なりが正しいことを証明を行ってください。偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とともにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
 - 11 提出に当たっては、記載内容の確認できる書類を添付してください。育児を行っている事実、支給申請書に記載した賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。
 - 12 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には育児休業給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - (3) 払渡できる口座は、金融機関の普通預（貯）金口座に限られます。
 - (4) 金融機関による確認印欄に必ず「名称」欄に記載した金融機関の確認印を受けてください（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いないようにしてください）。
なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません。
 - (5) 基本手当などの支給を受けるために払渡希望金融機関指定届を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座へ振り込まれることを希望する場合には、記載する必要はありません。
 - 13 本手続は電子申請による支給申請も可能です。詳しくは公共職業安定所までお問い合わせください。
なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本申請書の提出に関する手続を事業主の委託を受けて行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
また、本手続について、事業主が電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、被保険者本人の申請であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。

59541-59550 3 育児休業給付金の初回支給申請に係る取扱い

59541 (1) 支給申請期間

イ 最初の育児休業給付金の支給申請については、本来的には、事業所管轄安定所長による支給申請期間の指定はなく、当該最初に育児休業給付金の支給を受けようとする支給対象期間の初日（通常は対象育児休業開始日）から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、受給資格確認票・（初回）支給申請書に必要事項を記載の上、事業所管轄安定所に提出するものとする。

ロ 初回支給申請については、支給対象期間の初日から起算する申請期限内に含まれる3又は4の支給対象期間に係る支給申請を行うことも可能となるが、通常は、2の支給対象期間についての支給申請を行うよう事業主又は被保険者を案内する。

3又は4の支給対象期間に係る支給申請がなされる場合の受給資格確認票・（初回）支給申請書の記入は、当該3か月目、4か月目となる支給単位期間、就業日数、就業時間及び支給された賃金額を備考欄に記入することにより行うこととする。

この備考欄に3又は4の支給単位期間に係る記載がある受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出を受理した安定所では以下のとおり取り扱う。

- (イ) まず、受給資格確認票・（初回）支給申請書をハローワークシステム（以下「システム」という。）に入力し、受給資格の確認を行った上で、支給申請書の「支給単位期間」欄に記入されている期間に係る（不）支給決定を行う。
- (ロ) この入力により上記(イ)に係る2の支給単位期間に係る（不）支給決定通知書及び、当該2の支給単位期間の次の2の支給単位期間に係る次回の支給申請書が出力される。
- (ハ) 上記(ロ)の次回の支給申請書に、上記(イ)で入力した支給申請書の備考欄に記載されていた支給単位期間に係る記載を行って再度入力する。
- (ニ) 上記(ハ)により出力された（不）支給決定通知書及び次回の支給申請書に対し、上記(ロ)で出力された（不）支給決定通知と併せて、受給資格者に通知する。

なお、育児休業給付金の支給申請時点において、すでに対象育児休業が終了している場合は、最後の支給単位期間を含む3か月分の支給単位期間について、受給資格確認票・（初回）支給申請書の10、14、18欄に記入して、まとめて1枚の申請書により申請することができる。

ハ 事業所管轄安定所における休業開始時賃金月額証明書及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の保存期間は4年間とする。

59542 (2) 添付書類

イ 育児休業給付金の最初の支給申請の際の添付書類は次のとおりである。

- (イ) 休業開始時賃金月額証明書（育児休業給付金の最初の支給申請と同時にを行う場合に限る。
この際の休業開始時賃金月額証明書の添付書類は、59531 ロに掲げるとおりである。なお、最初の支給申請前に受給資格の確認及び休業開始時賃金月額の登録を行っている場合は、休業開始時賃金月額証明書に代えて育児休業給付受給資格確認通知書を添付させる。）

なお、被保険者が自ら支給申請手続を行うことを希望する場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に休業開始時賃金月額証明書の添付が必要である。

- (ロ) 賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等受給資格確認票・（初回）支給申請書に記載した賃

金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類

なお、被保険者が自ら支給申請手続を行うことを希望する場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に給与明細書又は賃金台帳の写し、出勤簿等の書類の写しの添付が必要である。

また、この育児休業給付金の最初の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱い、業務取扱要領 21206 及び 21502 に準じて取り扱うこととする。

（ハ）特別養子縁組の成立のため監護を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、家庭裁判所の審判書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に審判が行われている場合に限る。）

また、養子縁組里親又は養育里親として育児を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、措置解除決定通知書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に解除が行われている場合に限る。）

（ニ）住民票記載事項証明書等（59543(3)ハのなお書きの規定により特別養子縁組の成立のための請求を再度行っている場合に限る。）

ロ 受給資格確認票・（初回）支給申請書は、その内容について、事業主証明欄に証明を受けなければならない。

59543 （3）支給要件の確認

事業主より受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出を受けた事業所管轄安定所においては、事業主に対して被保険者が休業終了後に職場復帰をする予定であることを確認した上で、当該申請に係る支給単位期間ごとに支給要件の確認を行う。

その具体的な取扱いは次のとおりである。

イ 応当日から翌月の応当日の前日までの支給単位期間 1 か月に、賃金の支払日があり、この支払日に支払われた賃金があるか否かを、賃金台帳等により確認し、当該賃金額が賃金月額額の 80%未満であることを確認する。

ロ 当該支給単位期間 1 か月に、就業していると認められる日数が 10 日（10 日を超える場合は、就業していると認められる時間が 80 時間。被保険者となっていない事業所での就業日数・時間も含める。）以下（59503 ホ（ロ）参照。）であること及び当該育児休業が同一の子に係る再度の取得でないことの確認を行う。この確認は、原則として受給資格確認票・（初回）支給申請書中の備考欄における事業主の証明により行うこととするが、さらに必要があるときは当該事業主に対し出勤簿等の提出を求める。

また、就業していると認められる時間を確認する場合は、タイムカード、賃金台帳、就業規則等就業時間や休憩時間が把握できる書類の提出を求め、これを行うこととする。

ハ 特別養子縁組の成立のための監護期間に係る育児休業給付金の支給については、家庭裁判所において特別養子縁組の成立を認めない審判が行われた場合、その決定日の前日までが対象となる。このため、特別養子縁組の成立のための監護期間を 59542(2)イ（ハ）に基づき提出された審判書の写しによって確認する。

なお、この場合であっても、家庭裁判所に対して特別養子縁組を成立させるた

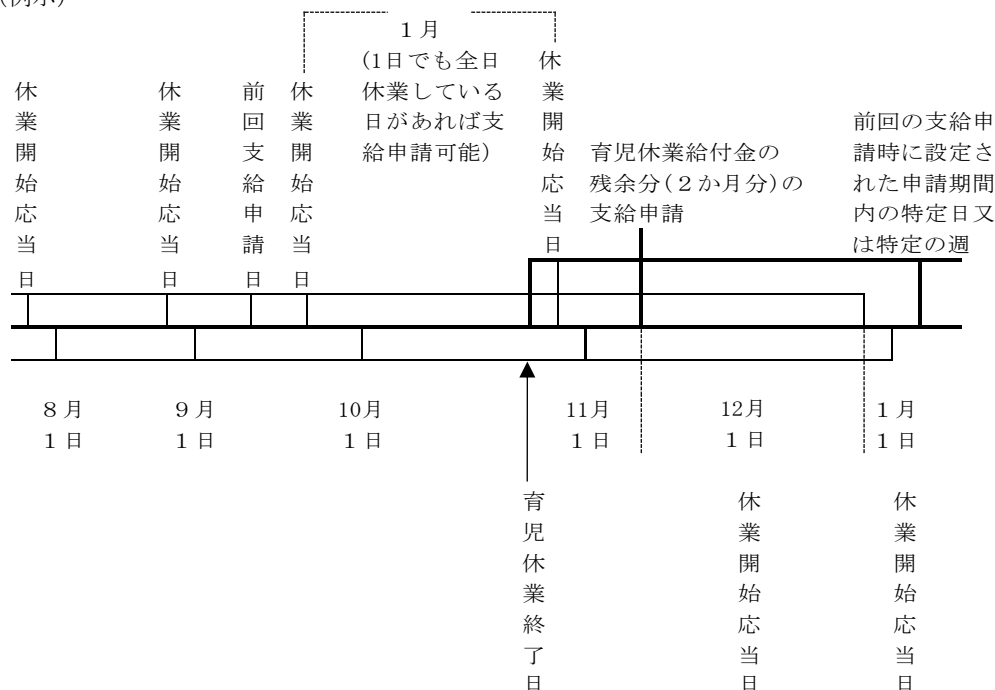
めの請求が再度行われたときは、育児休業給付金の支給対象となる監護期間となり得るものであり、また、住民票記載事項証明書等を確認することにより、当該請求日前の監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日とみなして取り扱うこと。

二 養子縁組里親又は養育里親として委託を受けている期間に係る育児休業給付金の支給については、養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された時は、その解除日の前日までが対象となる。このため、解除された場合は、児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しによって確認する。

ホ 当該支給単位期間が最後の支給単位期間、すなわち当該育児休業に係る最後の応当日から対象育児休業を終了した日までの期間となる場合については、その期間の日数にかかわらず当該期間内に就業していると認められる日数が 10 日（10 日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が 80 時間）以下であるとともに、かつ、全日休業日が 1 日でもあればこれを支給対象期間として取り扱う。

この場合、全日休業日には、土曜日、日曜日及び祝祭日のような当該事業所の所定労働日以外の日であって全日に渡って休業している日も含まれるので、留意する（59503 ホ(ロ)参照）。

(例示)



59544 (4) 支給額の算定

イ 支給要件を確認し、これを満たしている場合には、支給額を算定する。この支給額は、支給対象期間に係る賃金月額額の 40%（当分の間は 50%（当該休業を開始した日から起算し、当該育児休業給付金の支給日数が通算して 180 日に達するまでの間に限り 67%））に相当する額とする。この場合、休業を終了する日を末日とする支給対象期間の賃金月額額は、休業開始時賃金日額に当該支給対象期間の日数を乗じた額であり、それ以外の支給対象期間の賃金月額額は、賃金日額に 30 を乗じた額であるので留意する（59502 イ参照）。

なお、支給日数は、上記のとおり休業を終了する日を末日とする支給単位期間を除き 30 日であるため、通常は、同一支給単位期間内で支給日数が 180 日目に当たる日と 181 日目以降に当たる日が同時に存在することはない。しかし、

① 育児休業期間が 6 か月間で当該休業の終了日の属する支給単位期間の日数が 31 日である場合、

② 再度同一の子について育児休業を取得（59681(1)-59690(0)）し、支給単位期間に当該育児休業給付金の支給日数の 180 日目に当たる日が属する場合

は、休業開始時賃金日額に当該休業開始応当日から当該休業日数の 180 日目に当たる日までの日数を乗じて得た額の 67%に相当する額に、休業開始時賃金日額に当該休業の日数の 181 日目に当たる日から、当該休業の終了日の属する支給単位期間にあっては当該休業を終了した日までの日数、それ以外の支給単位期間にあっては翌月の休業開始応当日の前日までの日数を乗じて得た額の 50%に相当する額を加えて得た額となる。

ただし、受給資格者が当該育児休業期間中に事業主から、当該育児休業期間を対象とする賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と育児休業給付金の額の合計額が賃金月額額の 80%に相当する額以上であるときは、その超過分を減じた額を支給額とする。休業終了日を含む支給単位期間については、休業開始時賃金日額に当該支給単位期間の支給日数を乗じて得た賃金月額額の 80%と当該支給単位期間に支払われた賃金額を比較して上記判断を行うこととなるので留意する。

ロ 育児休業期間中に支払われた賃金であっても、育児休業期間外を対象とした賃金の額を含めないこととする。育児休業給付金支給申請書の「支払われた賃金額」には、それぞれの支給単位期間中に支払われた給与・手当等の賃金総額を記載することが原則であるが、一部でも育児休業期間外を対象としているような給与・手当等や対象期間が不明確な給与・手当等の額は計上せず、育児休業期間中を対象としていることが明確な給与・手当等の額のみを計上すること。

ハ 賃金の支払日が変更となった場合等の取扱い

支給単位期間において、賃金締切日が変更されたこと等により、賃金の支払日に変更され、この変更により賃金の支払がなかった月がある場合は、当該変更のあった月の翌月の変更後の支払われた賃金を当該賃金支払のなかった月に支払われたものとして取り扱う。この場合に、当該変更のあった期間の次の支給単位期間に支払われた賃金は、当該変更後の賃金額を再度当該支給単位期間に支払われた賃金として取り扱うこととする。

(例示) 賃金支払日が 25 日から翌月 5 日に変更された場合

(変更前)

	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日
	25日	25日	25日	25日	25日	25日
	A	B	C	D	E	F

(変更後)

	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日
	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日
A	B	C	D	E	F

Bの5日に支払われた賃金額はAに支払われた賃金とみなすとともにBに支払われたものとする。

なお、この就業規則等に賃金の支払日に変更になったわけではなく、賃金の支払の遅延があった場合、あるいは、年始が賃金の支払日にあるために繰り上げて支給された場合のように、当該賃金支払日のなかった期間に支給されることとなっていた賃金額が、その前後の期間で明確な場合、当該賃金額を当該賃金の支払日のなかった期間に支給されたものとして取り扱う。

ニ 未払賃金がある場合は、当該未払額を含めて算定する。

なお、この未払額とは、支払義務の確定した賃金が所定の支払日を過ぎても、なお、支払われないものをいう（業務取扱要領 50609 参照）。

ホ また、週給払い等により支給単位期間に賃金の支払日が2日以上ある場合は、当該期間に支払のあった賃金の額の総額を、当該支給単位期間に支払われた賃金として取り扱う。

へ 育児休業給付金受給中に自動変更規定により賃金日額が改定された場合は、当該変更日（毎年8月1日）以後の日が初日となる支給単位期間における支給分より賃金日額を改定した上で支給額を決定することとする。

なお、この変更のあった旨の通知は、当該変更後最初の育児休業給付金支給決定通知書に記載することにより行うこととする。

59551-59560 4 支給決定等の通知等

59551 (1) 受給資格の確認のみが行われた場合の通知等

イ 受給資格の確認を行ったときは、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、育児休業給付受給資格確認（否認）通知書（同一の様式にまとめられており、以下まとめて「受給資格確認（否認の場合は受給資格否認）通知書」という。）を作成する。

また、受給資格を否認したときは、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、受給資格否認通知書を作成する。

ロ 受給資格確認通知書又は受給資格否認通知書の具体的な記載事項等は以下のとおりである。

(イ) 受給資格確認通知書については、賃金月額、賃金月額の40%（当分の間は50%と67%）となる額等が印字された上出力される。この受給資格確認通知書は、切り取り線により育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2）が添付されているが、この部分は切り取らずに、事業主を経由して被保険者本人に交付する。この場合、初回の支給申請手続は、受給資格確認票・（初回）支給申請書により行わず、交付された育児休業給付金支給申請書により行うこととなるので、その旨被保険者及び事業主を指導する。

(ロ) 受給資格否認通知書については、その旨が印字されるので、この通知書より育児休業給付金支給申請書部分を切り取った上で、事業主を経由して被保険者本人に交付する。

また、これと同時に、事業主の提出した休業開始時賃金月額証明書にも否認した旨を明記した上で当該事業主に返付することとする。

受給資格確認通知書及び受給資格否認通知書は本人が申請を行った場合は本人に送付することとなるが、事業主を経由して申請があった場合であっても、本人が希望する場合には、被保険者本人に書類を送付しても差し支えない。

なお、育児休業給付金受給資格確認通知書又は育児休業給付金受給資格否認通知書には、個人番号の表示は行われない。登録された個人番号の提供を求められた場合、登録された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)ニのとおり案内すること。

個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、個人番号登録・変更届により、個人番号の登録を行った場合、別途示す様式により受取証明を交付すること。システム上、個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票を交付することとして差し支えない。

59552 (2) 初回支給申請が同時になされた場合の通知

イ 受給資格の確認と初回支給申請が同時に行われた場合であって、受給資格の確認を行った上で、支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、受給資格の確認とあわせて当該支給決定したこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した育児休業給付金支給決定通知書を作成する。

また、受給資格を否認したために、同時に行われた初回支給申請について不支給決定を行った場合は、不支給決定の理由となる受給資格否認通知書を作成する。

ロ 受給資格の確認を行い、同時に行われた初回支給申請について支給又は不支給の決定を行った場合は、次の支給申請期間及び来所日等の指定を行い、併せてこの育児休業給付金支給決定通知書に記載する（次の支給申請期間及び来所日等の指定についての詳細な取扱いについては、59563 を参照のこと）。

この育児休業給付金支給決定通知書には、切り取り線により次の育児休業給付金申請書が添付されているが、この部分を含めて事業主を経由して被保険者本人に交付する。

また、この次の支給申請期間及び来所日等については、育児休業給付次回支給申請日指定通知書（以下「次回支給申請日指定通知書」という。）により、当該事業主に対しても通知する。

育児休業給付金支給決定通知書及び育児休業給付金申請書は本人から申請が行われた場合は本人に対して送付することとなるが、事業主を経由して申請された場合であっても本人が希望する場合には、被保険者本人に書類を送付しても差し支えない。

なお、個人番号の取扱い等については、59551 ロ(ロ)参照。

育児休業給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げてください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 10406		支給申請期間		氏 名		1. 被保険者番号	
2. 資格取得年月日		3. 育児休業開始年月日		支給単位期間その1（初日～末日）		支給単位期間その2（初日～末日）	
事業所番号		管轄区分		支給終了年月日		出産年月日	
						前回処理年月日	
4. 支給単位期間その1（初日）		（末日）		5. 就業日数		6. 就業時間	
平成							
8. 支給単位期間その2（初日）		（末日）		9. 就業日数		10. 就業時間	
平成							
12. 最終支給単位期間（初日）		（末日）		13. 就業日数		14. 就業時間	
平成							
16. 職場復帰年月日		17. 支給対象となる期間の延長事由一期間					
平成							
18. 配偶者 育休取得		19. 配偶者の被保険者番号		※ 20. 次回支給申請年月日		21. 延長等 否認	
平成				平成			
						22. 未支給区分 （空欄 未支給 以外 1 未支給）	
上記の記載事項に誤りがないことを証明します。							
平成 年 月 日				事業所名（所在地・電話番号） 事業主氏名			
平成 年 月 日				公共職業安定所長 殿			
				申請者氏名			

<キリトリ>

2017. 10

育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	事業所名略称	資格取得年月日
被保険者番号	氏 名	
次回支給単位期間その1	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
次回支給単位期間その2		休業開始年月日

管 轄 公 共 職 業 安 定 所 庁
の 所 在 地 ・ 電 話 番 号
交付 平成 年 月 日

TEL



2017. 10

<キリトリ>

（被保険者通知用）

被 保 険 者 番 号	氏 名	性 別	生 年 月 日	出 産 年 月 日	受 給 資 格 確 認 年 月 日	休 業 開 始 年 月 日
支 給 期 間	賃 金 月 額	賃 金 月 額 の %	賃 金 月 額 の %	支 給 済 日 数	支 払 方 法	
通知内容						

管 轄 公 共 職 業 安 定 所 庁
の 所 在 地 ・ 電 話 番 号
交付 平成 年 月 日

TEL



2017. 10

様式第33号の5の2（第101条の13関係）（第2面）

※

所長

次長

課長

係長

係

操作者

注意

23.

24.

社会保険
労務士
記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏名

電話番号

備考

賃金締切日

日

賃金支払日

当月・翌月

日

通勤手当

有

（毎月・3か月・6か月・

）

・無

雇用期間（1歳6ヵ月後の延長をする場合に記載）

イ

定めなし

ロ

定めあり

平成

年

月

日まで

※

支給決定年月日

平成

年

月

日

1 提出期限について
この申請書は、指定された次回支給申請日に、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。
なお、初回の支給申請に限っては、最初の支給単位期間の初日から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。

2 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後育児休業給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として罰則に処せられることがあります。

3 申請書の記載について
(1) 4欄及び8欄には、各々第1面の「支給単位期間その1」及び「支給単位期間その2」の初日から末日までを記載してください。1ヵ月分を申請する場合は、「支給単位期間その1」のみ記載し、申請を行うこともできます。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
なお、申請時点において、すでに育児休業が終了している場合は、最終支給単位期間を含む3ヵ月分の支給単位期間について申請できますので、最終支給単位期間に係る申請については、12欄に記載してください。
(2) 5欄、9欄及び13欄には、各々4欄、8欄及び12欄に記載した支給単位期間において就業した日数を記載してください。
(3) 6欄、10欄及び14欄の就業時間には、各々4欄、9欄及び13欄に記載した就業日数が10日を超える場合に各支給単位期間において就業した時間を記載してください。
(4) 一の支給単位期間について、被保険者資格の喪失後一日の翌日もなく次の事業主に雇用されたときも支給申請の対象となります。この場合において、被保険者資格喪失前の事業主から支払われた賃金については、7欄、11欄及び15欄に記載する賃金額に計上するとともに、備考欄にその額を記載の上、その事業主の確認印を押印してください。
(5) 7欄、11欄及び15欄には、各々4欄、8欄及び12欄に記載した支給単位期間において支払われた賃金（臨時の賃金、3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。なお、その賃金は育児休業期間外を対象とした賃金を含みないでください。
また、賃金締切日、賃金支払日、通勤手当及び雇用期間（1歳6ヵ月後の延長をする場合に限る。）に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかなるものについては、各々23欄及び24欄にその額とその名称といずれの支給単位期間に支払われたものかを記載してください。
(6) 16欄には、育児休業給付金支給決定通知書の第1面の「支給期間末日」前に休業を終了した場合には、その休業を終了して職場復帰した日を記載してください。
(7) 初回の支給申請において3ヵ月分の支給単位期間について申請を行う場合は、3月目の支給単位期間に係る4欄、5欄、6欄及び7欄に相当する事項を備考欄に記載してください。
(8) 17欄には、育児休業給付金の支給申請に係る子について、その子が1歳に達する日（休業終了予定日がその子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日）又はその子が1歳6ヵ月に達する日後の期間について保育所における保育の実施が行われない等の理由により引き続き育児休業を取得し、育児休業給付金の支給申請を行う場合に記載してください。この保育の実施が行われない等の理由及び期間については、17欄に記載し、記載内容を確認できる書類をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
(9) 18欄及び19欄は、「パパ・ママ育児プラス」制度により、育児休業に係る子が1歳以降1歳2ヵ月未満までの期間も育児休業を取得する場合のみ記載してください。
18欄には、被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の子について既に育児休業を取得している（していた）場合に「1」と記載してください。
19欄には、18欄に記載した場合に配偶者の被保険者番号を記載してください（配偶者が公務員である場合や被保険者でない場合、不明な場合等は空欄で構いません）。
住居裏の写し、被保険者の配偶者であることを確認できる書類（19欄に記載がない場合は）、配偶者の育児休業開始日が確認できる書類（配偶者の被保険者通知書の写し、配偶者の緑明書等）をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。

4 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。

5 事業主は、記載事項に誤りがないことの証明を行ってください。

6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として罰則に処せられる場合があります。

7 この支給申請書の提出に際しては、賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。

8 申請者氏名については、記名押印又は署名により記載してください。

9 本手続は電子申請による支給申請も可能です。詳しくは公共職業安定所までお問い合わせください。
なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本申請書の提出に関する手続を事業主の委託を受けて行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
また、本手続について、事業主が電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、被保険者本人の申請であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。

注意

- 1 育児休業給付受給資格確認・否認通知書、育児休業給付金支給決定通知書及び次回の支給申請を行うときに使用するべき育児休業給付金支給申請書については、当該被保険者本人に対して郵送されます。
- 2 第1面の「次回支給単位期間その1・その2」について、記載事実と誤りのないことを証明した上で、第1面の「次回支給申請年月日」に育児休業給付金支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。
なお、初回の支給申請に限っては、最初の支給単位期間の初日から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。

注意

- 1 育児休業給付金の支給について
休業期間中の各支給単位期間（注）について、その期間において、第1面の「賃金月額」の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業している日数が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であること等の要件を満たす場合に支給を受けることができます。
この支給を受けるためには、通知内容欄に印字された次回支給単位期間について、指定された次回支給申請日に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に育児休業給付金支給申請書を提出する必要があります。
（注）支給単位期間とは、育児休業期間を第1面の「支給期間初日」から起算して1ヵ月ごとに区分した各期間のことをいいます。ただし、休業を終了した日を含む期間については、休業を終了した日までの期間であり、上記の要件の他に全にわたって休業している日が1日以上必要になります。
なお、労働基準法による産後休業後に引き続き育児休業をする場合は、「支給期間初日」とは、休業に係る子の出産日から起算して58日目に当たる日をいいます。
（例）出産日が4月1日であれば、1歳になるまで育児休業をした場合の支給単位期間は、5月28日（支給期間初日）～6月27日、6月28日～7月27日、．．．．．、3月28日～3月30日となります。
育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、（賃金日額）×（支給日数）×40%（当分の間は休業日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%、181日目以降は50%）として算定され、支給日数とは、一の支給単位期間につき30日（休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数。）です。第1面の「賃金月額」は支給日数を30日とした場合のものであり、休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数として算定される額を限度に支給されます。
- 2 添付されている支給申請書は、記載された次回支給単位期間について支給要件を満たさない場合であっても、その次の「次回支給申請期間」の指定を受けるために、指定された支給申請日に提出する必要があります。この場合、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定版」と訂正してください。
- 3 第1面記載の処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 4 以上のほか、雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

59561-59570 5 次回支給申請期間及び来所日等の指定等

59561 (1) 申請月にあわせた支給申請に係る周知

育児休業給付金に係る支給申請期間は、2の支給対象期間について支給申請する場合、最大約3か月間となるが、支給申請期限の末日は暦月の末日となることから、支給申請期間中の事業所の申請月（奇数月又は偶数月）において、高年齢雇用継続給付等の支給申請に合わせて支給申請を行うことが可能であることを、支給申請を行う事業主に周知する（例示1、例示2）。

なお、平成29年1月以降の支給申請については、被保険者が1の支給対象期間の支給申請を希望する場合は、事業所の申請月に関係なく、1の支給単位期間について支給申請を行うことが可能であることを、必要に応じて支給申請を行う事業主に周知すること。

59562 (2) 初回支給申請の申請日の通知等

イ 受給資格確認と育児休業給付金の初回の支給申請が同時に行われず、受給資格確認のみが先に行われる場合にあっては、初回支給申請を、支給申請期間内の、事業所の申請月に行うことができる旨を事業主に教示する。

その上で、事業主の都合と意向を十分聴取し、事業所管轄安定所の業務量を勘案することによって、支給申請期限内の期間の特定日又は特定の週（以下「来所日等」という。）を「次回支給申請日」として定めることができた場合は、その来所日等に初回の支給申請を行うこととなる旨事業主に周知する。

ロ なお、その場合、事業主が、申請月にかかわらず、支給申請期間中の早い時期に支給申請を行いたいとする場合はこれを尊重することとする。

特に、支給申請期間は、支給対象期間が2か月分の場合、最長約3か月間となるため、事業所の申請月である奇数月又は偶数月にあわせて支給申請を行うこととした場合、その申請月が当該最長約3か月間の支給対象期間中の後半となる。この場合、事業主が早い時期に支給申請を行いたいとする場合はこれを尊重するほか、さらに、支給申請期間中の早い時期であってかつ申請月に支給申請を行いたいとする場合は、1の支給対象期間のみの支給申請を1回行うことにより、その後、それが可能となる（例示2、3参照）旨を教示する。

ハ 来所日等を定めたときは、その定めた来所日等を受給資格確認通知書及び次回支給申請日指定通知書に記載する。

ニ 事業主があらかじめ定められた来所日等に来所できない場合は、支給申請期間内の都合のよい日に来所し支給申請を行うよう指導する。

この場合、事業所管轄安定所の実情に応じ、当該来所日等の前に、指定した支給申請日に来所できない旨を事業所管轄安定所に連絡し、新たな来所日等の指定を受けるよう指示する。

59563 (3) 第2回目以後の支給申請の支給申請期間の指定等

第2回目以後の支給申請については、前回の支給申請時ごとに事業所管轄安定所長から指定された支給申請期間内に行うこととし、事業所管轄安定所においては、支給申請がなされたときは、前記の支給決定手続を行うとともに、次回の支給申請期間の指定を行わなければならない（59505ロ④参照のこと）。

その具体的な取扱いとは以下のとおりである。

イ 事業所管轄安定所においては、受給資格者から事業主を経由して支給申請がなされたときは、原則として、次に到来する２か月分の支給対象期間、すなわち、次の支給対象期間及び次の支給対象期間について、以下のとおり支給申請期間を指定する。

- (イ) 今回支給申請がなされた支給対象期間の次及びその次の支給対象期間については、いずれも、今回支給申請がなされた支給対象期間の末日の翌日から、当該日より２か月を経過する日の属する月の末日までの期間を次回支給申請期間に指定する。
- (ロ) これにより、次回の支給申請期間については、２の支給対象期間について、奇数月及び偶数月を含む期間に、２か月ごとにまとめて同時期に定められることとなる。

ロ 次回の支給申請期間を指定したときは、受給資格者及び事業主にその旨を通知するとともに、その支給申請期間内に当該２か月分の支給対象期間の支給申請を行うことについて周知する。

なお、平成 29 年 1 月以降の支給申請については、被保険者が 1 の支給単位期間のみの支給申請を希望する場合は支給決定通知書に記載された 1 の支給単位期間にかかる支給申請期間内に、当該 1 か月分の支給単位期間の支給申請を行うことが可能である旨を、必要に応じて周知すること。

ハ また次回の支給申請期間を指定したときは、あわせて、59562 のイ、ロ及びニと同様に、申請月に支給申請が可能であることの教示、来所日等の指定、早期に支給申請したいとされる場合の対応等を行う。

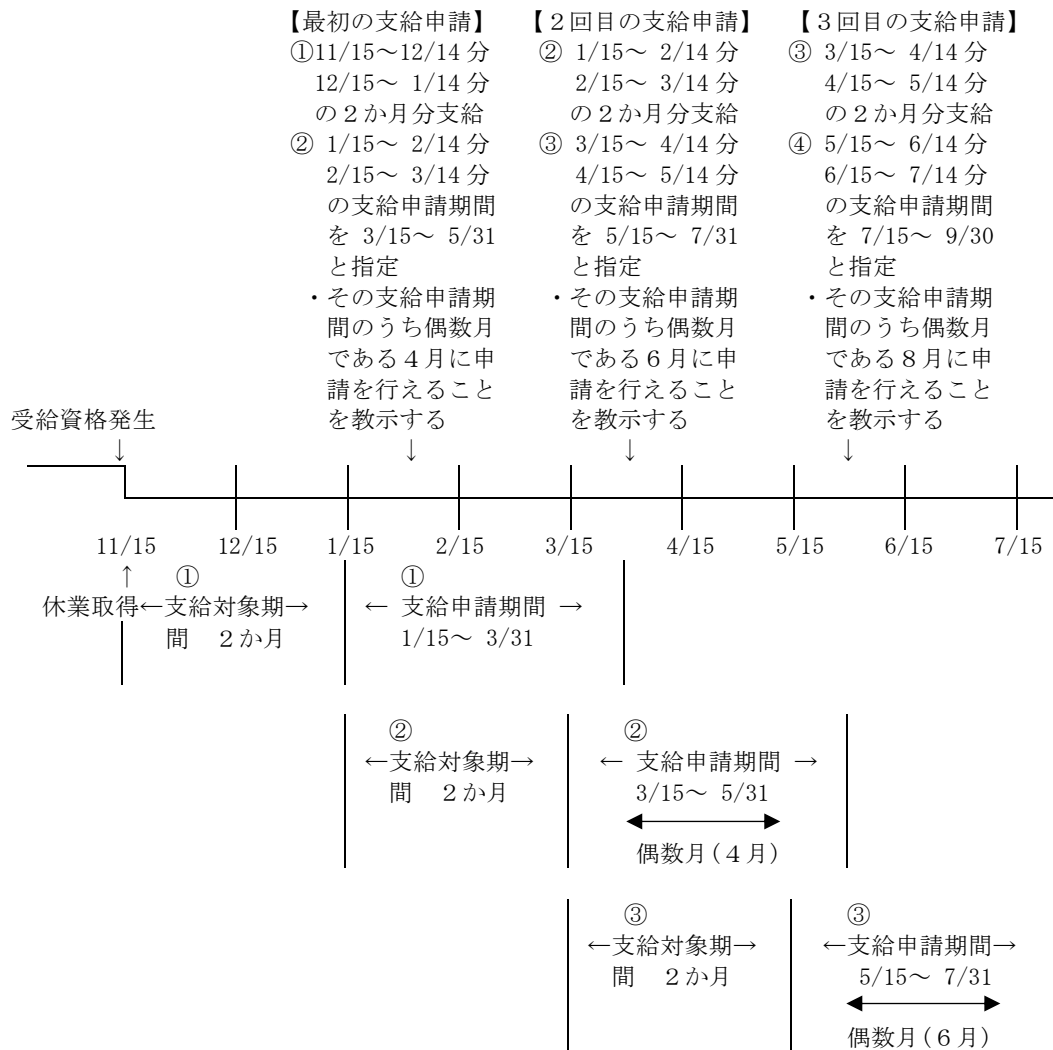
ニ 次回支給申請期間及び来所日等を指定したときは、その指定した支給申請期間及び来所日等と、その支給対象期間を支給決定通知書と次回支給申請日指定通知書に記載する。

ホ 予め支給対象期間として指定された支給単位期間中に賃金の支払があったこと等の理由により支給要件に該当しないこととなったため、支給申請を行わなかった受給資格者であっても、前回指定された来所日等に、支給申請書を次回支給申請期間指定届として提出するよう受給資格者及び事業主を指導する。

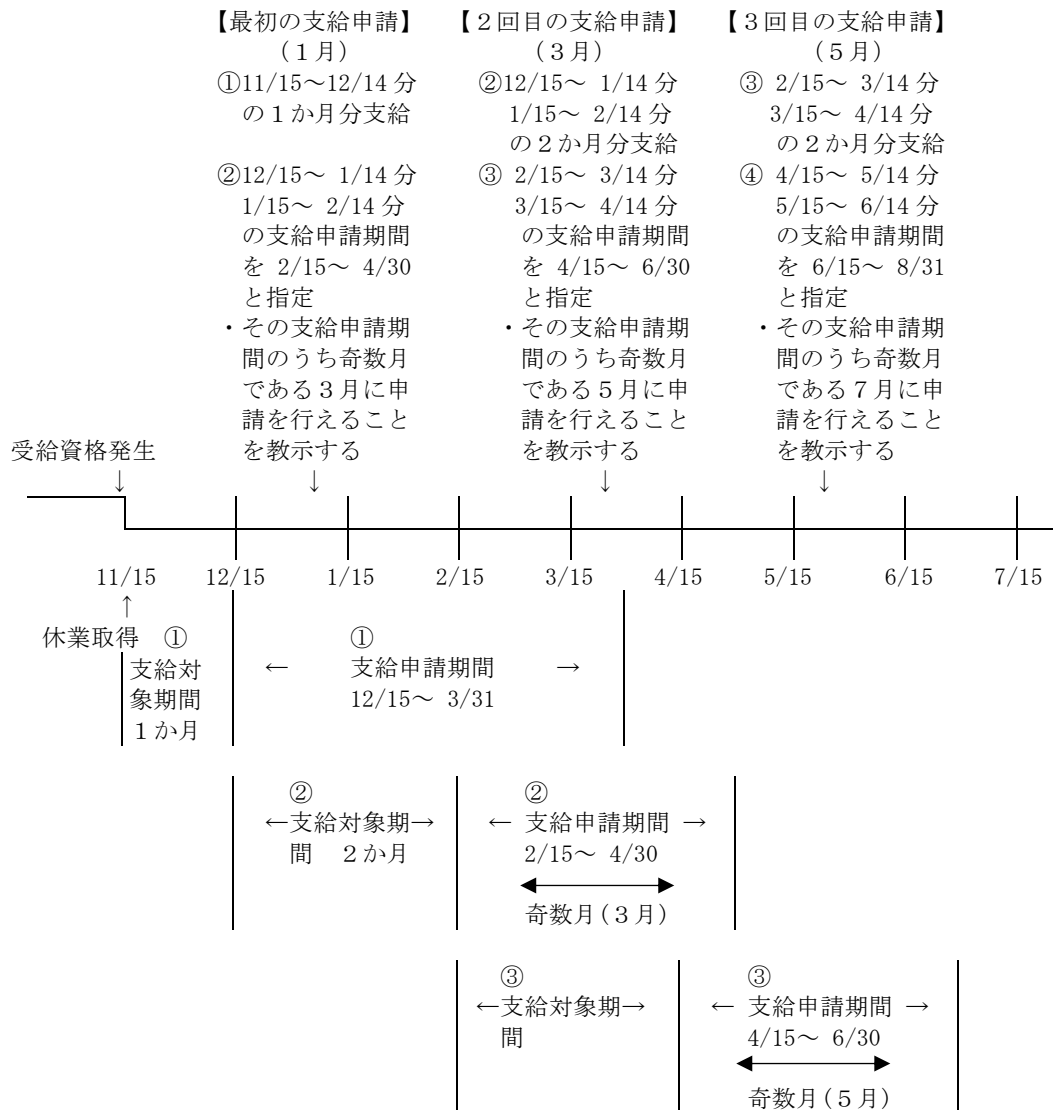
なお、この場合は、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と変更して提出することとする。

このように、次回支給申請期間指定届を受理した事業所管轄安定所においては、システムにおいて、「次回支給単位期間基準日」の変更処理を行った上、その次の支給申請期間を指定するとともに、それに合わせて、出力された支給申請書、次回支給申請日指定通知書を交付することとする。

(例示1) 11/15 に育児休業を取得した受給資格者が育児休業取得後3か月目に支給申請を行ってきた場合(偶数月事業所の理想型)



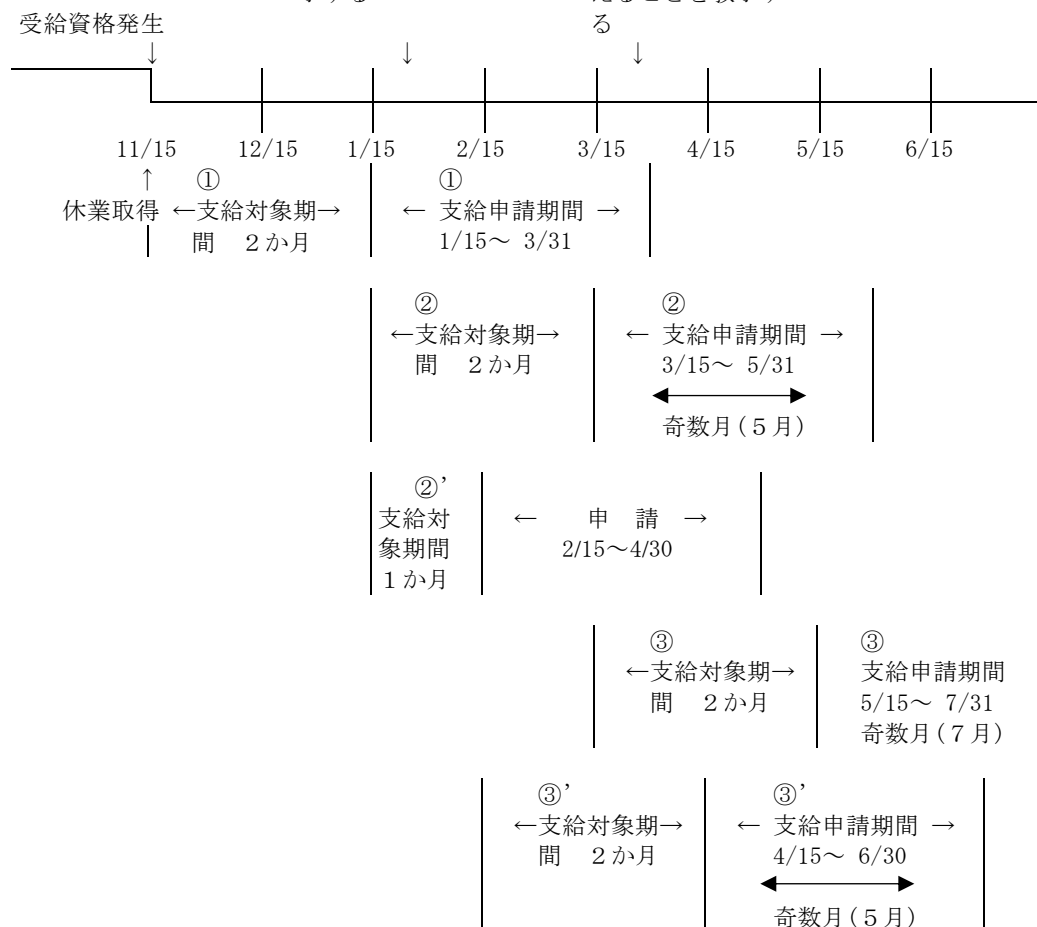
(例示2) 11/15 に育児休業を取得した受給資格者が育児休業取得後1か月目に支給申請を行ってきた場合 (奇数月事業所の理想型)



【最初の支給申請】 【2回目の支給申請】

【2回目の支給申請】

- ① 11/15 ～ 12/14 分
12/15 ～ 1/14 分
の2か月分支給
 - ② 1/15 ～ 2/14 分
2/15 ～ 3/14 分
の支給申請期間を
3/15 ～ 5/31 と
指定
 - ・奇数月に申請を希望するのであれば、
3/15 ～ 3/31 又は5月に申請を行うことになる旨教示する
 - ②' 1/15 ～ 2/14 分
のみを、2/15 ～ 4/30 に支給申請すれば、その後は支給対象期間直後の奇数月に支給申請ができる旨を教示する
 - ② 1/15 ～ 2/14 分
2/15 ～ 3/14 分
の2か月分支給
 - ③ 3/15 ～ 4/14 分
4/15 ～ 5/14 分
の支給申請期間を
5/15 ～ 7/31 と
指定
 - ・奇数月に申請を希望するのであれば、
5/15 ～ 5/31 又は7月に申請を行うことになる旨教示する
 - ③' 2/15 ～ 3/14 分
3/15 ～ 4/14 分
の支給申請期間を
4/15～6/30 と指定
 - ・その支給申請期間のうち奇数月である5月に申請を行えることを教示する



59601-59630 第3 第2回目以後の支給申請における取扱い

59601-59605 1 1歳に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い

59601 (1) 延長事由の申出に係る支給申請

イ 保育所等における保育が行われない等の理由（59503 ハ参照）により育児休業に係る子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間についても育児休業を取得する場合には、対象育児休業の期間が延長されることとなる。この場合、延長後の対象育児休業の期間についても、休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要があるため、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を含む支給単位期間について対象育児休業として支給申請を行うまでに、当該延長事由及びこれに係る期間を支給申請書に記載して提出しなければならないのでその旨事業主及び被保険者に対して周知の上、指導する。

ロ 子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の属する支給単位期間は、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）直前の休業開始日に相当する日から1か月を経過する日までの期間であり、この1か月を経過する日以前に延長後の休業終了日がある場合はこの休業終了日までの期間となる。

ハ また、延長事由に該当するものであって、

- ① 配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしており、被保険者の育児休業開始予定日が1歳に達する日の翌日である場合
- ② 一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、配偶者の育児休業終了予定日が子の1歳に達する日後である場合は、被保険者の育児休業開始予定日が配偶者の育児休業終了予定日の翌日である場合に限り、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であつても、対象育児休業と取り扱うことができる（育介法第5条第3項及び第6項を踏まえた措置）（例示4-1から例示4-3参照）。なお、ここで言う「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

59602 (2) 延長事由の申出等

イ 子が1歳に達する日の前日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日）を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点で、当該育児休業給付金の支給を受けている又は受けようとしている者が事業主に対して子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後であ

る場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間について休業の申出を行っている場合は、当該延長の対象となる期間直前の支給単位期間に係る支給申請の際に提出する支給申請書に延長事由及び延長に係る育児休業の期間についての申出を行わせることとする。

特に、当該延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請が休業に係る子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日以後に行われる場合には、被保険者が延長事由に基づき引き続き育児休業を行っているか否かを確認する。

ロ 延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請の時点で延長事由及び延長期間の申出を行っていない場合であって、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）以後の期間に延長事由に係る休業を行ったものである場合は、子が1歳に達する日の前日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日）までの期間についての支給申請は、延長期間も含めて、休業開始日に相当する日を初日とする支給単位期間により行うものとし、支給申請書に延長事由及び延長期間を記載して行う必要がある。

59603 （3）延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

なお、下記ロからホまでの「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるかどうかについては、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等により確認する。

また、子が1歳に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホまでのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと

保育所等とは児童福祉法第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定

こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいうものであり、このうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園とは、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下この号において「基準」という。）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園をいう。）、保育所型認定こども園（基準第1の2に規定する保育所型認定こども園をいう。）、地方裁量型認定こども園（基準第1の3に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）及び幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）であり、また児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業（同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）、小規模保育事業（同条第10項に規定する小規模保育事業をいう。）、居宅訪問型保育事業（同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）又は事業所内保育事業（同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）となり、いわゆる無認可保育施設は含まれないものである。したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（被保険者による署名、捺印付き。様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

ロ 養育を予定していた配偶者の死亡

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容により、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳

に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)の翌日において、配偶者が子と同居していないことによって確認する。

ハ 養育を予定していた配偶者の負傷、疾病等

医師の診断書等により、配偶者が負傷、疾病等である事実及びその期間に子が1歳に達する日(一定の要件(59631 参照)を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)の翌日が含まれることを確認する。

ニ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容を確認することにより、子が1歳に達する日(一定の要件(59631 参照)を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)の翌日において、子が配偶者と同居していないことを確認する。

ホ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等

産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳により、出産予定日又は出産日を確認することにより、これに係る期間に子が1歳に達する日(一定の要件(59631 参照)を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)の翌日が含まれることの確認を行う。

なお、実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合であっても、労働基準法第 65 条第 1 項(船員法第 87 条第 1 項)に定める期間については、これに該当するものと取り扱う。

疎明書

私(被保険者氏名)は、子(入所児童氏名)について、保育所への入所申込を市町村(入所申込先の市町村)に対して行ったが、子が1歳の誕生日(パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が当該子の1歳の誕生日後である場合は、当該育児休業終了予定日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月の誕生日)において、保育所へ入所できなかったことを疎明します。

平成 年 月 日

氏 名

印

公共職業安定所長 殿

(注) 公共職業安定所から、事業主、被保険者又は市町村に対して、今回の育児休業給付延長の申出にかかる事実について確認させていただく場合があります。

59604 (4) 延長期間の取扱い

延長事由が要件に該当する場合であっても、延長された育児休業の期間の末日が子が1歳6か月に達する日の前日までに到来する場合は、当該延長期間の末日までが対象育児休業と取り扱われることとなる。

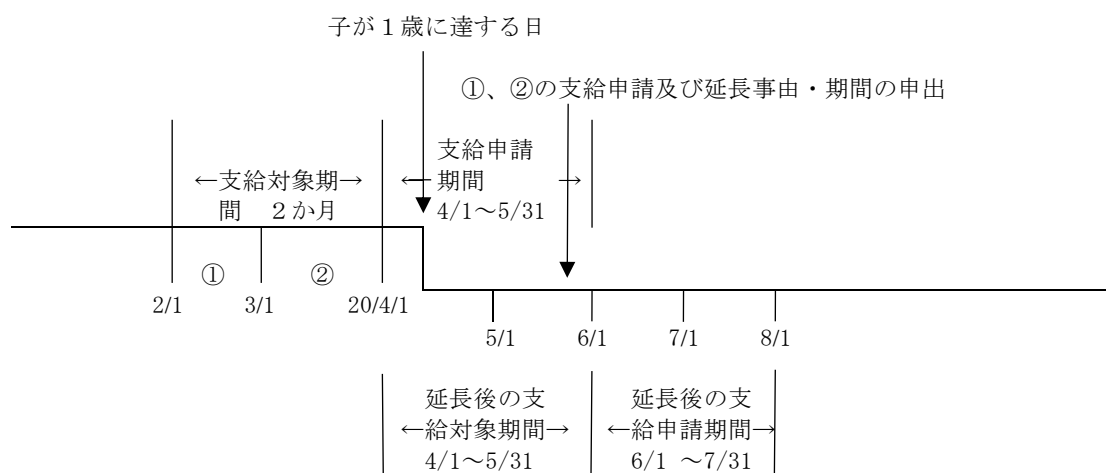
このため、延長事由の申出等が行われた場合であって、これに係る期間の末日が不明である場合については、子が1歳6か月に達する日の前日までに、この末日が到来する場合には、当該延長事由の申出等が行われた支給申請の次回以降の支給申請の際に、申出を行うよう事業主に対して指導する。この末日の申出が行われ対象育児休業の末日が明らかになるまでの間は、申請された支給単位期間について、当該末日が未だ到来していないことを確認して、支給決定を行うこととする。

59605 (5) 延長に係る支給単位期間の支給申請期間

イ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われた場合は、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を含む支給単位期間及びその前又は後の支給単位期間の2つの支給単位期間についての支給申請期間の指定を行う。

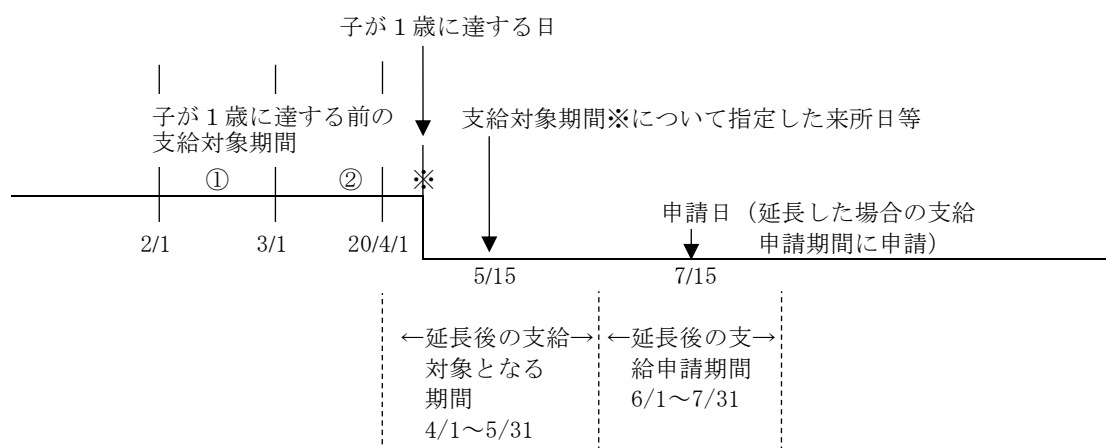
ロ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われていなかった場合は、子が1歳に達する日の前日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日）を末日とする支給単位期間を対象育児休業の最後の支給単位期間として支給申請期間の指定を行っているものであるが、延長事由及び延長期間が要件に該当している場合は、上記イと同様の期間に支給申請を行えばよいこととし、指定した期間に当該指定に係る支給単位期間のみの支給申請を行わせることはしない。

(例示1) 子が1歳に達する日の前日の属する支給単位期間前の支給単位期間(①、②)の支給申請の際に延長事由一期間の申出を行った場合

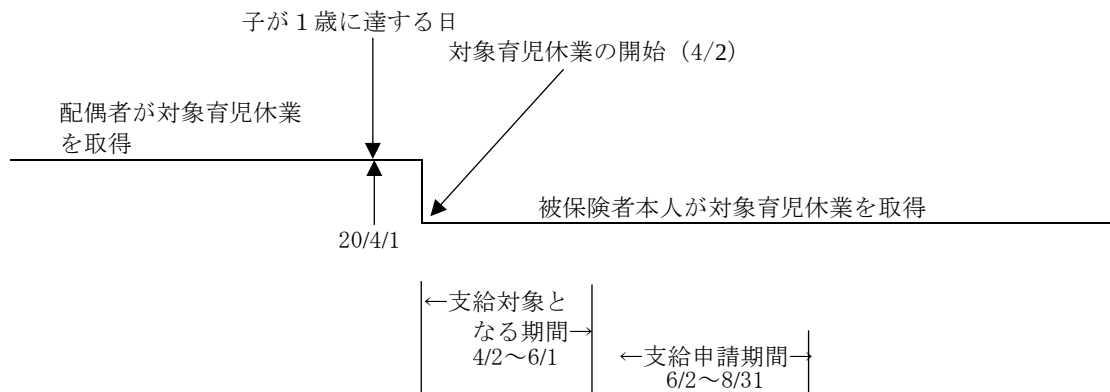


※ 一定の要件(59631 参照)を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、上図標題の「1歳に達する日の前日」は、「育児休業終了予定日(ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日)」となり、上図の「1歳に達する日」は、「育児休業終了予定日の翌日(ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)」となる。下記(例示2)、(例示3)において同じ。

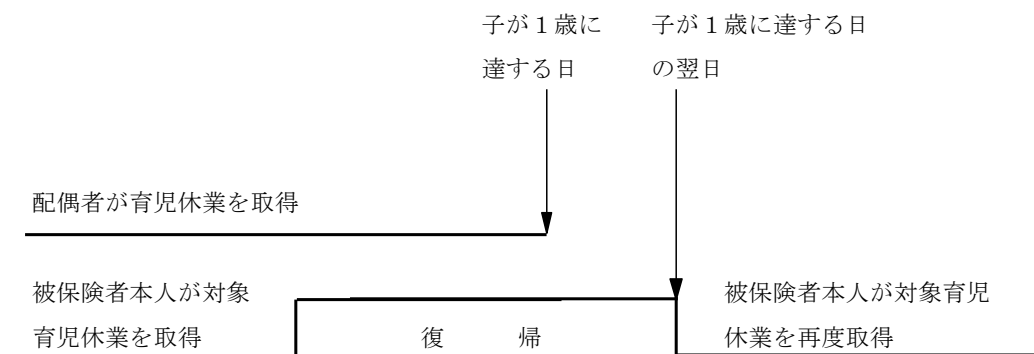
(例示2) 子が1歳に達する日の前日の属する支給単位期間(※)の支給申請を延長事由・期間とともに延長後の支給単位期間として申請する場合



(例示 3) 延長後の期間のみ被保険者本人の対象育児休業として取得する場合



(例示 4 - 1) 延長後の期間に被保険者が同一の子に係る再度の対象育児休業として取得可能な場合
(59601 ハの例示)

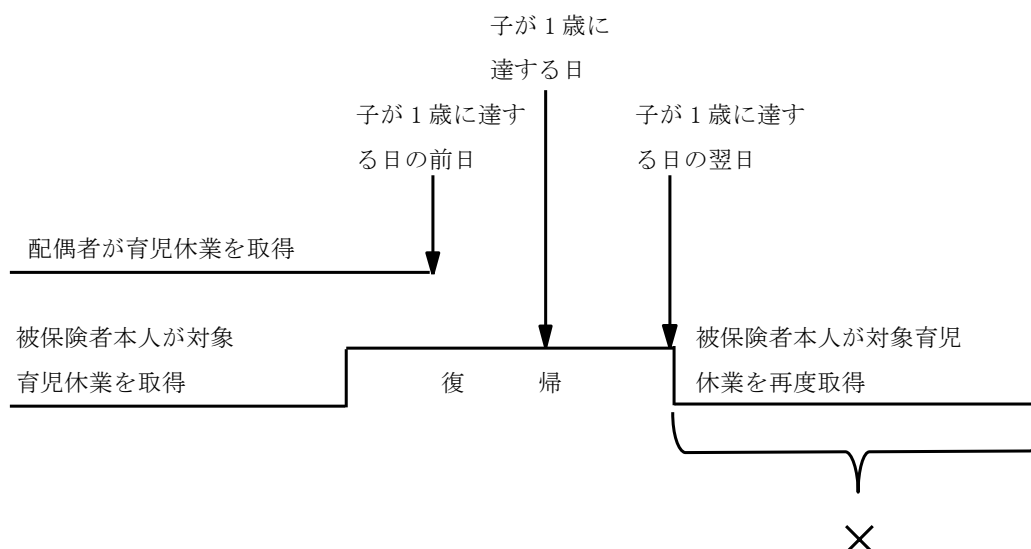


※ 配偶者の対象育児休業（支給対象となる期間）は、子が1歳に達する日の前日である。

※ 延長事由に該当すれば、被保険者本人だけでなく、配偶者が、子が1歳に達する日以後も引き続き対象育児休業を取得することも可能。

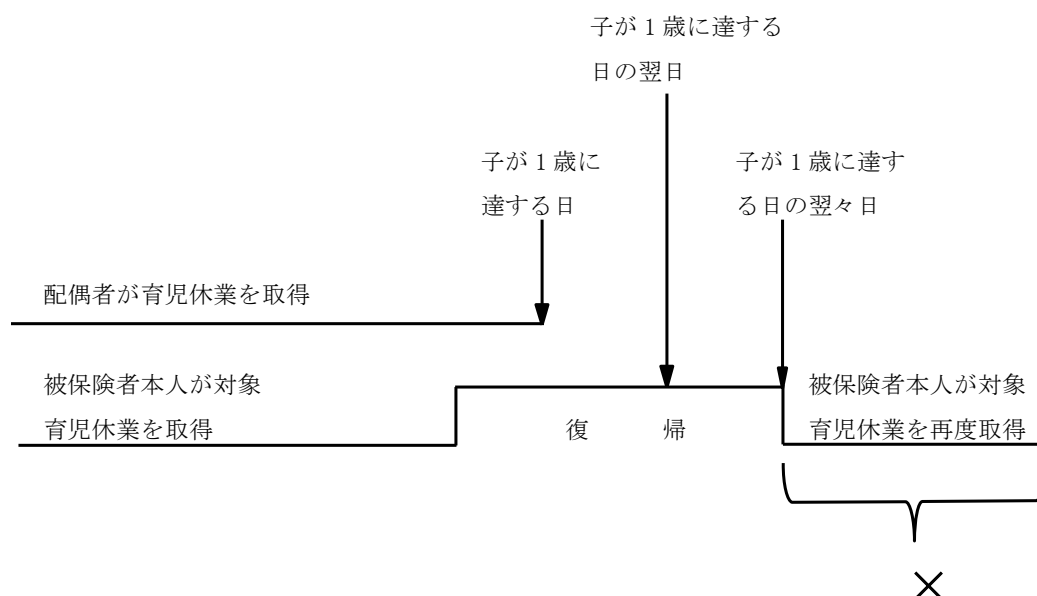
※ 一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、配偶者の育児休業終了予定日が子の1歳に達する日後である場合は、上記図の「子が1歳に達する日」が「育児休業終了予定日」に、「子が1歳に達する日の翌日」が「配偶者の育児休業終了予定日の翌日」となる（当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合には、上記図の「子が1歳に達する日」が「子が1歳2か月に達する日」に、「子が1歳に達する日の翌日」が「子が1歳2か月に達する日の翌日」となる）。

(例示 4－2) 延長後の期間に被保険者が同一の子に係る再度の対象育児休業として取得不可な場合
(59601 ハの例示)



※ 配偶者が子が1歳に達する日において育児休業をしていないため不可

(例示 4－3) 延長後の期間に被保険者が同一の子にかかる再度の対象育児休業として取得不可な場合
(59601 ハの例示)



※ 配偶者は子の1歳に達する日において育児休業をしているが、被保険者の育児休業開始予定日が1歳に達する日の翌々日であるため不可。

59606-59610 2 1歳6か月に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い

59606 (1) 延長事由の申出に係る支給申請

イ 保育所等における保育が行われない等の理由（59503ハ参照）により育児休業に係る子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合には、対象育児休業の期間が延長されることとなる。この場合、延長後の対象育児休業の期間についても、休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要があるので、子が1歳6か月に達する日を含む支給単位期間について対象育児休業として支給申請を行うまでに、当該延長事由及びこれに係る期間を支給申請書に記載して提出しなければならないのでその旨事業主及び被保険者に対して周知の上、指導する。

ロ 子が1歳6か月に達する日の属する支給単位期間は、子が1歳6か月に達する日直前の休業開始日に相当する日から1か月を経過する日までの期間であり、この1か月を経過する日以前に延長後の休業終了日がある場合はこの休業終了日までの期間となる。

ハ また、延長事由に該当するものであって、配偶者が子の1歳6か月に達する日において育児休業をしており、被保険者の育児休業開始予定日が1歳6か月に達する日の翌日である場合に限り、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であっても、対象育児休業と取り扱うことができる（育介法第5条第4項及び第6項を踏まえた措置）（例示4-1から例示4-3参照）。なお、ここで言う「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

ニ 被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、休業開始時において同一事業主の下で一年以上雇用が継続しており、かつ、1歳6か月に達する日までの間に、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者が、育児休業給付の対象となるが、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合には、これに加えて2歳に達する日までの間に、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者が、育児休業給付の対象となること。当該要件については、支給申請書の備考欄において確認すること。

59607 (2) 延長事由の申出等

イ 子が1歳6か月に達する日の前日を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点で、当該育児休業給付金の支給を受けている又は受けようとしている者が事業主に対して子が1歳6か月に達する日後の期間について休業の申出を行っている場合は、当該延長の対象となる期間直前の支給単位期間に係る支給申請の際に提出する支給申請書に延長事由及び延長に係る育児休業の期間についての申出を行わせることとする。

特に、当該延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請が休業に係る子が1歳6か月に達する日の翌日以後に行われる場合には、被保険者が延長事由に基づき引き続き育児休業を行っているか否かを確認する。

ロ 延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請の時点で延長事由及び延長期間の申出を行っ

ていない場合であって、子が1歳6か月に達する日以後の期間に延長事由に係る休業を行ったものである場合は、子が1歳6か月に達する日の前日までの期間についての支給申請は、延長期間も含めて、休業開始日に相当する日を初日とする支給単位期間により行うものとし、支給申請書に延長事由及び延長期間を記載して行う必要がある。

59608 (3) 延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

これは、子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していることの確認を行うものであるから、1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において該当した延長事由に関わらず、改めて延長事由の確認を行うとともに、確認書類の提出を求めること。

例えば、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類の提出を求めること。ただし、市町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書の保留の有効期限が到来していない、1歳に達する日の翌日に係る申込み時以降新たな申込みの機会がなかった等）は、被保険者からの疎明書による確認でも差し支えないこと。

なお、下記ロからホまでの「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるかどうかについては、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等により確認する。

また、子が1歳6か月に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳6か月に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホまでのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳6か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと

保育所等とは児童福祉法第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいうものであり、このうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園とは、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下この号において「基準」という。）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園をいう。）、保育所型認定こども園（基準第1の2に規定する保育所型認定こども園をいう。）、地方裁量型認定こども園（基準第1の3に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）及び幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）であり、また児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業（同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）、小規模保育事業（同条第10項に規定する小規模保育事業をいう。）、居宅訪問型保育事業（同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）又は事業所内保育事業（同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）となり、いわゆる無認可保育施設は含まれないものである。したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳6か月に達する日の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳6か月に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳6か月に達する日の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳6か月に達する日の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（被保険者による署名、捺印付き。様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

ロ 養育を予定していた配偶者の死亡

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容により、子が1歳6か月に達する日の翌日において、配偶者が子と同居していないことによって確認する。

ハ 養育を予定していた配偶者の負傷、疾病等

医師の診断書等により、配偶者が負傷、疾病等である事実及びその期間に子が1歳6か月に達する日の翌日が含まれることを確認する。

ニ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容を確認することにより、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が配偶者と同居していないことを確認する。

ホ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等

産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳により、出産予定日又は出産日を確認することにより、これに係る期間に子が1歳6か月に達する日の翌日が含まれることの確認を行う。

なお、実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合であっても、労働基準法第65条第1項（船員法第87条第1項）に定める期間については、これに該当するものと取り扱う。

疎明書

私（被保険者氏名）は、子（入所児童氏名）について、保育所への入所申込を市町村（入所申込先の市町村）に対して行ったが、子が1歳6か月到達日後において、保育所へ入所できなかったことを疎明します。

平成 年 月 日

氏 名

印

公共職業安定所長 殿

（注） 公共職業安定所から、事業主、被保険者又は市町村に対して、今回の育児休業給付延長の申出にかかる事実について確認させていただく場合があります。

59609 （４）延長期間の取扱い

延長事由が要件に該当する場合であっても、延長された育児休業の期間の末日が子が2歳に達する日の前日までに到来する場合は、当該延長期間の末日までが対象育児休業と取り扱われることとなる。

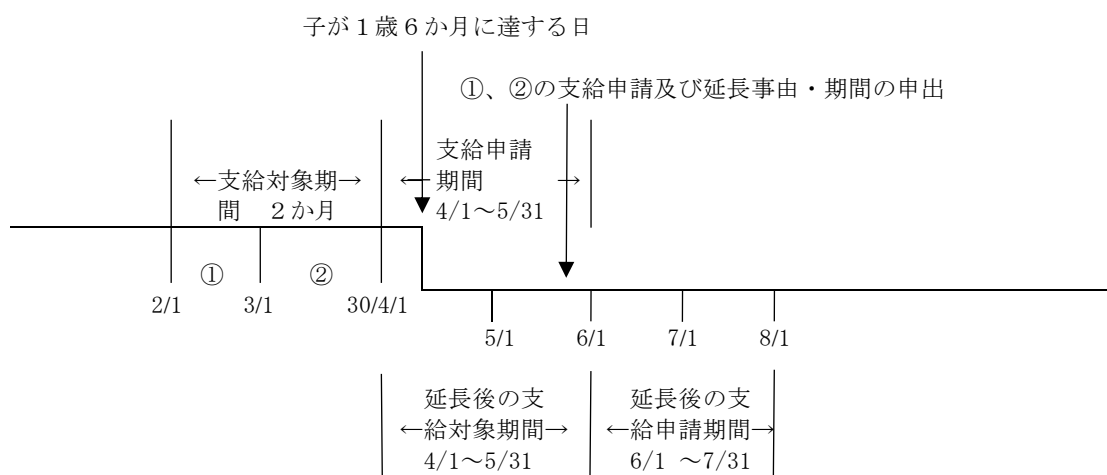
このため、延長事由の申出等が行われた場合であって、これに係る期間の末日が不明である場合については、子が2歳に達する日の前日までに、この末日が到来する場合には、当該延長事由の申出等が行われた支給申請の次回以降の支給申請の際に、申出を行うよう事業主に対して指導する。この末日の申出が行われ対象育児休業の末日が明らかになるまでの間は、申請された支給単位期間について、当該末日が未だ到来していないことを確認して、支給決定を行うこととする。

59610 （５）延長に係る支給単位期間の支給申請期間

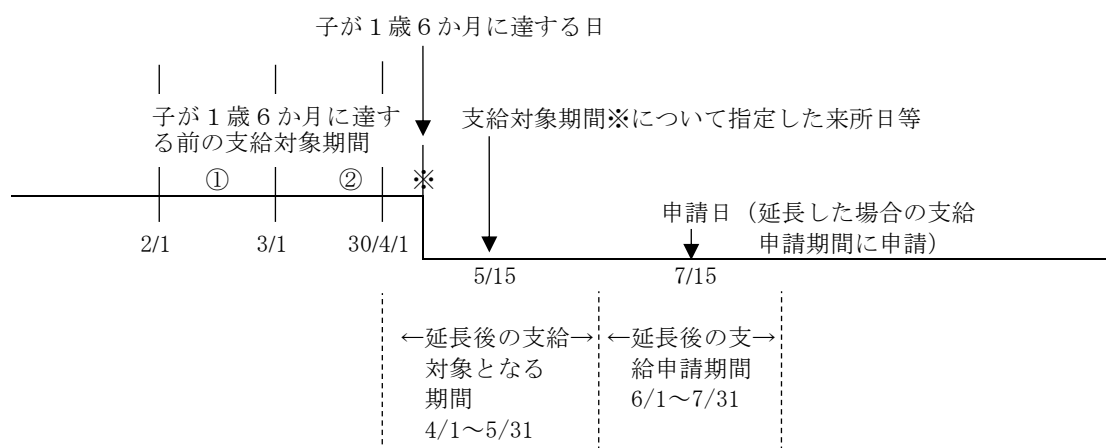
イ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われた場合は、子が1歳6か月に達する日を含む支給単位期間及びその前又は後の支給単位期間の2つの支給単位期間についての支給申請期間の指定を行う。

ロ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われていなかった場合は、子が1歳6か月に達する日の前日を末日とする支給単位期間を対象育児休業の最後の支給単位期間として支給申請期間の指定を行っているものであるが、延長事由及び延長期間が要件に該当している場合は、上記イと同様の期間に支給申請を行えばよいこととし、指定した期間に当該指定に係る支給単位期間のみの支給申請を行わせることはしない。

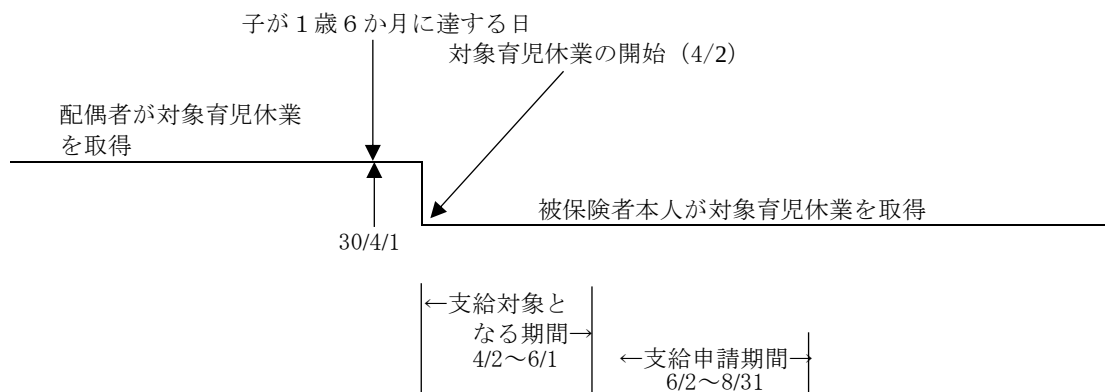
(例示1) 子が1歳6か月に達する日の前日の属する支給単位期間前の支給単位期間(①、②)の支給申請の際に延長事由一期間の申出を行った場合



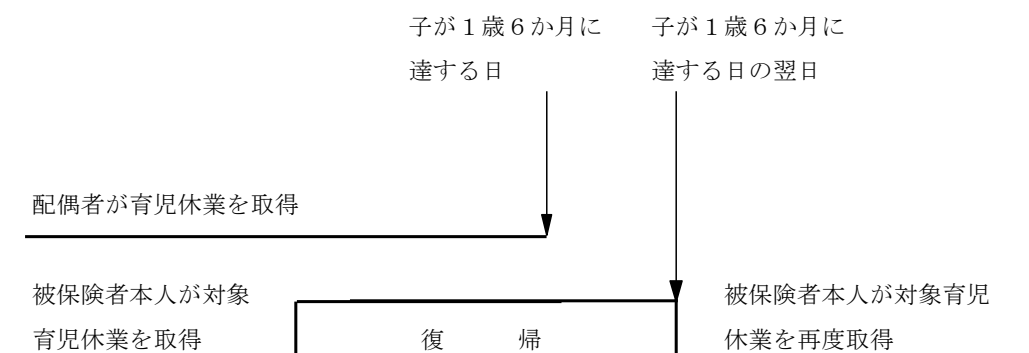
(例示2) 子が1歳6か月に達する日の前日の属する支給単位期間(※)の支給申請を延長事由・期間とともに延長後の支給単位期間として申請する場合



(例示 3) 延長後の期間のみ被保険者本人の対象育児休業として取得する場合



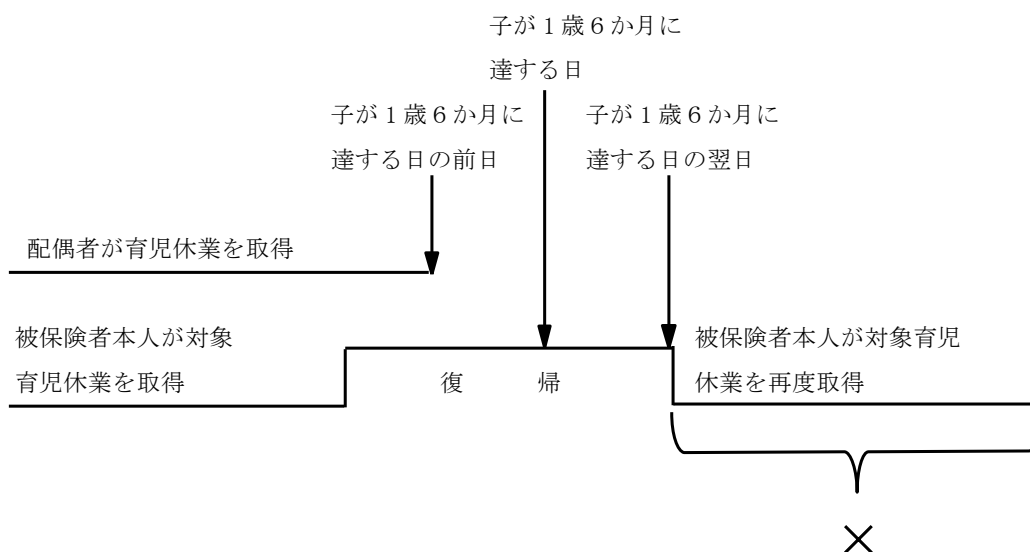
(例示 4 - 1) 延長後の期間に被保険者が同一の子に係る再度の対象育児休業として取得可能な場合
(59606 ハの例示)



※ 配偶者の対象育児休業（支給対象となる期間）は、子が1歳6か月に達する日の前日である。

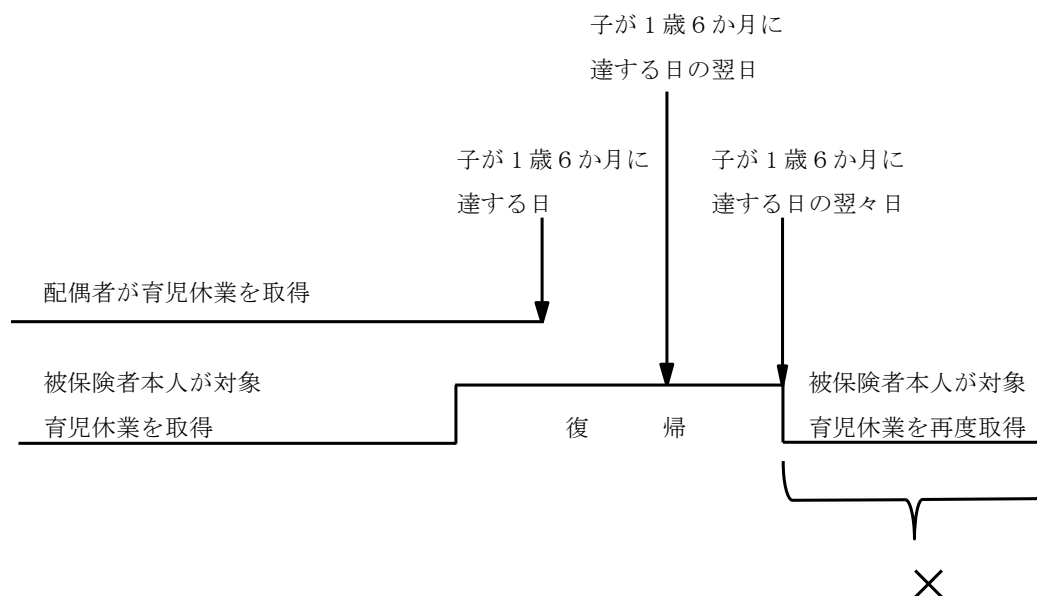
※ 延長事由に該当すれば、被保険者本人だけでなく、配偶者が、子が1歳6か月に達する日以後も引き続き対象育児休業を取得することも可能。

(例示 4－2) 延長後の期間に被保険者が同一の子に係る再度の対象育児休業として取得不可な場合
(59606 ハの例示)



※ 配偶者が子が1歳6か月に達する日において育児休業をしていないため不可

(例示 4－3) 延長後の期間に被保険者が同一の子にかかる再度の対象育児休業として取得不可な場合
(59606 ハの例示)



※ 配偶者は子の1歳6か月に達する日において育児休業をしているが、被保険者の育児休業開始予定日が1歳6か月に達する日の翌々日であるため不可。

59611-59620 3 第2回目以後の支給申請手続

59611 (1) 支給申請期間

イ 第2回目以後の支給申請については、前回の支給申請時ごとに事業所管轄安定所長から指定された支給申請期間に行うこととし、受給資格者は、支給対象期間について育児休業給付金の支給を受けようとするときは、当該支給対象期間についてあらかじめ指定された支給申請期間内に育児休業給付金支給申請書に必要事項を記載の上、事業所管轄安定所に提出するものとする。

第2回目以後の支給申請に係る支給申請書は、前回の育児休業給付金支給決定通知書に添付され、受給資格者にあらかじめ交付されている。

ロ 育児休業給付金支給申請書の提出については、原則として、当該受給資格者を雇用する事業主を経由して行うこととする。

ハ なお、支給申請期間内に育児休業給付金支給申請書の提出を行わない場合については、次回以後の支給申請期間がいつになるのかを確認しなければならない（具体的な取扱いについては59563ホ参照）。

ニ 受給資格者が2か月分（又は1か月分）の支給対象期間について育児休業給付金を受給した後、その次に指定された支給申請期間の前に対象育児休業を終了した場合、その残余分、すなわち前回の支給申請期間から対象育児休業を終了するまでの間の支給対象期間に係る育児休業給付金の支給申請については、あらかじめ指定されていた当該次回の支給申請期間内に行う。この場合、できるかぎり当該次回の支給申請期間内の来所日等に行うよう事業主を指導する。

なお、育児休業給付金の支給申請時点において、すでに対象育児休業が終了している場合は、最後の支給単位期間を含む3か月の支給単位期間について、育児休業給付金支給申請書の4、8、12欄に記入し、まとめて1枚の申請書により申請することができる。

ホ 事業所管轄安定所における支給申請書の保存期間は2年間とする。

59612 (2) 添付書類

イ 賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等支給申請書に記載した賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類。

なお、被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合には、給与明細書又は賃金台帳の写しの添付が必要である。

また、この第2回目以後の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱いは、業務取扱要領21206及び21502に準じて取り扱うこととする。

ロ 支給対象となる期間の延長の申出又は支給対象となる期間の延長を行った場合の支給単位期間について支給申請を行う場合は、当該延長事由及びこれに係る期間を確認できる書類（59603及び59608参照）。

ハ 子の1歳に達する日から1歳2か月に達する日の前日までの期間の支給単位期間について支給申請を行う場合（上記ロによる場合を除く）は、当該期間に係る支給要件を確認できる書類（59643参照）。

ニ 特別養子縁組の成立のため監護を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、家庭裁判所の審判書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に審判が行われている場合に限る。）

また、養子縁組里親又は養育里親として育児を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、措置解除決定通知書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に解除が行われている場合に限る。）

ホ 住民票記載事項証明書等（59613(3)の規定により同様に扱うこととされた59543(3)ハのなお書きの規定により特別養子縁組の成立のための請求を再度行っている場合に限る。）

59613 （３）支給要件の確認

初回の支給申請の際と同様に扱う。

59614 （４）支給額の算定

イ 初回の支給申請の際と同様に扱う。ただし、育児休業を終了する日の属する支給対象期間の支給額は、賃金日額に当該支給対象期間の初日から末日までの日数（支給日数）を乗じて得た額の40%（当分の間は50%（当該休業を開始した日から起算し、当該育児休業給付金の支給日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%））を限度として算定される。

ロ 支給対象期間の延長が行われる場合、子が1歳に達する日（一定の要件（59631参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を含む支給対象期間の初日は、子が1歳に達する日の直前の休業開始応当日となり、延長後の休業を終了する日が、当該初日から1か月を経過する日より後の日である場合については、当該支給対象期間の支給日数は30日となるので留意する（59544イ参照）。

59615 （５）支給決定等の通知等

初回の支給申請の際と同様に扱う。

59616 （６）次回支給申請期間及び来所日等の指定等

初回の支給申請の際と同様に扱う。

育児休業給付金については、59505のとおり、本来的には、最初の支給申請については、当該最初に支給を受けようとする支給対象期間の初日から起算して4か月以内、第2回目以後の支給申請については、事業所管轄安定所長から指定された支給申請期間内に行うこととする。

59617 （７）職場復帰後再度の育児休業給付の取扱い

いったん育児休業を取得し、育児休業給付金を受給した後、59503イ(ロ)①～⑦に掲げる理由や、59503イ(ロ)の産休特例や59601ハの延長交替に該当することにより再度育児休業を取得した場合、当該支給された育児休業給付に係る受給資格により育児休業給付金を再度受給し得る。

様式第33号の5の2（第101条の13関係）（第1面）

育児休業給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 10406	支給申請期間	氏名	1. 被保険者番号
2. 資格取得年月日	3. 育児休業開始年月日	支給単位期間その1（初日～末日）	支給単位期間その2（初日～末日）
事業所番号	管轄区分	支給終了年月日	出産年月日
4. 支給単位期間その1（初日）	（末日）	5. 就業日数	6. 就業時間
7. 支払われた賃金額	8. 支給単位期間その2（初日）	（末日）	9. 就業日数
10. 就業時間	11. 支払われた賃金額	12. 最終支給単位期間（初日）	（末日）
13. 就業日数	14. 就業時間	15. 支払われた賃金額	16. 職場復帰年月日
17. 支給対象となる期間の延長事由一期間	事由	20. 次回支給申請年月日	21. 延長等 22. 未支給区分
18. 配偶者 19. 配偶者の被保険者番号	20. 次回支給申請年月日	21. 延長等 22. 未支給区分	23. 未支給区分
上記の記載事実に誤りがないことを証明します。			
事業所名（所在地・電話番号）		印	
事業主氏名		印	
平成 年 月 日		公共職業安定所長 殿	
申請者氏名		印	

<キリトリ>

育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	事業所名略称	資格取得年月日
被保険者番号	氏名	
次回支給単位期間その1	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
次回支給単位期間その2		休業開始年月日

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
交付平成 年 月 日

TEL



2017. 10

<キリトリ>

（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格確認年月日	休業開始年月日
支給期間	賃金月額	賃金月額の%	賃金月額の%	支給日数	支払方法	
通知内容						

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
交付平成 年 月 日

TEL



2017. 10

その他賃金に関する特記事項

注意

- 注意**

- ### 注意

- 育児休業給付金の支給について
- 休業期間中の各支給単位期間（注）について、その期間において、第1面の「賃金月額」の80％以上の賃金が支払われていないと、就業している日数が10日（10日を超える場合にあっても、就業している時間が80時間以上）であること等の要件を満たす場合に支給を受けることができます。
- この支給を受けるためには、通知内印刷に押された収入税支給単位期間について、指定された次回支給申請日に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に育児休業給付金支給申請書を提出する必要があるります。
- （注）支給単位期間とは、育児休業期間を第1面の「支給開始期日」から起算して1ヵ月ごとに区分した各期間のことをいいます。ただし、休業を終了した日を過ぎる期間については、休業を終了した日までの期間とし、上記の要件を満たす日数にわたって休業している日数を必要とする場合があります。
- （例）労働基準法第65条の2第2項に引続き育児休業する場合は、休業に係る子の出生日から起算して6月8日に当たる日をいいます。
- （例）出産日が4月1日であって、1歳になるまで育児休業する場合は支給単位期間は、5月28日（支給開始期日）～6月27日、6月28日～7月27日、7月28日～8月27日、8月28日～9月27日、9月28日～10月27日、10月28日～11月27日、11月28日～12月27日、12月28日～1月27日、1月28日～2月27日、2月28日～3月27日となります。
- 育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、「（賃金月額）×（支給日数）×40％（当分の間は休業日数÷通算して180日にするまでの間に限り76％、181日以後は50％）として算定され、支給日数は、この支給単位期間につき30日（休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数。）です。第1面の「賃金月額」は支給日数30日とした場合のものであり、休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数として算定される額を限度に支給されます。
- 2 添付されている支給申請書類は、記載された次回支給単位期間について支給要件を満たす場合であっても、その次の「次回支給申請期間」の指定を受けるために、指定された支給申請日に提出する必要があります。この場合、支給申請書の表紙を「次回支給申請期間指定用紙」と訂正してください。
- 3 第1項の「通知」に記載されているときは、その効力があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官に對して審査請求することができます。
- 4 以上のほか、雇用原状を回復することがないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で相談してください。

59631-59670 第4 1歳に達する日から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付

59631-59640 1 概要

59631 (1) 概要

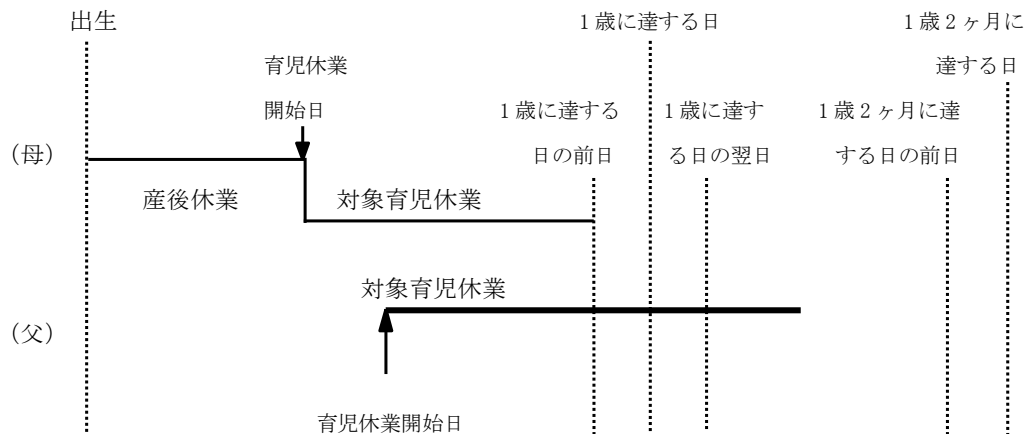
被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下59631-59670において同じ。）が当該子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、当該子の1歳2か月に満たない子を養育するための休業をした場合において、原則として、その休業を開始した日前の2年間にみなし被保険者期間が通算して12か月以上あるときに、支給単位期間について支給する（法第61条の4第6項により読み替えられた同条第1項）。

ただし、当該被保険者の育児休業開始予定日が、①当該子の1歳に達する日の翌日後である場合、②当該被保険者の配偶者の育児休業の初日前である場合は、当該被保険者の育児休業は対象育児休業とはならない。また、当該被保険者の育児休業終了予定日が、当該被保険者の育児休業開始予定日から起算して、育児休業等可能日数（当該休業に係る子の出生した日から当該子の1歳に達する日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該被保険者が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により休業した日数と当該子について法第61条の4第1項に規定する休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後については、支給対象外となる。（省令第101条の11の3により読み替えられた同省令第101条の11第1項）（例示1～7参照）

また、本規定の適用にあたり、配偶者が公務員である場合について、当該配偶者が各種法律（国会職員の育児休業等に関する法律第3条第2項、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項（同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法（第7号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項、裁判官の育児休業に関する法律第2条第2項）の規定による請求に係る育児休業は、育児法上の育児休業ではないが、上記の「配偶者が当該子を養育するための休業」とみなす。（省令第101条の11の4）

本規定の適用については、育児休業開始日が施行日（平成22年6月30日をいう。）以後の場合が対象となることに加えて、育児休業開始日が施行日前の場合であっても、子が1歳に達する日が施行日以後の場合は対象となる。

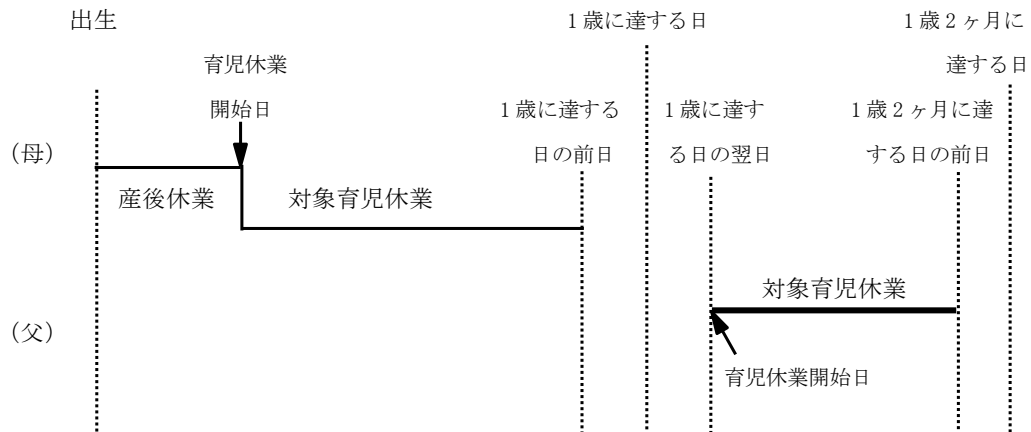
(例示 1) 被保険者 (父) がプラス期間を含み対象育児休業を取得可



※ 被保険者 (父) の育児休業開始予定日が、子が 1 歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者 (母) の育児休業の初日以後であるため可。よって、被保険者 (父) の対象育児休業の支給対象となる期間は、1 歳 2 か月に達する日の前日までの間の最大 1 年間となる。

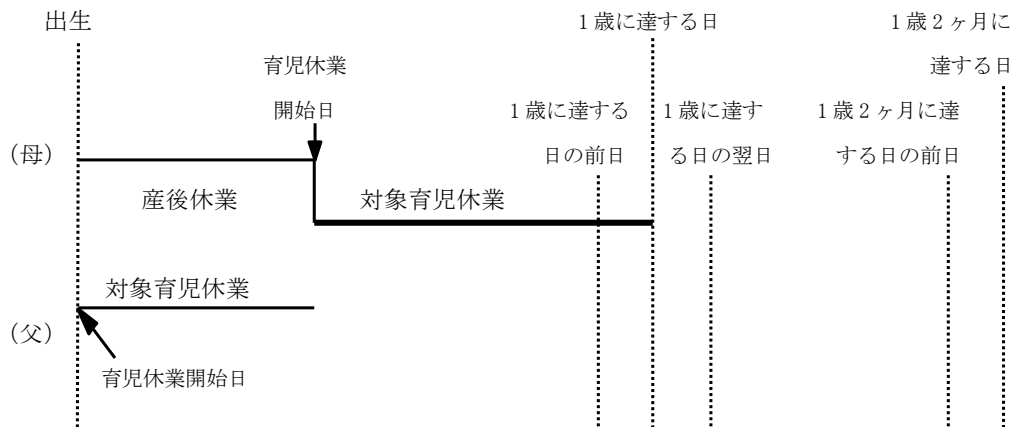
※ プラス期間とは、1 歳に達する日以後 1 歳 2 か月に達する日の前日までの一定の期間をいう。以下、例示 2 から例示 6 において同じ。

(例示 2) 被保険者 (父) がプラス期間を含み対象育児休業を取得可



※ 被保険者 (父) の育児休業開始予定日が、子が 1 歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者 (母) の育児休業の初日以後であるため可。よって、被保険者 (父) の対象育児休業の支給対象となる期間は、1 歳 2 か月に達する日の前日までの間の最大 1 年間となる。

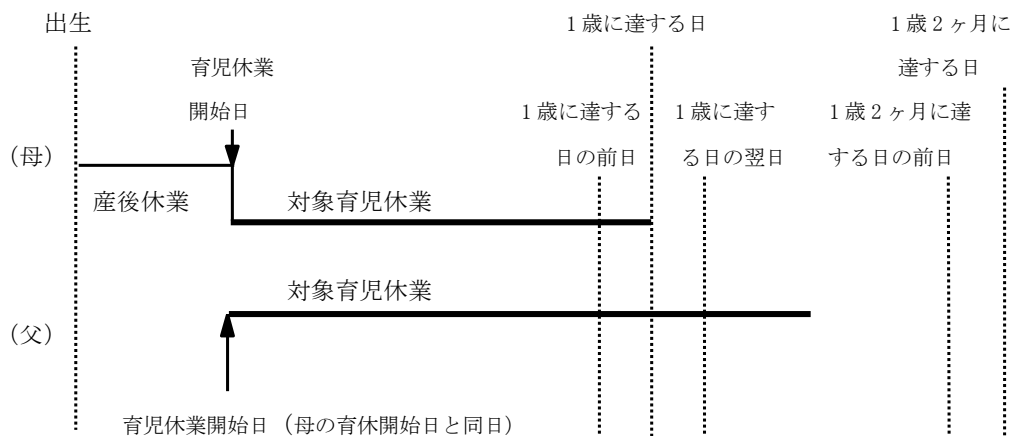
(例示3) 被保険者(母)がプラス期間を含み対象育児休業を取得可



※ 被保険者(母)の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者(父)の育児休業の初日以後であるため可。このため、母は、出産日と産後休業と育児休業期間を合わせて1年間が上限であるため、1歳に達する日までが支給対象となる。

※ なお、父は、59601ハの要件に該当しないため、通常どおり、1歳に達する日の前日までの間の対象育児休業が支給対象となる。

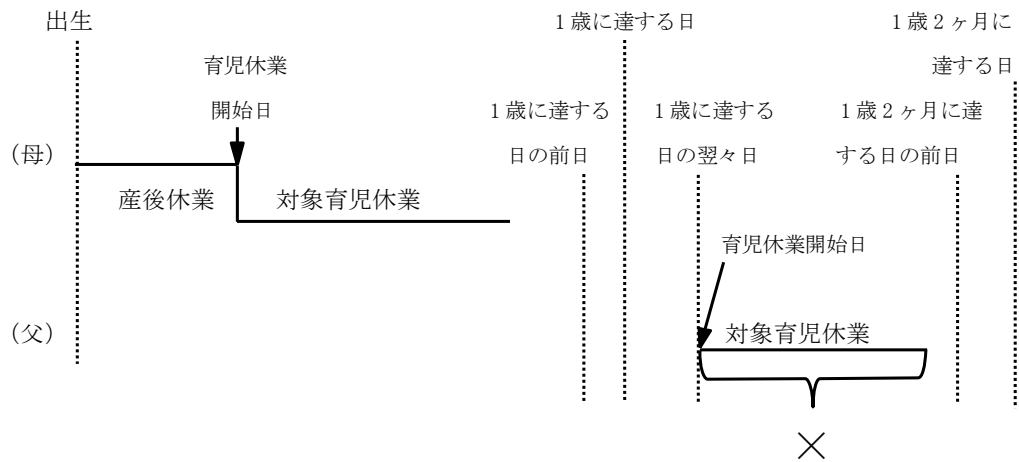
(例示4) 被保険者(父、母両方)がプラス期間を含み対象育児休業を取得可



※ 被保険者(父、母両方)が、それぞれ、育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者の育児休業の初日以後であるため可。

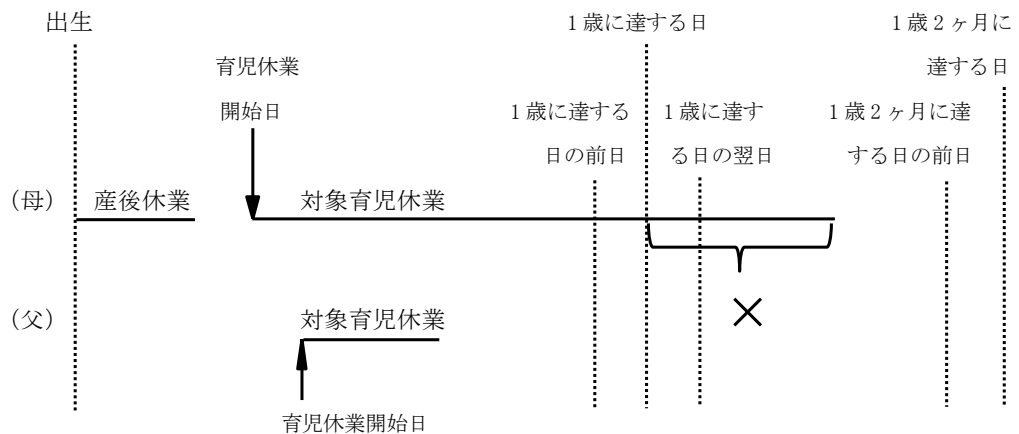
※ 父の対象育児休業期間の上限は、1年間である。母は、出産日と産後休業と育児休業期間を合わせて1年間が上限であるため、1歳に達する日までが支給対象となる。

(例示 5) 被保険者（父）がプラス期間中の対象育児休業を取得不可



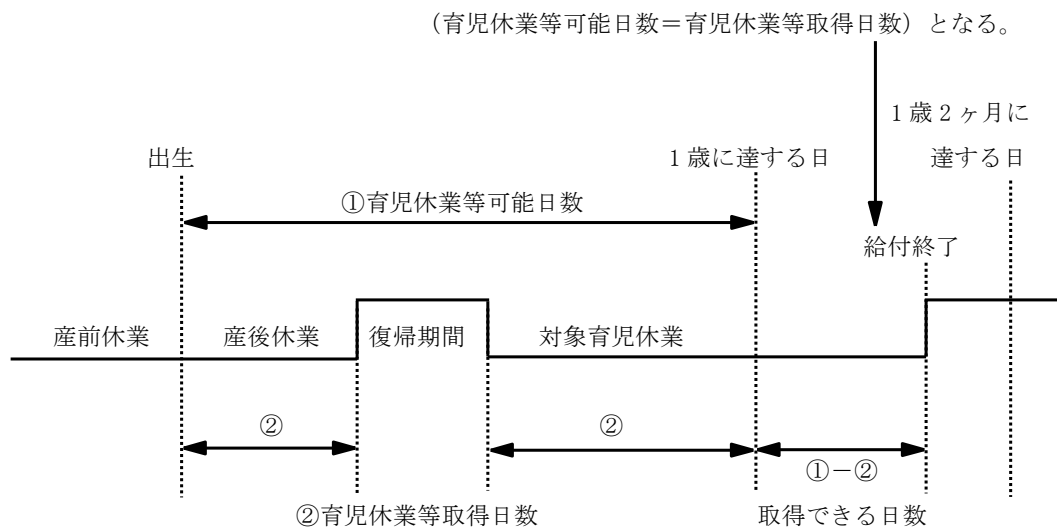
※ 被保険者（父）の育児休業開始日が、子が1歳に達する日の翌日後であるため不可。

(例示 6) 被保険者（母）がプラス期間中の対象育児休業を取得不可



※ 被保険者（母）の育児休業開始日が、被保険者の配偶者（父）の育児休業の初日前であるため不可。このため、母は、通常どおり、1歳に達する日の前日までの間の対象育児休業が支給対象となる。

(例示 7) 育児休業等可能日数等について



- ※ 育児休業等可能日数とは、当該育児休業に係る子の出生した日から当該子の1歳に達する日までの日数をいう。
- ※ 育児休業等取得日数とは、当該子の出生した日以後、被保険者が産前休業（出生日）及び産後休業をした日数と育児休業した日数を合算した日数をいう。
- ※ 被保険者の育児休業終了予定日が、当該被保険者の育児休業開始予定日から起算して、育児休業等可能日数から育児休業等取得日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後については、支給対象外となる。よって、対象育児休業として支給対象となる期間（女性の場合は、出生日以後の産前・産後休業期間を含む。）は、最大で1年間となる。

59641-59650 2 支給申請における取扱い

59641 (1) 1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間の支給申請

- イ 一定の要件（59631 参照。）を満たすことにより育児休業に係る子が1歳に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合には、1歳2か月に達する日の前日までの対象育児休業の期間についても、休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要がある。子が1歳に達する日を含む支給単位期間について対象育児休業として支給申請を行うまでに、配偶者の同一の子に係る育児休業取得の有無及び配偶者の被保険者番号（配偶者が取得した育児休業が育児休業給付の対象である場合に限る。以下同じ。）を支給申請書に記載して提出しなければならないので、その旨事業主及び被保険者に対して周知すること。
- ロ 子が1歳に達する日の属する支給単位期間は、子が1歳に達する日の直前の休業開始日に応当する日から1か月を経過する日までの期間であり、この1か月を経過する日以前に要件（59631 参照。）適用後の休業終了日がある場合はこの休業終了日までの期間となる。
- ハ 子が1歳に達する日又は1歳に達する日の翌日を育児休業開始日として初めて取得する育児休業である場合には、当該休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行

う必要があるので、当該休業開始日を含む支給単位期間について対象育児休業として支給申請を行う際に、上記イと同様に配偶者の育休取得の有無及び配偶者の被保険者番号を支給申請書に記載して提出しなければならないことについて、事業主及び被保険者に対して周知すること。

59642 (2) 1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間に係る記載

イ 初回の支給申請の時点で、1歳に達する日以後1歳2か月に達する日の前日までの一定の期間（以下「プラス期間」という。）も含み、育児休業を取得している場合は、原則として、初回の支給申請書に配偶者の育休取得の有無、配偶者の被保険者番号の記載を行わせることとする。

ロ 上記イ以外の場合については、子が1歳に達する日の前日を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点までに、支給申請書に配偶者の育休取得の有無、配偶者の被保険者番号の記載を行わせることとする。

ハ プラス期間直前の支給単位期間に係る支給申請の時点で、プラス期間を含む育児休業を取得していない場合であって、その後にプラス期間を含めた育児休業を行った場合は、子が1歳に達する日の前日までの期間についての支給申請は、当該期間も含めて、休業開始日に相当する日を初日とする支給単位期間により行うものとし、支給申請書に当該期間、配偶者の同一の子に係る育休休業取得の有無、配偶者の被保険者番号を記載して行う必要がある。

59643 (3) 1歳から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付要件の確認

配偶者育休取得及び配偶者の被保険者番号が記載された支給申請書が提出された場合には、受給資格確認や支給申請の際の添付書類（59531(1)、59542(2)、59612(2)）での確認に加えて、以下の書類を提出させ、①当該被保険者の配偶者が当該子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子の育児休業をしていること、②当該被保険者の育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前であり、かつ、当該被保険者の配偶者の育児休業の初日以後であることを確認する。

イ 被保険者の配偶者であることを確認できる書類

世帯全員について記載された住民票の写し。被保険者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるときは、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等、その事実を証明することができる書類とする。

ロ 被保険者の配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

配偶者の育児休業取扱通知書の写し等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類とする。当該書類がない場合は、確認書類として、任意の様式により、配偶者の育児休業開始日を記載した配偶者の疎明書（配偶者による署名、捺印付き。様式例参照）を提出させる。また、申請書に配偶者の被保険者番号の記載があり、システムにより当該事実を確認できる場合は、当該書類は省略してもよい。

疎明書

私は、配偶者（氏名_____）が平成____年____月____日付けで行った育児休業給付の申請に係る同一の子について、（会社名_____）において、私の申出に基づき事業主が育児休業の取得を認めたことにより、平成____年____月____日から平成____年____月____日まで、育児休業を取得したことを疎明します。

平成____年____月____日

住居所

氏 名

印

公共職業安定所長 殿

（注） 公共職業安定所から、配偶者の事業主に対して、育児休業の取得の事実について確認させていただく場合があります。

59644 （４）１歳から１歳２か月に達する日の前日までの支給単位期間の支給申請期間

イ プラス期間における育児休業について、子が１歳に達する日の前日を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点までに、配偶者の同一の子に係る育児休業の取得の有無、配偶者の被保険者番号の記載による申出が行われた場合は、子が１歳に達する日を含む支給単位期間及びその前又は後の支給単位期間の２つの支給単位期間についての支給申請期間の指定を行う。

ロ イ以外の場合は、子が１歳に達する日の前日を末日とする支給単位期間を対象育児休業の最後の支給単位期間として支給申請期間の指定を行っているものであるが、プラス期間が要件（59631 参照。）に該当している場合は、上記イと同様の期間に支給申請を行えばよいこととし、指定した期間に当該指定に係る支給単位期間のみの支給申請を行わせることはしない。

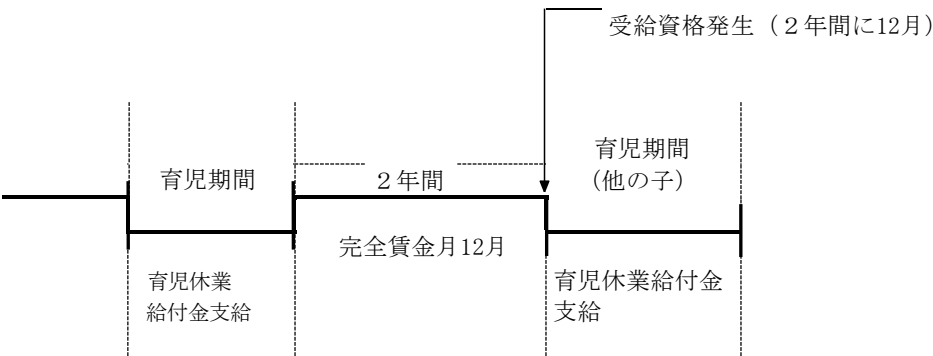
59671-59720 第5 2度目以降の育児休業給付の支給等

59671-59680 1 他の子に係る育児休業給付の支給

59671 (1) 他の子に係る育児休業給付の受給資格確認

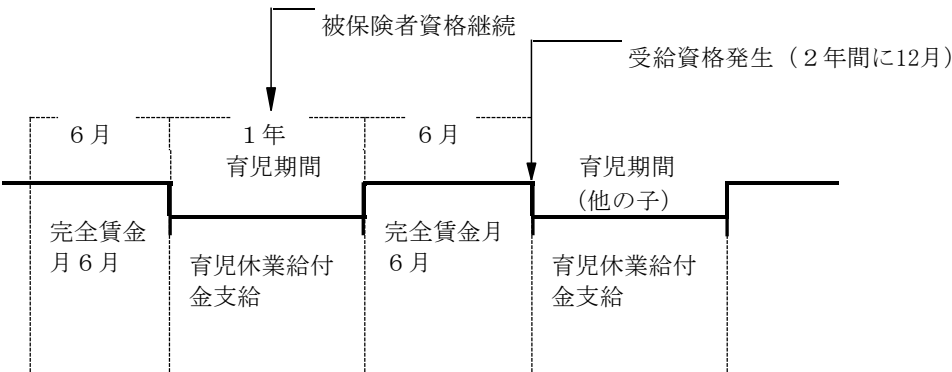
イ 育児休業給付金の支給を受けた者が、職場に復帰後、新たな事由（他の子の育児）により2度目以降の育児休業を取得する場合についても、当該育児休業給付金の受給中は被保険者資格が継続していることから、当該他の子に係る育児休業開始日において59501の受給資格を満たせば、育児休業給付の対象となるため、当該他の子について支給申請手続を行う。

(例示)

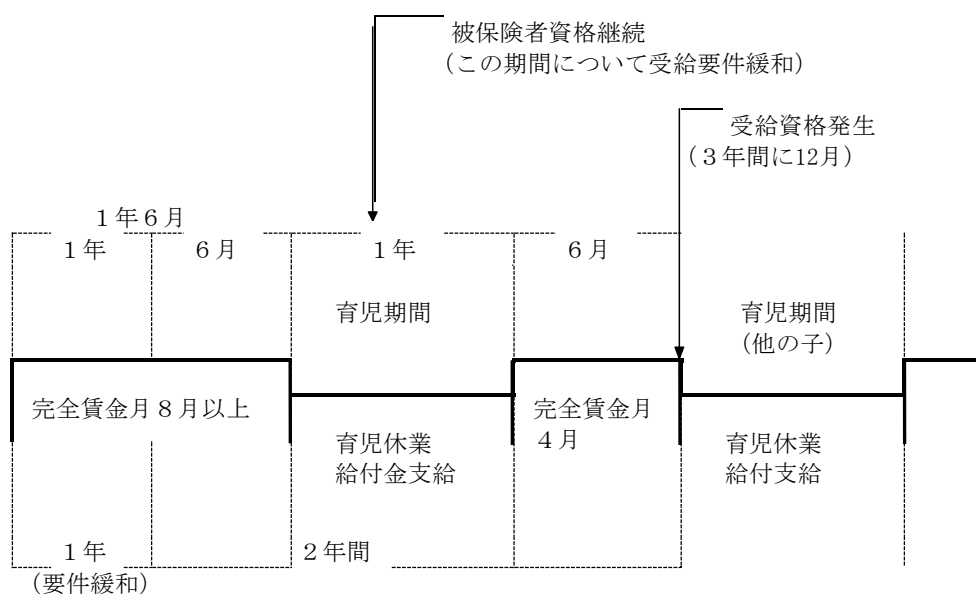


ロ この場合、前の子に係る育児休業後におけるみなし被保険者期間のみでは受給資格を満たさない場合であっても、59533 ロの受給要件の緩和を行うことにより育児休業給付の受給資格を満たすこともあり得るので留意する。

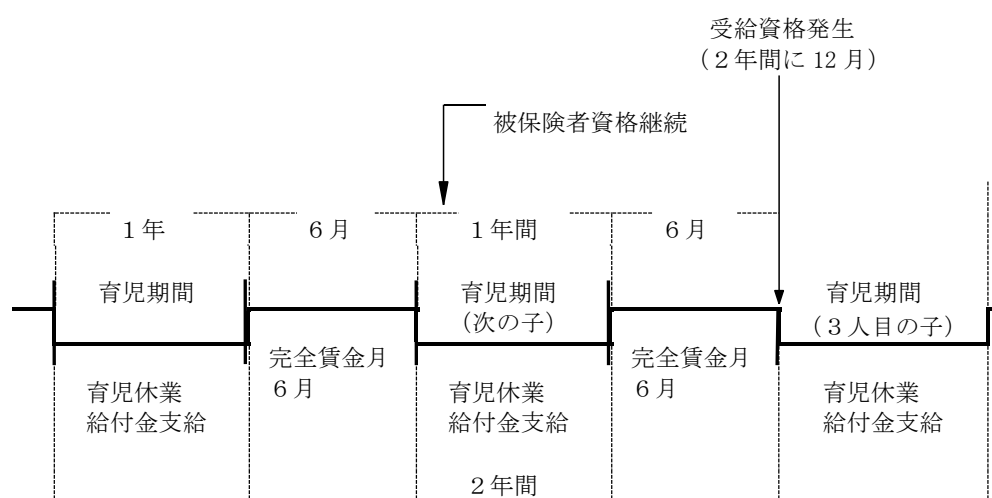
(例示1)



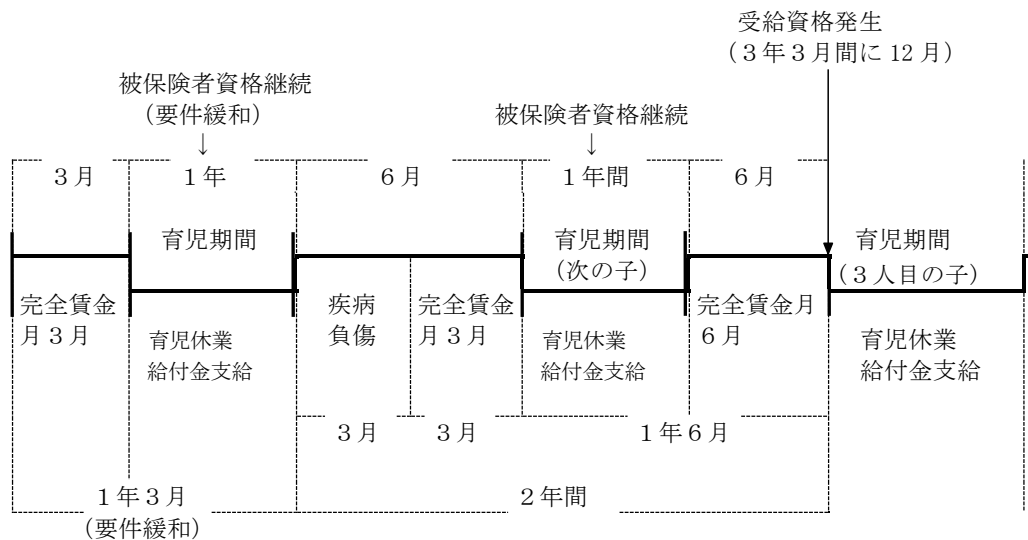
(例示 2) 前回育児休業期間中に賃金の支払いがなく受給要件の緩和を行う場合



(例示 3) 3 回目の育児休業給付金を受給できる場合



(例示4) 受給要件緩和の事由が2つ以上ある場合



59672 (2) 前の子に係る対象育児休業期間の確認

前の子の対象育児休業期間中に他の子に係る産前産後休業又は育児休業や対象家族に係る介護休業が開始された場合は、59503 イにより、前の子に係る対象育児休業はこれらの休業が開始される日の前日までとなる。

したがって、他の子に係る産前産後休業又は育児休業開始直後の前の子に係る支給申請時に、当該支給申請書の備考欄にその旨記載し、事業主の確認印を押印した上で提出するよう事業主及び被保険者に対して指導することとする。

59681-59690 2 同一の子について再度の育児休業給付の支給

59681 (1) 対象育児休業であることの確認

イ 59503 イ(四)①～⑦に掲げる理由により、再度同一の子に係る対象育児休業を取得することができる。

ロ 当該理由により当該新たな休業が終了した場合、新たな休業に係る育児休業給付金の支給は、当該理由により休業を終了した日までとなるので、この理由を確認して、再度同一の子に係る対象育児休業を取得する場合には、支給申請期間の指定を行う。

ハ また、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出生の日から、当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日から、当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。）の期間内に、被保険者（産後休業した者を除く。）が育児休業をしたことがある場合は、再度同一の子に係る対象育児休業を取得することができる（59503 例示4参照）。このため、母子健康手帳により出産日及び出産予定日を確認し、育児休業取扱通知書等により当初の育児休業開始日及び育児休業終了日が当該期間内にあるかを確認した上で、再度同一の子に係る対象育児休業を取得する場合には、支給申請期間の指定を行う。

ニ さらに、延長事由（59503 ハ及びニ参照。）に該当するものであって、一定の場合（59601 ハ及び 59606 ハ参照。）に限り、対象育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であっても、対象育児休業と取り扱うことができる。このため、被保険者の育児休業開始日と配偶者の育児休業終了日を確認した上で、再度同一の子にかかる対象育児休業を取得する場合には、支給申請期間の指定を行う。配偶者の育児休業終了日の確認については、配偶者の育児休業取扱通知書の写し等とするが、当該書類がない場合には、59643 ロの配偶者の疎明書（配偶者による署名、捺印付き）を提出させる。

ホ 上記イからニにより、再度同一の子に係る対象育児休業を取得する場合については、上記に加えて、次の様式例により、事業主に対して確認を行うこととする。

確認書

被保険者氏名 _____ 被保険者番号 _____ - _____ - _____

上記の者に係る同一の子についての育児休業の再度取得については、以下のとおりです。

※ 同一の子についての育児休業の再度取得の理由について、以下のいずれかを○で囲んでください。

- 1-1 当初の育児休業が終了した理由が他の子に係る産前産後休業及び育児休業を取得したためであ
って、当該他の子が死亡した場合、養子となったこと等の事情により同居しなくなったため
- 1-2 当初の育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであって、当該介護休業に係る対象
家族の死亡、離婚、婚姻の解消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなったため
- 2-1 配偶者が死亡したため
- 2-2 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態に
なったため
- 2-3 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申し出に係る子と同居しなくなったため
- 3-1 育児休業の申し出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上
の期間にわたり世話を必要とする状態になったため
- 3-2 育児休業の申し出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行ってい
るが、当面その実施が行われないため
- 4-1 当初の育児休業が、産休特例期間（注1）内におさまっているため
- 5-1 配偶者の延長交替（注2）として取得するため

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 公共職業安定所長 殿

事業所名（所在地）

事業主氏名 _____ 印

（注1）「産休特例期間」とは、育児休業に係る子の出生日から8週間後までの期間（出産予定日前に子が出生した場合は、出生日から出産予定日の8週間後までの期間。出産予定日後に子が出生した場合は、出産予定日から出生日の8週間後までの期間）をいう。

（注2）「配偶者の延長交替」とは、①配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしており、本人の育児休業開始予定日が1歳に達する日の翌日である場合、②「パパ・ママ育休プラス」制度の利用により、配偶者の育児休業終了予定日が1歳に達する日後である場合は、本人の育児休業開始予定日が配偶者の育児休業終了予定日の翌日である場合をいいます。

（注3）この他、必要な書類にて確認させていただく場合があります。

59682 （２）支給申請手続

- イ 同一の子に係る再度の対象育児休業については、改めて受給資格の確認を行う必要はなく、当該再度の対象育児休業に係る支給単位期間は、当初の休業開始日の応当日ごとに区切られる期間となる。
- ロ 当該再度の対象育児休業の最初の支給単位期間は、当該再度の対象育児休業の初日から直後にくる当初の休業開始日の応当日の前日までの期間となる。この支給単位期間についての支給に当たっては、就業していると認められる日数が 10 日（10 日を超える場合は、就業していると認められる時間が 80 時間）以下（59503 ホ(ロ)参照）であることが必要となるので留意する。
- ハ この再度の対象育児休業を取得する旨の申出があった際には、新たに支給申請期間を指定して通知することとする。

59691-59700 3 被保険者資格を喪失後に取得する育児休業についての育児休業給付の支給

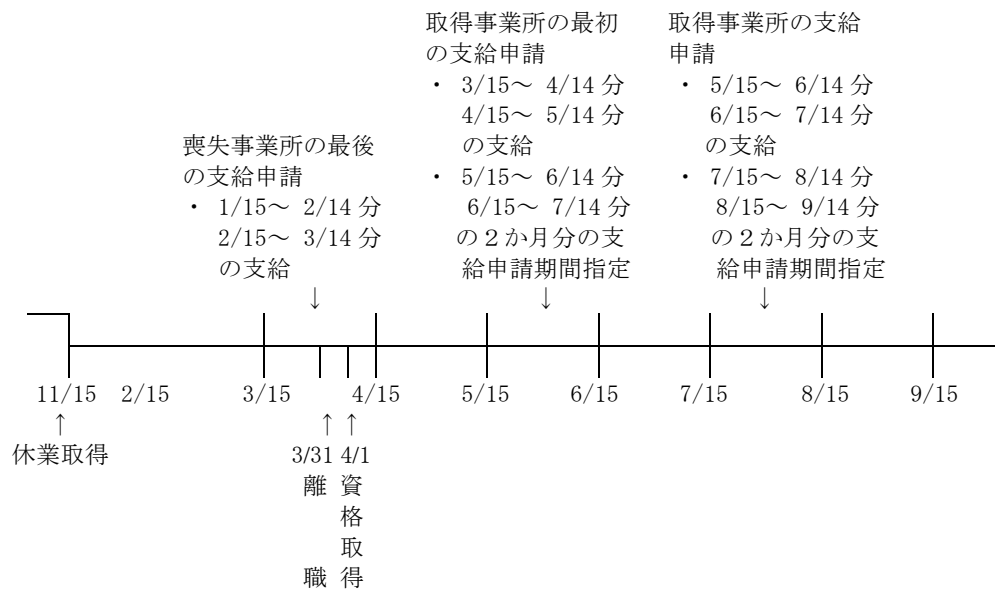
59691 (1) 1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合の申請手続

- イ 1日の空白もなく被保険者資格を取得し、引き続き育児休業を取得する場合は、当該喪失に係る被保険者資格に基づく育児休業給付の受給資格が、そのまま継続することとなる。この場合、被保険者資格の取得日の属する支給対象期間も支給の対象となりうるので留意する。
- ロ この場合には、新たな事業主に対して、当該取得届の提出にあわせて、新たな支給申請期間の指定を行うこととなる。

59692 (2) 1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の申請手続

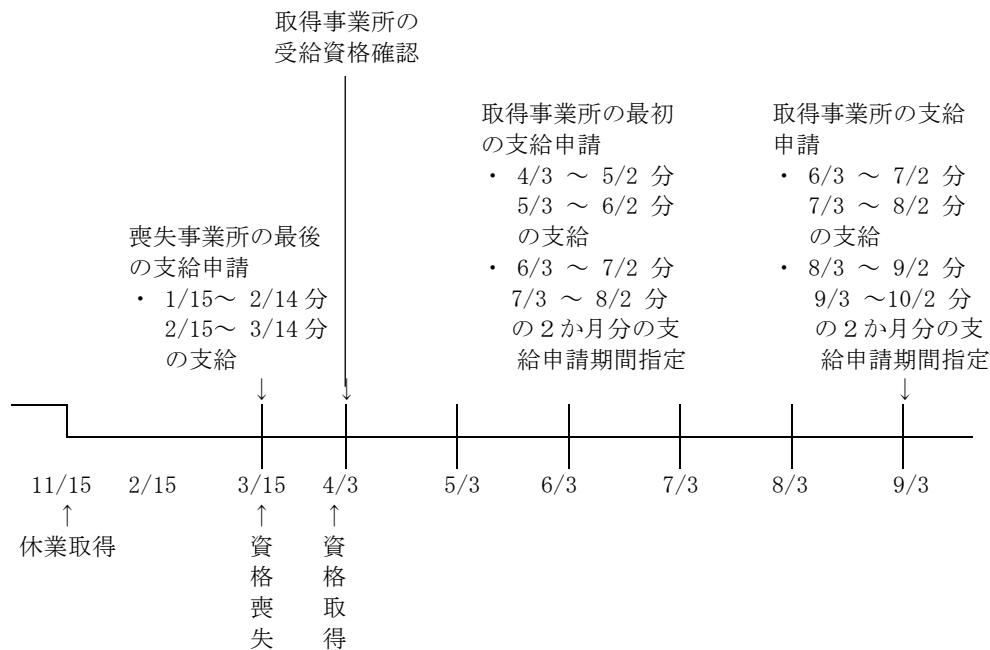
- イ 育児休業給付金を受給中に被保険者資格を喪失した場合については、当該喪失に係る事業所管轄安定所に対して、当該喪失日の前日の属する支給単位期間の前の支給対象期間（当該喪失日が応当日となる場合は、喪失日の前日の属する支給対象期間）までについて支給申請することができる。
- ロ この場合、当該支給対象期間に係る育児休業給付金の支給申請については、当該受給資格者であった者を雇用していた事業主は、支給申請期間中でなくとも、被保険者資格を喪失した日以後、当該先に指定されていた支給申請期間の末日までであれば、これを行うことができる。
- なお、被保険者資格を喪失した場合は、その後に基本手当等の受給が行われることが多いので、この支給申請については、なるべく当該受給資格者であった者の資格喪失届の提出と同時にを行うよう、関係被保険者及び事業主を指導することとする。
- ハ 被保険者資格を喪失した後、1日以上空白があつても、基本手当の受給資格の決定を行わずに被保険者資格を取得し、育児休業を行う場合は、当該新たに取得することとなった被保険者資格に基づき、再度育児休業給付の受給資格の確認を行う必要がある。
- この場合の手続は、新たな事業主の下で、当該事業所の管轄安定所に行うこととなるが、賃金日額の算定に当たっては、休業開始時賃金月額証明書に代えて当該喪失に係る離職票により行うこととなるので、その旨事業主及び被保険者を指導する。
- また、この新たな育児休業給付の受給資格に係る育児休業給付金の支給単位期間は、当該被保険者資格に基づく休業開始時点から新たに起算することとなる。

(例示 1) 育児休業給付金受給中に被保険者資格を喪失した場合の育児休業給付金の申請手続 (11/15 に育児休業開始、3/31 に離職、4/1 に資格取得)



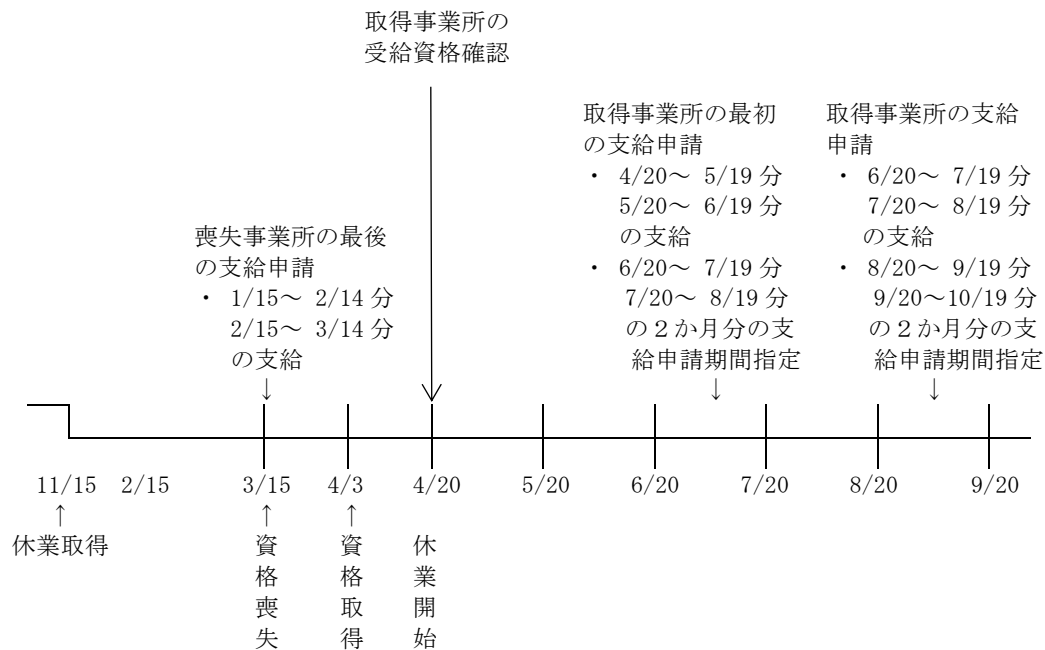
(注) 当該支給対象期間の直前の支給対象期間までが喪失に係る事業主の申請となり、当該喪失日の属する支給申請期間以後は取得に係る事業主の申請となる。

(例示 2) 育児休業給付金受給中に被保険者資格を喪失した場合の育児休業給付金の申請手続 (11/15 に育児休業開始、3/14 に離職、4/3 に資格取得し、当該取得と同時に休業した場合)



(注) 離職日が支給対象期間の末日 (3/14) の場合については、当該支給対象期間すべてが喪失に係る事業主の被保険者であり、他の事業主の被保険者となるのは翌日以後となるので、当該喪失日の属する支給対象期間 (2/15～3/14) までが、喪失に係る事業主の申請となる。

(例示 3) 育児休業給付金受給中に被保険者資格を喪失した場合の育児休業給付金の申請手続 (11/15 に育児休業開始、3/14 に離職、4/3 に資格取得し、当該資格取得後 4/20 日に休業を開始した場合)



ホ 育児休業給付の受給資格者であった者が被保険者資格を喪失し、基本手当又は高年齢求職者給付金の受給手続のために来所した場合は、通常の手続により基本手当又は高年齢求職者給付金の支給決定等の手続を行う。この場合、当該被保険者資格の喪失前の育児休業期間については、育児休業給付金を受給していたか否かにかかわらず、当該期間に賃金の支払いがなかった場合には、受給要件の緩和が可能であるので留意する。

また、基本手当又は高年齢求職者給付金の受給手続に来所した者について育児休業給付の申請が行われていないことがある場合は、離職時の事業所管轄安定所に対して速やかにその手続を行うよう指導すること。

59701-59710 4 出向後に取得する育児休業についての育児休業給付の支給

59701 (1) 出向後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合

イ 育児休業給付の受給資格者が出向した場合であって、当該出向が在籍出向であるか移籍出向であるかにかかわらず当該被保険者資格の喪失後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合には、雇用関係は継続しているとみなされるので、当該喪失が離職によるものか否かにかかわらず、当該出向のあった月についても通常どおり支給要件を判断することとなる。

なお、出向直後の支給申請期間及び、この期間に係る支給対象期間は出向元事業主の下で決定された期間について、出向先事業主の事業所管轄安定所に提出することとする。

ロ 出向が行われた場合においては、被保険者資格は主たる賃金の支払がある方となるが、出向元事業主と出向先事業主の双方で賃金支払いがある場合には、被保険者資格を有することとなった事業主の雇用関係に基づく賃金額のみならず、もう一方の雇用関係に基づく賃金の支払額についても、支給申請において申告することとする。

この場合、当該被保険者資格を有する雇用関係に基づく賃金額に、もう一方の雇用関係に基づき支払われた賃金額及び育児休業給付金の額を加えた総額が、賃金月額80%を超える場合は、当該超過分を減額して支給する。

休業終了日を含む支給単位期間については、休業開始時賃金日額に当該支給単位期間の支給日数を乗じて得た賃金月額の80%と支払われた賃金額とを比較して判断する。

ハ 出向に係る雇用保険法上の取扱いについては、出向の形態が当該出向元事業主の雇用関係を終了する場合であって、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたものについては移籍出向、それ以外のものについては在籍出向として取り扱うこととしていること。また、在籍出向が行われた場合の被保険者資格は、主たる賃金の支払いがある事業主の雇用関係について生じるものであること。

59702 (2) 出向後1日以上空白があつて被保険者資格を取得する場合の申請手続

イ 在籍出向であるか移籍出向であるかにかかわらず、当該出向に基づき被保険者資格の喪失後、1日以上空白があつてから出向先事業所に再雇用されて被保険者資格を取得することとなった場合については、当該新たな被保険者資格を取得した時点で、再度受給資格の確認を行うこととする(59692ハ参照)。

ロ 当該出向により、被保険者資格の喪失後1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の当該被保険者資格喪失前までの育児休業給付金の支給は、59692イにより取り扱うので、当該受給資格者は、当該被保険者資格を喪失した日の前日の属する支給単位期間の前の支給単位期間(ただし、当該資格喪失日が、応当日となる場合は、当該喪失日の前日の属する支給単位期間も含む。)までの間に係る育児休業給付金申請書を、当該喪失に係る事業主を通じ当該資格喪失以後支給申請期間内の末日までに事業所管轄安定所に提出することとする。

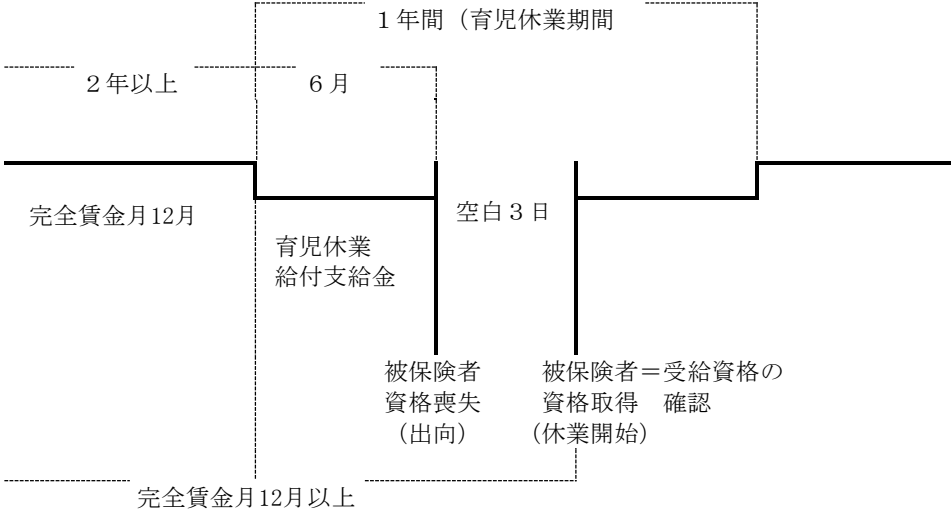
ハ 被保険者資格を喪失した後、1日以上空白があつても、被保険者資格を取得し、育児休業を行う場合は、新たに取得することとなった被保険者資格に基づき、再度育児休業給付の受給資格の確認を行う必要がある。

この場合の手続は新たな事業主の下で、当該事業所の管轄安定所に行うこととなるが、賃金日額の算定に当たっては当該被保険者資格の喪失に基づく離職票又は期間等証明書(原則とし

て当該被保険者資格喪失前2年間分)を新たな被保険者資格に係る事業主に提出し、当該事業主を通じて、事業所管轄安定所に対し行うこととなる。

また、この新たな育児休業給付の受給資格に係る支給対象期間は、当該新たな休業開始時点から起算して1か月を一の支給対象期間として、以下同様にして、二の支給対象期間について、その支給申請月を指定する。

(例示) 出向により出向元事業所の被保険者資格を喪失した後、1日以上空白があってから、出向先事業所の被保険者資格を取得した場合



59721-59740 第6 未支給育児休業給付金の支給

59721-59730 1 未支給の育児休業給付金の支給

59721 (1) 未支給育児休業給付金の支給対象者

イ 未支給育児休業給付金の支給対象者は、死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子（養子を含む）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「遺族」という。）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。

ロ 未支給育児休業給付金の支給対象者については、次の点に留意する。

- (イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。ただし、民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り扱う。
- (ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記で述べた順序である。また、支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる。したがって、1人の者から請求があれば、請求権の時効の中断の効果は他の親族にも及ぶこととなり、また、同順位者が2人以上あっても請求人の1人に全額を支給すればよいこととなる。
- (ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。したがって、生計を維持されたことを要せず、また、必ずしも同居していたことを要しない。生計を維持させていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

59722 (2) 未支給育児休業給付金の支給対象となる期間

イ 未支給育児休業給付金のうち、死亡者が、死亡したため、所定の来所日に公共職業安定所に出頭し支給申請ができなかった育児休業給付金についても、受給資格を判断した上で支給を行う。

したがって、支給対象期間でない月、すなわち本来受給資格者が死亡していなくても育児休業給付金を受けることができない月（就労して一定額以上の賃金の支給を受けていた場合等）については支給されない。

ロ 未支給育児休業給付金の支給は、死亡の日の属する支給単位期間について行うことができない。ただし、死亡の時刻等を勘案し、死亡の日を含めて支給要件を判断できる場合は、当該死亡の日を含めて支給対象期間であるか否かを判断して差し支えない。この場合、おおむね正午以後に死亡した者については、当該死亡した日を含めて判断することとなる。

59723 (3) 未支給育児休業給付金の請求

イ 遺族が、未支給育児休業給付金のうち、死亡者が死亡のため支給申請を行うことができなかった期間に係る育児休業給付金の支給を受けようとするときは、当該死亡者の事業所管轄安定所に出頭し、支給の請求を行わなければならない。

また、公共職業安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、遺族の代理人が未支給育児休業給付金の支給に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、支給の申請を行うことができる。この場合の「やむを得ない理由」とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させる。

ロ 民法第 30 条の規定により失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、失踪宣告を受けた者に係る支給の請求については、次のとおり取り扱う。

(イ) 民法第 30 条第 1 項の規定に基づき失踪宣告を受けた受給資格者については、失踪期間（7 年間）の満了の時に死亡したものとみなされるため受給資格者自身、長期にわたって支給申請日に不出頭であり、死亡していなくても支給決定を受けることができないものと考えられるので、遺族から未支給育児休業給付金の支給の請求があっても支給できない。

(ロ) 民法第 30 条第 2 項の規定に基づき、失踪宣告を受けた受給資格者については、「危難ノ去リタル時」に死亡したとみなされるため、(イ)の者とは取扱いが異なり支給決定がなされ得るものである。

ハ 支給の請求は死亡者の死亡の当時において雇用されていた事業所管轄安定所に対して行う。なお、管轄安定所長は遺族の申出により遺族の住所又は居所を勘案し、必要と認めるときは、未支給育児休業給付金の支給に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる。

59724 (4) 未支給育児休業給付金の支給手続

イ 未支給育児休業給付金に係る未支給失業等給付請求書（様式第 10 号の 4）の提出については、以下のとおり取り扱う。

(イ) 未支給育児休業給付金受けようとする遺族（以下「未支給給付請求者」という。）は、死亡者に係る安定所の長に、未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

(ロ) 未支給失業等給付請求書には、次の書類を添付しなければならない。

a 死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調査の写し、住民票謄本等官公署又は医師の証明書である。

b 未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類

例えば、住民票の謄（抄）本、戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書等である。なお、未支給給付請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。例えば、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等である。

また、未支給給付請求者と死亡者が同一世帯にあり、申請時に未支給給付請求者と死亡者の個人番号を取得できた場合は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携による情報照会により住民票情報を取得できるため、

未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類は省略できる（情報照会においては、未支給給付請求者と世帯主、死亡者と世帯主の続柄をそれぞれ確認することで、未支給給付請求者と死亡者の続柄を確認すること。）。

- c 未支給給付請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
例えば、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等である。なお、別居していた者にあっては送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等である。

- h) (ロ)の書類のほか、育児休業給付金支給申請書を提出させる。

また、未支給給付請求者が別居していたこと等により死亡者の日常生活を把握していない場合には、当該死亡者を雇用していた事業主の署名捺印をとることによって、休業証明書に代えることとして差し支えない。ただし、既に当該死亡者が提出しているときはこの限りではない。また、提出させる届及び支給申請書の氏名欄には死亡者の氏名を記載させる。

ロ 未支給育児休業給付金の請求の手続

- (イ) 未支給給付請求者は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に管轄安定所に出頭して未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

- (ロ) 死亡者が支給要件の確認を受けていない未支給育児休業給付金の支給を受けようとする場合における当該死亡者について支給要件に該当しているか否かの確認は、未支給失業等給付請求書及び育児休業給付金支給申請書を提出した上、これを受けることが必要である。

- (ハ) 上記の請求の期限の日が行政機関の休日にかかる場合は業務取扱要領50273のイのまた書に準ずる。

ハ 未支給失業等給付請求書の個人番号の取扱い

事業主を通じて死亡者の遺族から未支給失業等給付請求書が提出された場合、遺族の住所、氏名、及び押印、代理人である事業主の住所、名称及び押印がある委任状により代理権の確認を行うとともに、事業主の身元（実在）確認は登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに「社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」により行うものとする。この際、事業所が雇用保険の適用事業所となるための手続を行う際に、登記事項証明書等により、実在する事業所であることを確認済みであるため、登記事項証明書等の提出は省略し、申請書を持参した者の社員証等で確認することとして差し支えない。

未支給の失業等給付の支給を受けようとする者の個人番号は、50005(5)ロ(イ)、(ロ)に準じて行う。代理人（本人を雇用する事業主を除く）による申請が行われた場合であって、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があった場合は、上記の50005(5)ロ(イ)の確認に加えて、委任状により代理人の代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認する。

また、死亡者の個人番号は、番号法第16条に基づき、未支給給付請求者に本人確認の措置をとる義務があるため、安定所では本人確認の措置をとることは不要である。

ニ 未支給育児休業給付金の支給

- (イ) 未支給育児休業給付金は支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する。

また、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。

- (ロ) 未支給給付請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。なお、遺族が請求しないで死亡した場合は、その遺族の相続人は未支給育児休業給付金の請求権者とはなれない。この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。

- (ハ) 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給育児休業給付金を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合は、その者に未支給育児休業給付金を支給しなければならない。この場合、下位の順位者に既に支給した未支給育児休業給付金については返還を求めなければならない。

59725 (5) 未支給育児休業給付金に係る未支給失業等給付請求書の事務処理

遺族から未支給育児休業給付金に係る未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて請求のあった育児休業給付金につき支給要件に該当するものであるか否か及び未支給給付請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給又は不支給を決定する。

様式第10号の4（第17条の2関係）

未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏 名			支 給 番 号						
	被 保 険 者 番 号									
	個 人 番 号									
	死 亡 の 当 時 の住所又は居所									
	死 亡 年 月 日	平成	年	月	日					
2. 請 求 者	氏 名（カナ）									
	氏 名									
	個 人 番 号									
	生 年 月 日	平成 昭和	年	月	日	性 別				
	住 所 又 は 居 所									
	死亡した者との関係									
3. 請求する失業等 給 付 の 種 類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢求職者給付金・ 特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・ 常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・ 高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金・育児休業給付金・介護休業給付金									
上記により未支給の失業等給付の支給を請求します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 請求者氏名 印 地方運輸局長										
※公共職業安定所又は 地方運輸局記載欄										
	所 属 長		次 長		課 長		係 長		係	

注意

- この請求書は、受給資格者、高齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者又は雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下「受給資格者等」という。）が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長（ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金は公共職業安定所の長に限る。）に提出すること。
- 1の個人番号欄には請求者が死亡した者の個人番号を記載してください。2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
- 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(18)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
 - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
 - 就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
 - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
 - 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書又は、教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受領証明書
 - 高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金を請求するとき……高齢雇用継続基本給付支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付金支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
 - その他必要な書類
- 請求者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

2017. 7